

に設置したる子安變電所は九年八月二十五日當該官廳の認可を得て使用を開始したり。

抑も大正七、八、九年間は電氣需要の最高潮を示せる時期なると共に、物價騰貴の頂點に昇れる際にして、本社經濟の最も膨張し收支按配に最も考慮を要したる時期なり。従つて經營上過去に於て經驗せざりし幾多の重大問題に逢着したり。即ち九年上半年期の營業成績は電燈二萬六千餘燈、電動機三百五十三馬力、電力及電熱裝置千二百六十一キロワットを増加し、營業收入に於ては前年下半年期に比し五十四萬八千餘圓を増加せりと雖、營業支出に於て諸給料九萬四千餘圓、使用電力費貳拾萬四千餘圓、石炭費拾六萬八千餘圓、利息九萬參千餘圓其他を合せ六拾九萬六千餘圓を増加したるが爲に、利益金は前年下半年期に比して却つて拾四萬七千餘圓を減少したり。然るに戰後に於ても戰時の好調を持続し、更に一層の好況に向はんことをせし我が經濟界は同年三月突如恐慌を

惹起し、爾來商工業の打撃益々深甚なるものあり、其餘波は下半年期に入りて又本社營業上にも波及し來れり。同下半年期に於ては電燈二萬二千餘燈、電熱裝置四百九十キロワットの増加を告げたるも、一方電動機三百四馬力を減少するの外、電燈電力に於て著しく其使用量の減じたる爲に、結局收入に於て貳拾壹萬餘圓を減少し、尙支出に於ては最近五年間異常なる増進率を示せる物價騰貴の趨勢は本期に入りて殆ど其極度に達し、之に伴ひて本社の給料、諸修繕費の増加止むを得ざるものありしが上に、使用電力費も亦其値上を餘儀なくせられ、加之社債利子の増加等彼此相累層して經費の膨張夥しきものあり。然れども他の一方に於て前述せる如く東京電燈會社より剩餘水力電氣の供給を受くるに至りしが爲に著く石炭費を減ずることを得、結局前半期に比較し拾八萬餘圓の利益増加を見たり。只冬期湯水に際しては再び石炭費の増大すべきこと必至の勢にして利益安定を圖るが爲、止むを得ず電燈電

力料金の値上を計畫し十年一月より之を實行せり。

【營業目的の擴充と定款改正】

戰時經濟界反動の第一期に於

ける本社營業の成績は前述の如くにして、電氣需要の上に少しく反動の兆候を示せりと雖斯の如きは反動期一時の假相に止り、戰時中に興起したる諸般事業の早晚復活し來るべきことは、既往の歴史に徴して明なると共に、本社三十年の歴史も亦之を立證して餘りある所なり。今に於て供給能力の豊富を圖り、以て將來の需要増進に備ふるは當然の用意なりとす。而して供給能力増加の策如何と顧るに、火力には困難なる燃料問題あり、水力には好水源の容易に得難き事情と、一時に大資本を固定するが爲に其竣工前會社の配當率を減少するの不便あり、是に於て本社は他と共同して電力供給事業を起し、其竣成を待ちて本社の供給出力を増加するの策を定め、此目的を以て九年二月六日株主總會の決議を経て定款を改正し、第二條營業目的「自ら電氣を起し又は他よ

り其供給を受け一般の需用に應じて電燈電力の供給及電氣作用に關する器械の製造装置又は賣買を爲すこと」の次に、並に上記の目的を達するに必要又は便宜の場合には他人と共同して電氣事業及其附帶の事業を經營し又は是等事業を經營する會社の株式を取得することを得の一項を加へ以て電氣事業共營の道を定めたり。九年十一月末現行定款の全文は左の如し。

横濱電氣株式會社定款

第壹章 總 則

第壹條 當會社ハ横濱電氣株式會社ト稱シ本店ヲ横濱市ニ支店ヲ横須賀市ニ設置ス

第貳條 當會社營業ノ目的ハ左ノ如シ

- 一、自ら電氣ヲ起シ又ハ他ヨリ其供給ヲ受ケ一般ノ需用ニ應シテ電燈電力ノ供給及電氣作用ニ關スル器械ノ製造装置又ハ賣買ヲ爲スコト並ニ上記ノ目的ヲ達スルニ必要又ハ便宜ノ場合ニハ他人ト共同シテ電氣事業及其附帶ノ事業ヲ經

第二章 本社の發達

營シ又ハ是等事業ヲ經營スル會社ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

二、石炭瓦斯製造及之ニ附帶スル事業

三、電氣鐵道ヲ敷設シ一般運輸ノ事業

第參條 當會社ノ資本金額ハ壹千五百萬圓トス

第四條 當會社ノ公告ハ登記ニ關シ所轄區裁判所ノ公示スル新聞紙ヲ以テス

第貳章 株式

第五條 當會社ノ株式ハ參拾萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第六條 當會社ノ株券ハ五拾株券拾株券壹株券ノ參種トス

但株券ハ記名式トシ無記名式トナスコトヲ得ス

第七條 株金拂込期日拂込株式ノ順序及金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ貳週間以

前其株主ニ通知スヘシ

第八條 株金拂込ヲ怠リタル株主ハ其期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付壹日金參錢五厘ノ割合ヲ

以テ遅延利息ヲ支拂ヒ且其遅延ノ爲メ生シタル費用ヲ支拂フヘシ

第九條 株式ヲ賣買讓與スルトキハ雙方連署ノ請求書ヲ作り當會社へ申出テ株主名簿ニ

登録ヲ請ヒ其株券ニ證明印ヲ受クヘシ

第拾條

前項ノ場合ニ於テハ各株券壹枚ニ付金五錢ノ手数料ヲ徵收ス

株券ヲ損傷紛失又ハ滅失セシトキハ其事由ヲ明記シ貳人以上ノ證人連署ノ證書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

但紛失又ハ滅失ノ場合ニ於テハ其旨參種以上ノ新聞紙ヲ以テ公告シ參ヶ月ヲ

經テ尙發見セス又異議ナキトキハ代株券ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ公告料及各株券壹枚ニ付金參拾錢ノ手数料ヲ徵收ス

第拾壹條

株主ノ住所カ外國ニアルトキハ日本帝國內ニ於テ通知ヲ受クヘキ場所ヲ定メ

之ヲ届出ツヘシ若シ其届出ナキトキハ總テノ通知ニ關シ當會社ハ其責ニ任セス

第拾貳條

株主ノ姓名實印住所又ハ前條ノ通知ヲ受クヘキ場所ニ變更アリタルトキハ直

ニ當會社へ申出ツヘシ

姓名及實印ヲ變更シタル場合ニ於テハ貳人以上ノ保證人ヲ要ス

第拾參條

株券名義書換ハ定時總會前參拾日間以内相當ノ期間ヲ定メ之ヲ停止ス

第參章 役員

第拾四條

總會ニ於テ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ取締役九名監査役參名ヲ選舉ス

取締役又ハ監査役ノ定數ニ缺員ヲ生スルモ尙法定ノ數ヲ缺カサル場合ハ次期定

第二章 本社の發達

第二章 本社の發達

時總會マデ其補缺選舉ヲ爲サ、ルコトヲ得

補缺選舉ニ當選シタルモノハ前任者ノ殘任期ヲ繼クモノトス

第拾五條 取締役ノ任期ハ參箇年トシ監査役ノ任期ハ貳箇年トス

但滿期再選スルコトヲ得

第拾六條 取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名常務取締役壹名又ハ貳名ヲ選舉ス

社長ハ取締役會ノ議長ト爲リ且會社ヲ綜理シ支配人主任技術者以下ノ給料ヲ定メ之ヲ任免黜陟ス

常務取締役ハ社長ヲ輔佐シ專ラ業務ヲ執行ス

第拾七條 取締役ハ其在任中自己所有ノ當會社株式百株ヲ監査役ニ供託ス

第四章 總會

第拾八條 總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ議事ニ涉ルコトヲ得ス

第拾九條 定時總會ハ毎年六月拾貳月ノ兩度ニ開會ス

第貳拾條 株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得ト雖モ其代理人ハ必ス當會社ノ株主ニ限ル

第貳拾壹條 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第貳拾貳條 總會ノ決議ニ付可否同數ナルトキハ議長ハ裁決權ヲ有ス議長ハ裁決權ヲ有スルカ爲メニ自己固有ノ議決權ヲ妨ケス

第貳拾參條 總會ニ於テ議決シタル事件ハ決議録ニ記載シ取締役監査役署名シ之ヲ保存ス

第五章 計算

第貳拾四條 當會社ハ毎年五月拾壹月ノ終リニ於テ諸勘定ヲ決算ス

第貳拾五條 當會社ノ損益計算ハ總益金ヨリ總支出金ヲ引去リ其殘額ヲ以テ利益金ト爲シ之ヲ分配スルコト左ノ如シ

法定準備金	利益金ノ百分ノ五以上
諸器械電線路建物償却準備金	同 百分ノ五以上
備員年功手當積立金	同 百分ノ壹以上
役員賞與金及交際費	同 百分ノ參五
配當金	

後半期繰越金

但利益金ノ都合ニ依リ臨時ニ積立金ヲ爲スコトアルヘシ

第二章 本社の發達

【對京濱電力株式會社電力需給契約並に其株式取得】

京濱電

力株式會社は長野縣下梓川及三峯川の水力を利用して電氣を發生し、之を特定の電氣事業者に供給販賣し並に附帶事業を營むを以て目的とす。本社は前項述べたる必要により九年二月十日同會社發起人總代と電力需給に關する契約を締結し、同月十八日同會社の株式四十萬株の内十二萬株を引受け、其後更に三萬餘株を取得し以て同社の經營上に有力なる發言權を得んことを期したり。前記電力需給契約は同三月十八日の同會社創立總會に於て承認を経たり。而して同總會に於て本社の取締役上野吉二郎、若尾幾造、駒井宇一郎、三氏は同社の取締役に、本社の監査役佐藤博愛氏は同社の監査役に選任せられ、尋で取締役の互選を以て若尾氏は同社々長に上野氏は副社長に就任せり。

【第三次起債】

京濱電力株式會社株式取得の資金に充當するが爲五百萬圓限度の社債募集の件は、同二月六日株主總會の決議を経、其

の第一次社債參百萬圓は其の引受募集を國際信託株式會社と契約し十月二十五日募集を終り十一月二十五日拂込を完了したるが、其發行條件の要領は、「イ」債券の種類は壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓の四種とし無記名利札附、「ロ」利率年八歩、「ハ」發行價格額面壹百圓に付金九拾七圓、「ニ」償還の方法及期限は大正十年十一月二十五日迄据置き其後二ケ年以内に隨時抽籤に依り全額を償還すること、「ホ」利子支拂方法は毎年三月一日及九月一日の二回とす等なり。尙社債及借入金の詳細は後章に明示せり。

【現在の供給區域】

此節を終るに臨み茲に供給區域の擴張に就

き列序すべし。明治三十七年迄の供給區域は横濱市一圓にして翌三十八年保土ヶ谷町、大岡川村、屏風浦村、日下村の内笹下に擴張し三十九年に生見尾村、町田村の内市場、菅澤、潮田に擴張し四十三年進みて旭村、大綱村、城郷村に及び、四十四年横須賀電燈瓦斯株式會社及江之島電氣鐵

道株式會社との合併によりて横須賀市、浦賀町、田浦町、葉山村、久里濱村、金澤村、六浦莊村、鎌倉町、小坂村、戸塚町、川口村、腰越津村、玉繩村、及び藤澤町の各地域を抱擁するに至り、都筑郡西谷村、都岡村、足柄上郡川村、同郡松田町、谷ヶ村、吉田島村、川西村等は、大正四年迄漸次需要に應じて擴大し、大正五年以降に迫んでは、鎌倉郡深澤村、足柄上郡酒田村、橋樹郡日吉村、三浦郡衣笠村、同郡北下浦村及南下浦村、鎌倉郡村岡村、並大正村、鎌倉郡本郷村、同豊田村、橋樹郡生麥地、先海面埋立地各地に漸次供給を開始したれば、現在の供給區域は二市七町三十ヶ村を包括せり。

第六節 東京電燈株式會社との合併

【合併契約】

一般物價の騰貴、特に石炭價格の大暴騰、購買電力料金の逐次の値上げ等は、本社の經營上に至大の影響を與へたり、之に對して營業上の成績を失墜することなからしめん爲には、理事者の苦心尋

常ならざるものあり、之が爲に東京電燈株式會社より餘剰電力の供給を受くる契約を爲し、子安變電所を建設し、石炭の節約上に多大の成績を挙げ、一方に於ては電燈料値上げの已むを得ざる事情に付き、關係諸官廳に誠意を披瀝し、其了解を求め、大正十年一月より値上げを執行すること定め、尙事業發展上幾多の新計畫を按し、多大の抱負を以て新年を迎へんと爲しつゝ、ありし際、突然本社の大株主にして東京電燈株式會社の取締役たる根津嘉一郎氏は、其個人の資格に於て、本社長上野氏に對し、東京電燈株式會社に合併せんことを助言し、百方利害を勸説する所ありたり。蓋し東京電燈株式會社の如き電氣界の覇者とも稱すべき有力なる會社に對しては、合併の當否は問題にあらず、問題は單に條件如何にあべべきのみ。仍て社長上野氏は、熟慮の上、根津氏と條件を講究し、成立の希望あるを認め、根津氏の居中斡旋に依り、兩會社間に交渉を遂げ、大正九年十二月二十二日合併假契約の調印を見るに至れり。

此合併は水力電気事業の發達以來電気事業が益々大資本大規模の經營に移らんとする大勢に順應して、本社火力の大設備を以て東京電燈株式會社の膨大なる水力設備の豫備たらしめ、以て其の能率を十分に發揮せしめ、兼て料金を低廉ならしめ、以て公共的事業たるの本分を給を十分にし、兼て料金を低廉ならしめ、以て公共的事業たるの本分を盡し、従業者の如きも大會社の従業者とし一層優遇を得せしめんとするものにして、又株主は合併の條件に於て十分の利益を享有するを得たり。其の條件の詳細及合併の理由を明にする爲合併契約書及總會招集狀を左に附記すべし。而して合併契約は大正十年一月十四日兩會社の株主總會に於て可決承認し、四月二十七日遞信大臣の許可を得、五月一日を以て合併の効力を發生したるが五月廿五日東京區裁判所に合併登記を、同廿六日横濱區裁判所に解散登記を爲し、夫々法定の手續を完了せり。斯くして本社は解散し三十三年間光榮ある歴史を以て堅實

なる發達を爲したる事業は、日本内地に於て最大の會社たる東京電燈株式會社に繼承せられ、以て有終の美を成したり

合併契約書

東京電燈株式會社以下甲ト單記スト、横濱電気株式會社以下乙ト單記ストノ間ニ兩會社ヲ合併スル爲メ左ノ條項ヲ契約ス

第壹條 甲乙ヲ合併シテ甲ヲ存續シ乙ヲ解散スルモノトス

第貳條 甲ハ合併ノ結果トシテ資本金貳千萬圓ヲ増加シ合併期日ニ於ケル乙ノ最後ノ株

主ニ對シ乙ノ額面五拾圓拂込済株式參株ニ付甲ノ額面五拾圓參拾七圓五拾錢拂込株式四株、又乙ノ額面五拾圓拾六圓六拾六錢七厘拂込株式參株ニ付甲ノ額面五拾圓拾貳圓五拾錢拂込株式四株ノ割合ヲ以テ交付スルモノトス、但右株主中前記甲ノ株式ヲ引受ケサルモノアルハ之ニ割當ツヘキ株式及前記ノ割當ニ適セサル端株ハ甲ノ取締役ニ於テ適當ニ處理シ其所得金ヲ前株主ニ交付スルモノトス

第參條 甲ハ合併期日ニ於ケル乙ノ最後ノ株主ニ對シ大正九年拾貳月壹日ヨリ合併期日ノ前日ニ至ルノ間其株主ノ有スル乙ノ新舊各株式拂込金ニ對シ年壹割壹分ニ相

第二章 本社の發達

當スル金額及之ニ舊株壹株ニ付金壹圓又新株壹株ニ付金貳拾五錢ヲ附加シタル金額ヲ交付スルモノトス

本契約第貳條ニ依ル甲ノ株式ニ對シ甲ノ大正拾年度上半期ニ於テ配當スル利益金ハ甲ノ他株式ト同一ノ配當率ニ依リ合併期日以後ノ期間ニ對シ按分配當スルモノトス

第四條 乙ハ大正九年拾壹月參拾日現在ノ貸借對照表財産目錄其他同日ノ決算ヲ基礎トシ之ニ爾後合併期日迄ノ間ニ於ケル收入支出ヲ加除シタルモノヲ標準トシ合併期日ニ於テ乙ノ有スル資産及權利義務一切ヲ甲ニ移轉スルモノトス

第五條 乙ハ本契約締結後其所有ニ係ル一切ノ資産及權利ノ管理保存ニ關シ最善ノ注意ヲ盡シ資産及權利ノ處分新ナル義務ノ負擔又ハ特別ノ支出ニ付テハ豫メ甲ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス但シ營業上通常ノ取引ニ於テハ此限ニ在ラス

第六條 甲ハ其取締役會ニ於テ相當ト認メタル金額ヲ乙ノ役員ニ對シ解散手當トシテ支出スルモノトス

第七條 合併期日後乙ノ解散ニ付要スル費用ハ總テ甲ノ負擔トス

第八條 甲乙ノ合併期日ヲ大正拾年五月壹日トス但右期日前ニ於テ合併ニ關シ必要ナル

手續ヲ遂行シ難キ場合ニハ甲乙代表者ノ協定ニ依リ之ヲ延長スルモノトス

第九條 本契約ニ規定ナキ事項ト雖モ合併ノ實行上必要ナル事項アルトキハ合併條件ニ影響ナキ限り甲乙ノ代表者之ヲ協定シ執行スルモノトス

第十條 甲乙ハ本契約ノ承認並ニ其實行ニ必要ナル決議ヲ經ルカ爲メ來大正拾年壹月拾四日ヲ期シ各々株主總會ヲ招集スルモノトス

第十壹條 本契約ハ甲乙ノ株主總會ニ於テ各々前條ノ承認ヲ經タルトキ其効力ヲ生スルモノトス但効力發生後ト雖モ之カ實行ニ關シ主務官廳ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ當然其効力ヲ失フモノトス

本契約ノ成立ヲ證スル爲メ甲乙ノ代表者左ニ署名捺印ス

大正九年拾貳月貳拾貳日

東京府東京市麴町區有樂町參丁目參番地

東京電燈株式會社

取締役社長 神 戶 舉 一

神奈川縣橫濱市裏高島町貳丁目參番地

橫濱電氣株式會社

社長取締役 上 野 吉 二 郎

第二章 本社の發達

第二章 本社の發達

總會通知書

謹啓時下愈御多祥奉賀候陳ハ大正拾年壹月拾四日午後壹時本社ニ於テ別紙記載ノ事項ニ付臨時株主總會相開候間御出席被下度此段御通知申上候

追テ該事項ノ決議ハ商法ノ規定ニ依リ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主ノ出席ヲ要シ候ニ付當日若シ御出席難相成候ハ當會社ヘ委任狀御送附被下度出席株主中ニ於テ代理方取計可申候

大正九年拾貳月二十七日

橫濱市裏高島町貳丁目番地

橫濱電氣株式會

社長取締役 上野吉二郎

大正拾年壹月拾四日臨時株主總會目的事項

一、當會社ト東京電燈株式會社ト合併スルノ目的ヲ以テ兩會社取締役間ニ締結シタル大正九年拾貳月貳拾貳日付別紙合併契約書ヲ承認スルノ件

一、前項合併契約書承認ノ上ハ合併ノ實行ニ關シ必要若クハ相當ナル一切ノ事項ノ處辨ハ總テ取締役ニ任スル事

理由

一、近年水力電氣事業ノ勃興ニ伴ヒ電氣事業ハ益々大規模ノ經營ヲ利トスルニ至リ從來ノ如ク各社地

方的ニ割據スルハ經濟上許サレ所ト爲リ合同ハ實ニ今日ノ大勢タルニ至レリ本案ノ合併計畫タルヤ當社ガ多年幾多會社ヲ合併抱擁シ擴大シ來リタル供給區域ヲ東京電燈株式會社ノ豐富ナル電力ト結合シ東京電燈株式會社ノ大規模ナル幾個水力發電所ニ對シテ當社ノ巨大ナル火力發電所ヲ豫備ト爲シ長短相補ハントスル者ニシテ此經濟的經營ニ依リ合併後ニ於ケル資本ノ能率ノ昂上スベキヤ疑ナキ所ナリトス

一、從來當社ハ電力ニ餘裕無ク又火力發電ヲ併用シタルヲ以テ近年諸工業勃興ノ機運ニ際シ動力ノ供給ニ於テモ其價格ニ於テモ常ニ多大ノ遺憾アルヲ免レザリシモ今回ノ合併ニ因リ東京電燈株式會社ノ豐富ナル水力電氣ニ依リ此遺憾ヲ緩和シ得ベク從テ橫濱市ノ如キ工業都市トシテ面目ヲ一新スルノ時アルベシ又東京電燈株式會社ヨリ當社供給區域ニ對スル送電設備ノ完成及當社已存ノ水力電氣購入契約ノ經過等ヲ待チ合併ノ效果ガ顯著ナルニ至ラバ電燈電力需要者ノ如キモ一層ノ満足ヲ得ルノ機會アルベキヤ疑ヲ容レザル所ニシテ本案合併ハ公共的事業ノ本旨ニ適合スルモノ也

一、合併ニ依リ當社株主ハ舊株壹株五拾圓拂込ニ對シテ東京電燈株式會社ノ參拾七圓五拾錢拂込株式壹株三分ノ一新株壹株拾六圓六拾六錢七厘拂込（現在拾貳圓五拾錢拂込ニ對シテ合併前ニ四圓拾六錢七厘ヲ拂込マシム）ニ對シテ東京電燈株式會社ノ拾貳圓五拾錢拂込株式壹株三分ノ一ヲ得ルヲ以テ其拂込金ヲ減スルコト無クシテ株數ノ増加ニ依リ生スル利益ヲ享受スルヲ得而シテ合併ノ時迄從來當社ノ配當率ヨリモ幾分増加セル交附金ヲ取得シ合併後ハ東京電燈株式會社ノ株主トシテ配當（前期ハ年壹割四分ナリ）ヲ受クベキヲ以テ本案合併ハ株主ニ對シテモ亦利益ナリトス

第二章 本社の發達

一東京電燈株式會社ハ當社ニ比シ幾層ノ大會社ニシテ從業者ノ待遇ノ如キモ當社ノ遠ク及バザル所ナリシモ今回ノ合併ニ依リ從業者ノ全部東京電燈株式會社ニ引續カレ爾後ハ其待遇ノ自然的ニ改善セラレ、ノミナラズ當社在勤中經過ノ退職手當ノ如キモ特ニ五割迄増加支給ヲ爲スベキ事ニ契約シ在ルヲ以テ本案合併ハ從業者ノ地位ヲモ向上セシムルヲ得タルモノナリ

【合併記念寄附】

本社及東京電燈株式會社合併記念の爲此合併を記念すべき事業に使用すべきの希望を附し、十年三月十八日兩會社の名を以て金六萬圓を神奈川縣に寄附したり。又横濱市に對しては横濱市永遠の利益の爲水力電氣に至大の關係ある殖林事業に投資すべき希望を附して同日金拾四萬圓を兩會社の名を以て寄附したり。

【合併披露會】

同三月二十二日午後四時兩會社合併披露會をグランド、ホテルに開く、當日の來賓は神奈川縣知事井上孝哉氏、同内務部長佐々木秀司氏、同警察部長大森吉五郎氏、横濱市長久保田政周氏、同助役三松武夫氏、同樋口忠五郎氏、横濱地方裁判所長、檢事正、各官衙長、代議士、縣會議員、市會議員、横濱商業會議所議員、銀行會社代表者、縣市吏員、會

社關係者、日刊新聞及通信社代表者等二百名にして神戸東京電燈株式會社社長、同社重役、社員、上野本社社長、同重役及社員四十四名主人及接待員として列席し定刻に至り上野社長開會の挨拶として本社創立以來兩會社合併に至る迄の顛末を略叙し、此合併は株主並に従業員の爲に利益なるを認め且つ市一般の需要者に對しても亦便益を將來すべきを信じて合併を斷行せりと述べ既往の同情を謝して將來一層の眷顧を希望し次に神戸東京電燈會社社長は東京電燈會社の有する電力の豊富にして一方に故障あるも他方に之を補充するの道あるを以て、電燈並に電力の供給には最も至便なることを叙し次で本社は獨り株主の利益をのみ主眼とせず需要地に於ける一般公衆の爲に福利を計らんとするものにして、株主の利益は或程度に止め努めて電燈電力料の低減を行ふ方針なりと聲明せり。次に井上知事は來賓を代表して謝辭を述べ、且つ社長の聲明の如く料金を低減し公衆の利便を計らんことを

望む旨を説き、終りて午後六時より宴會に移り更に數番の餘興ありて和氣霽々の裡に閉會せり。

【解散式】

四月二十七日重役主催の下に本社解散式を舉行す、午後四時上野社長、駒井常務取締役、若尾、大田、黒、渡邊、木村の取締役、平沼、戸塚、佐藤の監査役諸氏を初め社員一同本社内の式場に參集するや上野社長は左の訣別の辭を朗讀せり。

吾が横濱電氣株式會社と東京電燈株式會社との合併實行期日は既に目睫の間に迫り本日當會社解散式を舉行するに當り一言訣別の辭を述べむと欲す當會社は明治二十二年本邦電氣事業草創時代の設立に屬し本年を以て正に三十三年の星霜を閱したり創業數年間は經營の困難其の極に達し慘憺名狀すべからざるものありしも明治二十五年以後社業稍く緒に就き爾來二十有九年其の間五回の増資と四次の合併を決定して事業益々興隆し現時供給電燈數四十九萬六千餘燈電力の供給三萬四千三百餘馬力資本金壹千五百萬圓に達し當初市内の半部に劃られたる供給區域も現在二市七ヶ町三十ヶ村に延長するを見たり是れ諸君熟知の事實にして斯の如き發達は職として時勢の進運に由るに雖亦諸君の協心戮力に負ふ所鮮しとせざる也然るに合併實行の日以後諸君は本邦唯一の大會社の社員となり其職責も亦重きを加へんとす諸君が其平生蘊蓄修養したる披瀝を發揮すると共に克己擔節して身を保ち耐忍勤勉以て將來の榮達を期せられむことを望む今日列席の諸君は即ち會社の中堅たり諸君の

昔後には尙數百の従業員のあるあり願くは余の意のある所を傳へ善導以て過ちなからむことを式後日本工業俱樂部に於て訣別の小宴を開き聊か記念品を贈りて永く縁繼の衷情を寄せむと欲す茲に重ねて諸君他日の大成を祈り且つ健康を祝す

大正十年四月二十七日

社長取締役 上野 吉 二 郎

之に對し高橋技師長は社員を代表して左の答辭を述べ

曩きに當會社と東京電燈株式會社と合併の約成り茲に本日をして横濱電氣株式會社の解散式を舉行せられ上野社長より懇篤なる告辭を賜はる洵に感激に堪えざるなり願ふに當會社は明治廿二年の創業に係り經營辛苦正に三十三年參拾萬圓の資本金は千五百萬圓となり七百の電燈は四十九萬六千餘燈に至り數十馬力に達せざりし電力供給は三萬四千餘馬力に達せり社運の隆此の如きは誠に我電氣事業史を飾るに足り此基礎堅確なる事業は雄大なる東京電燈株式會社と一體を爲し永く電氣事業界の覇者たらむとす某等の淺學匪才を以てし社運を翼賛し涓滴を致すを得たる所以のものは實に貴社長統督の嚴と重役各位指導の切なるに由らざるなし今日の式に臨み惜別の情緒纏綿として言の出づる所を知らず抑々電氣は文明の源泉にして日進月歩して止まざる斯業の前途固より窮極する所なく之れが供給の業務に従事するもの、責任重大なりと謂ふべし某等不敏と雖も謹んで貴社長の高論を服膺し奮勵努力以て多年の鴻恩に報ひ各其任務を完うせんことを期す社員一同に代り謹んで蕪詞を陳べて答辭とす

大正十年四月二十七日

社員總代 高橋 享 二

列席者一同は惜別の情を深く言外に現はして霽々裡に閉會を告げ、夫

より打連れて東京日本工業俱樂部に於ける留別宴に臨み酒間多年の情懷を序し歎を盡して散會したり而して重役一同よりは記念として社員各自に置時計壹個宛を贈れり。

第三章 例規、歴代の重役、主なる社員

【創立當初の組織と規程】 創立時代に於ける本社の業務は定款の規定に準じ重役會に於て之を評決し、社長の下に常務理事二名ありて専ら業務を執行せり。社務を第一部(會計課販賣課)第二部(株式課倉庫課庶務部技術部)に分ち第一部第二部は二名の常務理事之を分擔(後、副社長を擧げ常務理事を一名とするに及び副社長常務理事分擔す)し、庶務部は支配人之を掌り、技術部は技師長之を監督したるが、事務には書記、書記見習、備あり、工務には技師、技手、機關手長、機關手、火夫長、火夫、電工、線夫、備等あり、職務規程として當社申合規則、電工規則、電燈取付方規則等を設けたり。其後業務の發展に隨ひ又定款の改正に伴ひ多少の改正なきに非ず。雖も大體以上の諸規定と慣例とに従ひて明治四十二年

に及べり。

【現行例規の要點】

其後箱根水力電氣會社を合併し尋ぎて横須賀電燈瓦斯株式會社江之島電氣鐵道株式會社を合併し、一方神奈川發電所新設供給區域の擴張等業務頗る多岐多端に亘るに共に従業員亦著しく増加するに及び、統制の必要上新に例規を定め社務一切の規程を網羅するに至れり。該例規は總則、組織、重役會、業務分擔及事務分掌、任免、身元保證、執務時間及休日、給與、旅費、賞罰の十章に分ち、其の内組織には役員の權限を定め、社員、雇員、傭員等の職制を區別したり。歴代の重役及従業員數は次の一覽表に示すが如し。

歴代重役並従業員一覽表

年次	社長	理事又ハ取締役	検査役又ハ監査役	支配人 技師長	雇員 事務工務	備考
廿三年十二月	高島嘉右衛門	田沼太右衛門 加藤朔重郎 井上重保 田邊幸七	峯田清造 辻純市	塚山五一郎 岩田武夫	十二人 二十三人	社長理事ハ廿二年十二月十八日發起人會ニテ検査役ハ廿三年三月八日總會ニテ選舉
廿四年	高島嘉右衛門 副社長 小澤虎明	森本文吉 内山敬三郎 鈴木豊介	岡田利正 池田芳藏 田沼万二郎	小堀十龜	十人 三十三人	社長副社長理事検査役七月三十日總會ニテ改選
廿五年	木村利右衛門	平沼專藏 原富太郎 田中平八 渡邊福三郎 若尾林平 高島嘉兵衛	志村保一 岡田利正 池田芳藏	上野吉二郎 小堀十龜	八人 三十八人	高島社長ノ辭職ハ一月二十四日總會ニテ小澤副社長ノ辭職ハ四月八日總會ニテ承認同日田沼太右衛門氏副社長ニ上任 舊重役一同ノ辭職ハ八月九日總會ニテ承認上掲社長取締役ヲ選舉
廿六年	全上	全上	矢野甚藏 田邊幸七 青木角藏	全上	九人 二十八人	

第三章 例規、歴代の重役、主なる社員

同冊八年	同冊七年	同冊六年	同冊五年	同冊四年	同冊三年
全上	全上	全上	全上	全上	全上
全上	全上	全上	全上	平沼專藏 渡邊福三郎 若尾幾造 田沼太右衛門 田邊幸七 高島嘉兵衛	全上
全上	野田半七 津久居平右衛門 田島信夫	野田半七 津久居平右衛門	全上	野田半七 津久居平右衛門 岡田利正	全上
全上	全上	全上	全上	全上	全上
十三八六十五	十二八六十七	十二八五十七	十二八五十二	十二八六十七	十二八五十九
	取締役任期滿了七月二十日 總會ニテ一同重任			取締役任期滿了七月二十日 總會ニテ改選	

第三章 例規、歴代の重役、主なる社員

同冊二年	同冊一年	同冊九年	同冊八年	同冊七年
全上	全上	全上	全上	全上
全上	原富太郎 渡邊福三郎 若尾幾造 平沼專藏 田沼太右衛門 田邊幸七	全上	全上	全上
池田誠 野田半七 森本文吉	野田半七 森本文吉	全上	田邊幸七 森本文吉 田沼太右衛門	田邊幸七 矢野甚藏 加藤八郎右衛門
全上	全上	全上	全上	全上
十一八六十二	十一八五十八	十一八五十八	十一八四十七	十一八二十九
	取締役任期滿了七月二十日 總會ニテ改選		取締役任期滿了七月十日 總會ニテ一同重任ス	

同 卅九年	同 四十年	四十二年 十二月	同 四十二年
全上	全上	木村利右衛門	全上
全上	全上	平沼專藏 渡邊福三郎 若尾幾造 田沼 太右衛門 田邊幸七 高島嘉兵衛	上野吉二郎 駒井宇一郎 大田黒 重五郎 若尾幾造 渡邊福三郎 白杉政愛 平沼專藏 日比谷平左衛門
田島信夫 野田半七	田島信夫 野田半七 田中平八	田島信夫 野田半七 田中平八	田邊幸七 松本福昌 大西正雄
上野吉二郎 關澤茂吉郎	上野吉二郎 高橋享二	上野吉二郎 高橋享二	全上
十四人	十二人	十四人	三十七人
八十二人	九十七人	百一十八人	二百五十八人
	取締役任期滿了六月二十二日總會ニテ一同重任 三月三日總會ニテ監査役一同辭任選舉ノ結果一同重任	監査役任期滿了ニ付十二月十九日臨時總會ニテ選舉一同重任	六月二十日臨時總會ニテ選舉ノ結果上記ノ通り監査役上任

同 三 年	同 大正二年	同 四十四年 大正元年 十二月	同 四十五年	同 四十四年	同 四十四年
全上	全上	全上	全上	全上	全上
川崎榮助 原 富太郎 白杉政愛 渡邊福三郎 若尾幾造 大田黒 重五郎 駒井宇一郎 上野吉二郎	白杉政愛 渡邊福三郎 若尾幾造 大田黒 重五郎 駒井宇一郎 上野吉二郎	白杉政愛 渡邊福三郎 若尾幾造 大田黒 重五郎 駒井宇一郎 上野吉二郎	白杉政愛 渡邊福三郎 若尾幾造 大田黒 重五郎 駒井宇一郎 上野吉二郎	白杉政愛 渡邊福三郎 若尾幾造 大田黒 重五郎 駒井宇一郎 上野吉二郎	白杉政愛 渡邊福三郎 若尾幾造 大田黒 重五郎 駒井宇一郎 上野吉二郎
全上	全上	全上	全上	全上	全上
百七十八人	百六十六人	百四十八人	百四十八人	百四十八人	百四十八人
五百八十七人	五百六十六人	五百三十五人	五百三十五人	五百三十五人	五百三十五人
六月二十日總會ニ於テ取締役欠員二名ヲ選舉シ原川崎兩氏當選監査役滿期重任					

同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年
全上	上野吉二郎	全上	全上	全上	全上
全上	白杉政愛 木村庫之助 川崎榮助 渡邊福三郎 若尾幾造 大田黒重五郎 原富太郎	全上	全上	全上	全上
全上	佐藤博受 平沼久三郎 戸塚吉太郎	全上	平沼久三郎 大西正雄 戸塚吉太郎	平沼久三郎 内田直三 大西正雄	平沼久三郎 大西正雄
全上	全上	全上	全上	全上	全上
二百六十七人	二百五十六	二百六十九	二百五十九	二百三十三	二百三十二
七百八	六百五十六	六百九	六百四十八	五百四十八	五百五十六
	四月十三日木村社長辭任ニ付互選ノ結果上野氏當選上 任 四月三十日總會ニテ取締役ノ補欠選舉ヲナシ木村庫之助氏當選 十二月二十日ノ總會ニテ佐藤氏監査役補欠トシテ當選		三月二十日總會ニテ戸塚氏監査役補欠トシテ當選	監査役滿期ニ付六月二十日ノ總會ニ於テ當選上任	

現行社員以下の職制は下の如く。

社員	支配人	主事	書記	書記補
社員	技師長	技師	技手	技手補
社員	視察員	工手	技生	運輸監督
社員	集金員	雇		運輸監督補
備員	守衛	機關手	配電手	火夫
備員	線夫	軌道工夫	看守人	水衛夫
備員	機械工	木工	塗工	鍛冶工
備員	車掌	運轉手	出札	土工
備員	給仕	小使	各見習	改札
				轉轍手
				信號手
				石炭夫
				電工
				供給工
				人夫

業務上必要ある時は顧問及囑托を置くことあるべしと規定せり而して支配人技師長の任免は重役會の決議を要し主事技師以下の任免は社長之を専行すること、したり。

【業務分擔及事務分掌】 業務分擔及事務分掌の系統及各部各課の主なる社員は左の如し

(一) 調査部

庶務課主任

計算法主任

會計係主任

用地係主任

視察係主任

第一課主任

第二課主任

第三課主任

技師長

住吉町出張所主任

動力係主任

工務係主任

外線係主任

臨時工事掛主任

試験係主任

主事

主事

主事

主事

主事

主事

主事

書記

技師

技師

技師

技師

技師

技師

有馬

石川

三木

小松

鳥居

高橋

田中

森中

加藤

高橋

小出

江澤

柴山

前田

古部

覺之

喜保

川貞

吉次

松吉

鳥良

高友

田鐵

森柔

加太

高橋

小出

江澤

柴山

前田

古部

進

保

吉

忠

助

夫

之

太

一

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

郎

重役及事務員ノ部

而して大正九年十一月末に於る重役、事務員、工務員之が配置は次に示すが如し

(五) 江之島電氣鐵道部(主)

任

技師

小野

道三

郎

(四) 横須賀支店

電氣係主任

技師

村瀬

幸八

郎

事務係主任

主事

尼子

又

一

西部送電管理主任

技師

山田

政

男

東部送電管理主任

技師

關澤

茂吉

郎

子安變電所主任

技師

木脇

祐

之

神奈川發電所長

技師

五十嵐

源

太郎

部別	職名	社員	合計
横濱本社	社長	一	一
	常務取締役	一	一
	取締役	七	七
	監査役	三	三
	主事	八	八
	書記	一四	一四
	書記補及給仕	一四四	一四四
小使	一三	一三	
合計	一九一	一九一	

第三章 例規、歴代の重役、主なる社員

第四章 營業種目、營業範圍

營業種類の増加と營業範圍の擴張に就ては、第二章本社の發達中に於て逐次記述したるも此處に一括して現狀を列記すれば如左

甲 電氣事業の部

イ 電燈電力供給區域

横濱市 一圓。

神奈川県橋本郡

生見尾村、保土ヶ谷町、城郷村、大綱村、旭村、町田の内市場、同菅澤、同潮田。

同 久良岐郡

大岡川村、日下村の内笹下、屏風浦村、金澤村、六浦莊村。

同 都筑郡

西谷村、都岡村、腰越津村、川上村、川口村、鎌倉町、小坂村、深澤村、戸塚町、玉繩村。

同 鎌倉郡

鎌倉町、腰越津村、川上村、戸塚町、玉繩村、小坂村、深澤村。

横須賀市 一圓。

神奈川県三浦郡

田浦町、浦賀町、葉山村、久里濱村、浦郷村、衣笠村、北下浦村、南下浦村。

同 高座郡

藤澤町、北下浦村、南下浦村。

同 足柄上郡

谷ヶ村、川村、吉田島村、松田町、酒田村。

□ 電力供給區域「但未開業」

東京市 一圓。

東京府 荏原郡

品川町、大崎町、目黒村。

同 豊多摩郡

澁谷町、千駄ヶ谷町、大久保町、戸塚町、同 北豊島郡 高田村、巢鴨町、瀧野川村、日暮里町、三河島村、南千住町。

ハ 電氣鐵道運轉區域

神奈川県藤澤町を起點とし片瀬を経て鎌倉に至る此軌道亘長六哩四分

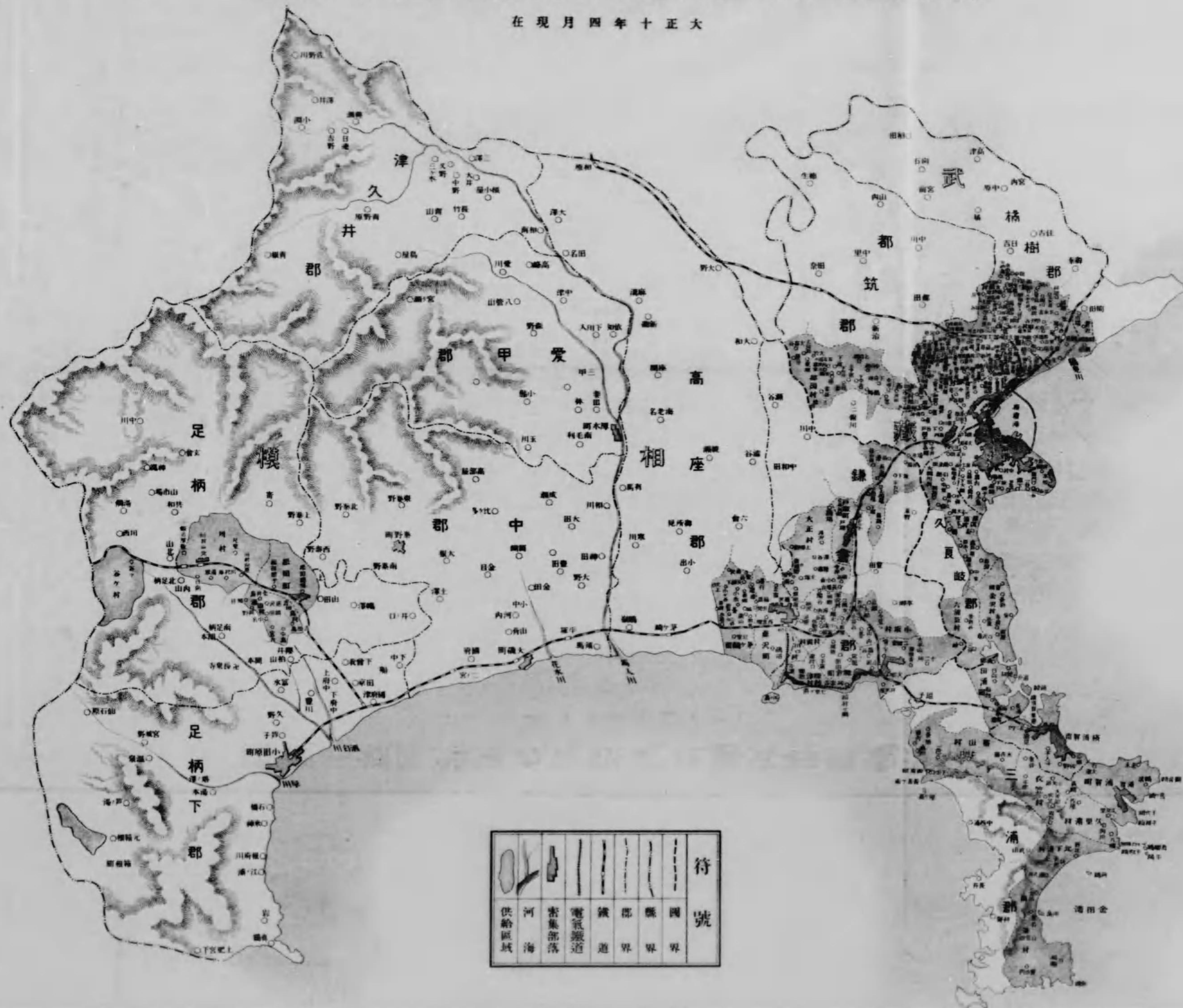


谷		河		密果地		雪原		湖		池		田		畑		山		林		村		町		市		縣		國	
界		界		界		界		界		界		界		界		界		界		界		界		界		界		界	

第四章 營業種目營業範圍
 乙 瓦斯事業の部
 供給區域
 横須賀市 一 圖。
 神奈川縣三浦郡田浦町
 同鎌倉町(但未開業)

橫濱電氣株式會社電燈電力供給區域圖覽

大正十四年四月現在



													符號
供給區域	河	海	電氣線	鐵道	縣界	郡界	市界	町界	村界	區界	街界		

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

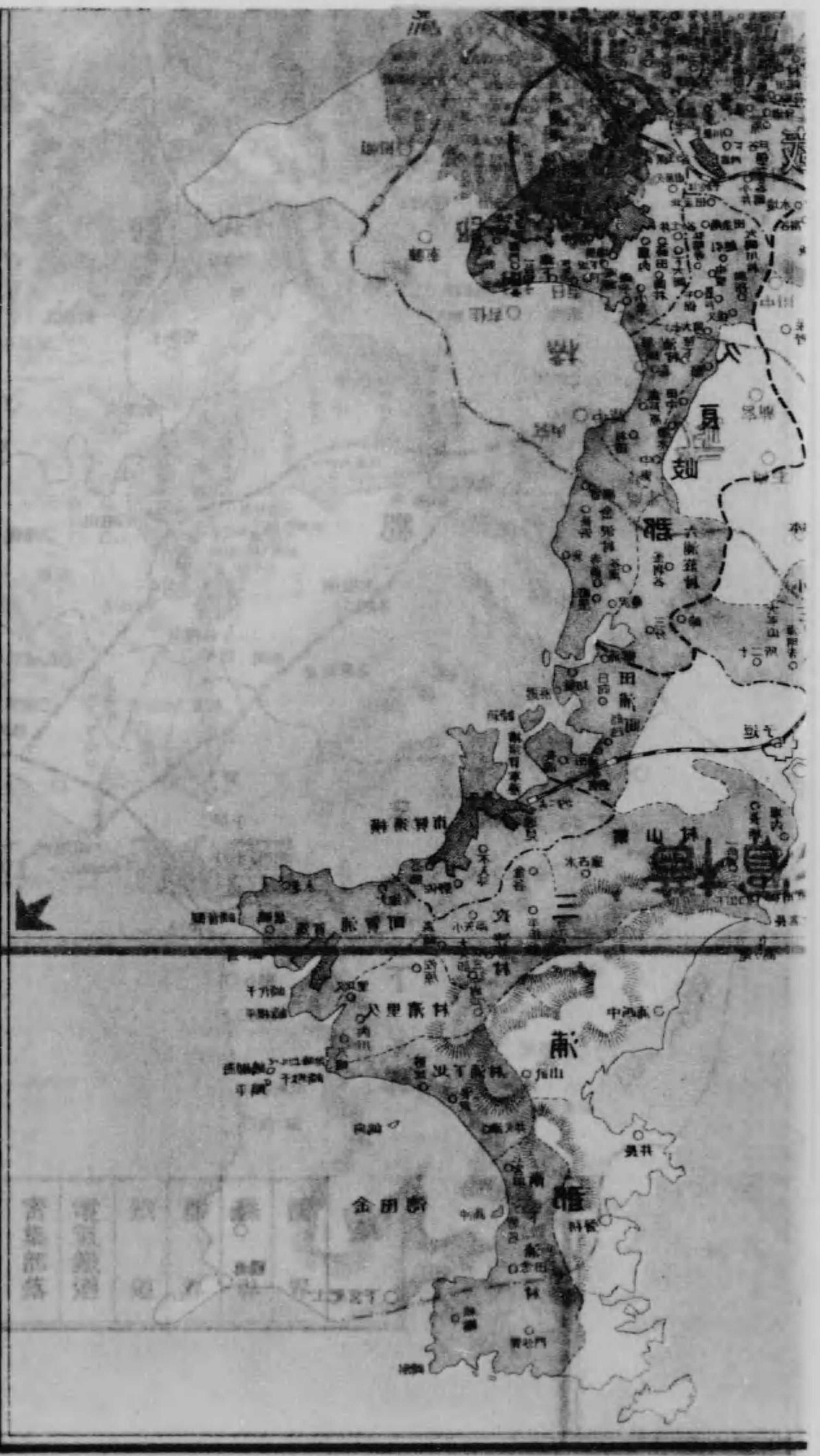
橫濱電氣株式會社電燈電力供給區域圖覽

大正十四年四月現在



供給區域	河海	電氣部	電氣線	鐵道	郡界	縣界	國界

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15



第五章 設備の進展

本章に於ては (一)電気供給設備、(二)電気鐵道設備、(三)瓦斯供給設備に區分説明するの要あるも(二)(三)に就きては下に録する『財産目録』に明なれば茲には電氣に關する設備變更の大要を叙記して其の現状を明にすべし。

明治二十三年十月常盤町發電所設備

汽 罐		發 電 機	
種 類	ルーツ水管式	個 數	二
馬 力	八四	製 造 者 名	米國ニューヨークセフチーエング ン製作會社
個 數	二	型	エヂソン拾號
製 造 者 名	米國ルーツ汽罐會社	直 流 交 流 ノ 別	直 流
汽 機		キ ロ ヲ ッ ト 數	二五
種 類	ニューヨークセフチーエンジン型	電 壓	一二五ヴォルト
馬 力	七五	個 數	四
第五章 設備の進展		製 造 者 名	米國エヂソン電氣會社

明治二十三年十二月常盤町發電所増設

汽機
 種類 類 單汽筒型
 馬力 數 壹貳〇
 個 數 壹
 製造者名 米國パツカイ汽機會社

發電機
 型 類 交流單相
 電壓 二、〇〇〇ヴォルト
 周波數 壹參參
 キロワット數 六〇
 個 數 壹
 製造者名 米國ブラツシ會社

明治二十六年九月常盤町發電所増設

汽機
 種類 類 水管式
 馬力 數 壹壹六
 個 數 壹
 製造者名 米國ルーツ會社

明治二十八年七月常盤町發電所増設

汽機
 種類 類 單汽筒ニユーヨーク、セフター型
 馬力 數 七五
 個 數 壹
 製造者名 田中製作所

發電機
 型 類 エゲソン十號型分捲
 直流ノ別 直流
 電壓 壹貳五ヴォルト
 キロワット數 貳五
 個 數 貳
 製造者名 田中製作所

明治二十八年七月常盤町發電所増設

汽機
 種類 類 水管式
 馬力 數 壹六七
 個 數 壹
 製造者名 米國ルーツ會社

明治三十年十一月常盤町發電所増設

汽機
 種類 類 水管式
 馬力 數 壹〇〇
 個 數 貳
 製造者名 米國ウヰリヤム、ホツター會社

發電機
 型 類 インダクタ型
 直流ノ別 交流單相
 電壓 貳、〇〇〇ヴォルト
 周波數 壹〇〇
 キロワット數 六〇
 個 數 壹
 製造者名 芝浦製作所

明治三十年十一月常盤町發電所増設

明治三十一年二月裏高島町發電所新設

汽機
 種類 類 水管式
 馬力 數 貳五〇
 個 數 貳
 製造者名 米國ハイネ、セフター汽機會社

發電機
 型 類 交流單相
 電壓 二、〇〇〇ヴォルト
 周波數 一三三サイクル
 キロワット數 三〇
 個 數 貳
 製造者名 米國ブラツシ會社

明治三十一年二月裏高島町發電所新設

汽機
 種類 類 二聯成凝縮式

第五章 設備の進展

馬力 數 三二五
 個 數 壹
 製造者名 米國マツキントツシ、シモリア會社
 發電機
 直交流ノ別 交流單相
 電 壓 二、四〇〇ヴォルト
 周波數 一〇〇サイクル
 キロワット數 二一六
 個 數 壹
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 明治三十三年九月裏高島町發電所増設
 汽 罐
 種 類 水管式
 馬力 數 貳五〇
 個 數 貳
 製造者名 米國ハイネ、セフチー汽罐會社
 汽 機
 種 類 二聯成凝縮式
 馬力 數 四〇〇

個 數 壹
 製造者名 米國マツキントツシ、シモリア會社
 發電機
 直交流ノ別 交流單相
 電 壓 貳、四〇〇ヴォルト
 周波數 六〇サイクル
 キロワット數 貳四〇
 個 數 壹
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 明治三十四年四月裏高島町發電所増設
 汽 罐
 種 類 二聯成凝縮式
 馬力 數 五〇〇
 個 數 壹
 製造者名 米國マツキントツシ、シモリア會社
 發電機
 直交流ノ別 交流二相
 電 壓 貳、四〇〇ヴォルト
 周波數 六〇サイクル

キロワット數 參〇〇
 個 數 壹
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 明治三十七年九月裏高島町發電所増設
 汽 罐
 種 類 水管式
 馬力 數 參〇〇
 個 數 貳
 製造者名 米國ハイネ、セフチー汽罐會社
 汽 機
 種 類 カトチス、スチーム、タービン
 馬力 數 八五〇
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 發電機
 直交流ノ別 交流二相
 電 壓 貳、四〇〇
 周波數 六〇
 キロワット數 五〇〇
 個 數 壹

第五章 設備の進展

製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 明治三十八年裏高島町發電所増設
 汽 罐
 種 類 カトチス、スチーム、タービン
 馬力 數 八五〇
 個 數 壹
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 發電機
 直交流ノ別 交流二相
 電 壓 貳、四〇〇
 周波數 六〇
 キロワット數 五〇〇
 個 數 壹

製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 明治三十八年裏高島町發電所増設
 汽 罐
 種 類 カトチス、スチーム、タービン
 馬力 數 八五〇
 個 數 壹
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 發電機
 直交流ノ別 交流二相
 電 壓 貳、四〇〇
 周波數 六〇
 キロワット數 五〇〇
 個 數 壹
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 明治四十年三月裏高島町發電所増設
 汽 罐
 種 類 水管式
 馬力 數 參貳六

第五章 設備の進展

製造者名 米國ハイネ、セフチー汽罐會社
 個數 四
 汽機
 種類 類 カーチス、スチーム、タービン
 馬力 數 一、五〇〇
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 個數 壹
 發電機
 直交流ノ別 交流二相
 電壓 二、四〇〇
 周波數 六〇
 キロワット數 一、〇〇〇
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 個數 壹
 汽罐
 種類 類 水管式
 馬力 數 參貳六
 個數 貳

明治四十一年裏高島町發電所増設

製造者名 米國ハイネ、セフチー汽罐會社
 個數 壹
 汽機
 種類 類 カーチス、スチーム、タービン
 馬力 數 一、五〇〇
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 個數 壹
 發電機
 直交流ノ別 交流二相
 電壓 二、四〇〇
 周波數 六〇
 キロワット數 一、〇〇〇
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 個數 壹
 水路
 河川名 早川
 使用流量 八十個
 落差 七百貳拾尺
 水路巨長 壹萬七百五十八尺

明治四十二年六月塔ノ澤發電所合併ノ結果増加

鐵管 二條 一條ノ長 千八百尺
 原動機
 種類 類 ヘルトン水車
 馬力 數 貳千五百四十馬力
 個數 貳個
 製造者名 獨逸フオイト會社
 使用水量 (壹基ニ付) 四十個
 發電機
 型 回轉田磁型
 直交流ノ別 交流三相
 キロワット數 一、六五〇
 電壓 三、四五〇ヴォルト
 周波數 五〇
 個數 貳
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック會社
 配電設備
 電氣方式
 送電線 三相三線式
 配電線 三相三線式單相二線式

第五章 設備の進展

變壓器結線法
 送電側 デルター、スター(發電所側ニユートラル接地)
 配電側 スター、デルター
 最大電壓 送電線特高 四八、五〇〇
 配電線 高壓、三四五〇
 低壓 二二〇〇
 一〇〇
 明治四十四年八月橫須賀發電所(合併ノ結果増加)
 發電設備
 汽罐
 種類 類 水管式
 馬力 數 二〇〇馬力 貳個
 一七〇馬力 壹個
 個數 參個
 製造者名 英國バブコック、エント、ワイルコックス會社
 汽機
 種類 類 凝縮複筒直立汽機
 馬力 數 參參〇
 個數 貳
 製造者名 英國ベリス、エンド、モアコム會社

第五章 設備の進展

大正元年十二月神奈川發電所新設

汽	種	類	水管式
馬	力	數	四〇〇
個	數	四	
製造者名	英國バブコック・エント、ワイルコックス會社		
汽	機	類	カーチス、スチーム、タービン
馬	力	數	五六〇〇
個	數	壹	
發電機	別	交流三相	
電	壓	三五〇〇ヴォルト	
周	波	數	五〇
個	數	三、〇〇〇	
製造者名	米國ゼネラル・エレクトリック會社		
大正二年七月神奈川發電所増設			
(裏高島町發電所ヨリ移轉)			
汽	機	類	ハイネ水管式三二六馬力式
個	數	壹	

汽機 カーチス、スチーム、タービン式
發電機 四二五キロワット式

(舊五〇〇キロワットノモノヲ三相式五〇サイクルニ改修ノ結果四二五キロワットナル)

大正三年七月横須賀發電所増設

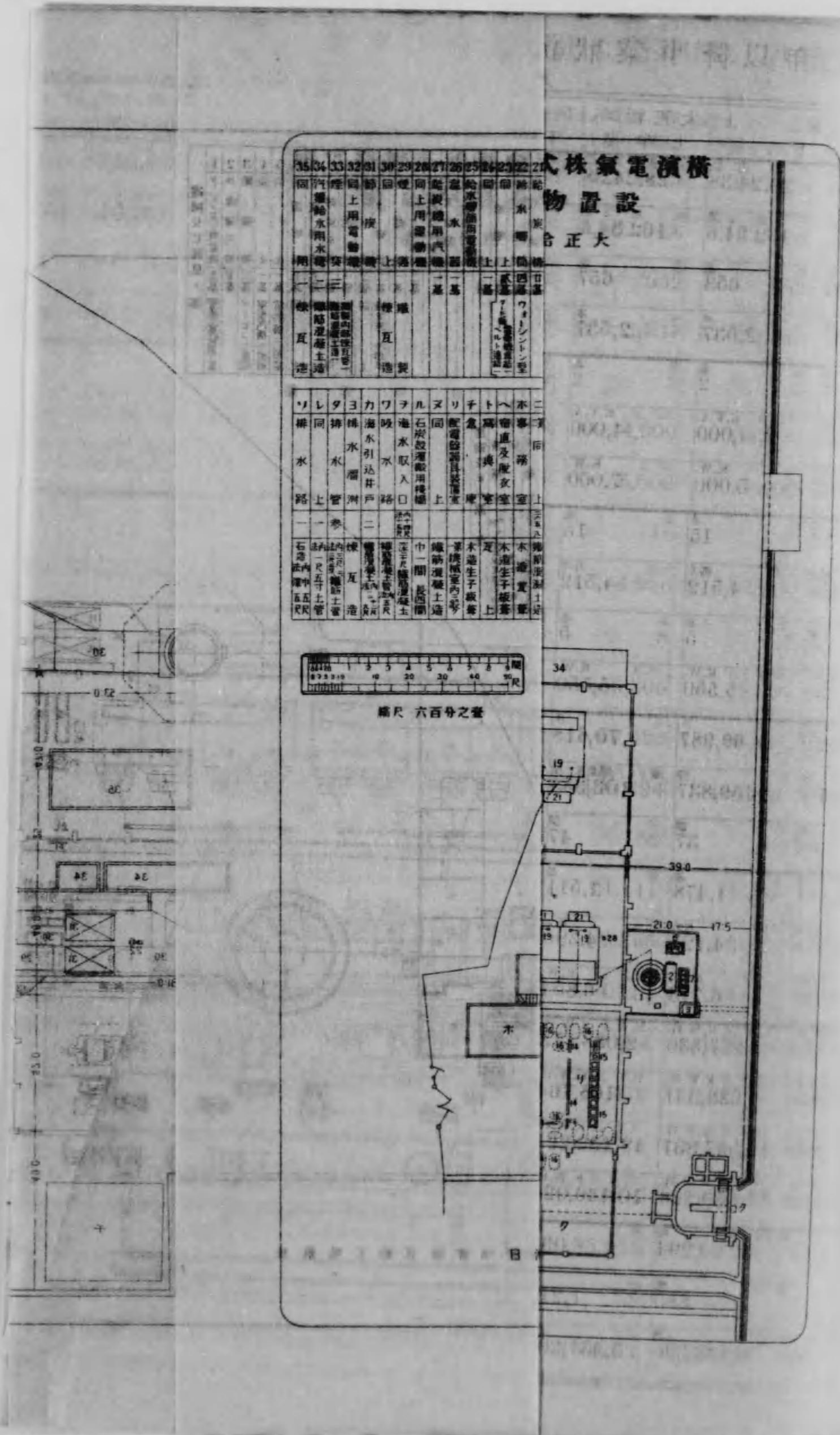
(裏高島町發電所ヨリ移轉)

汽機 ハイネ水管式三二六馬力四臺
汽機 カーチス、スチーム、タービン式
發電機 八五〇キロワット式

(舊一〇〇〇キロワットノモノヲ三相式五〇サイクルニ改修ノ結果八五〇キロワットナル)

大正六年八月神奈川發電所増設

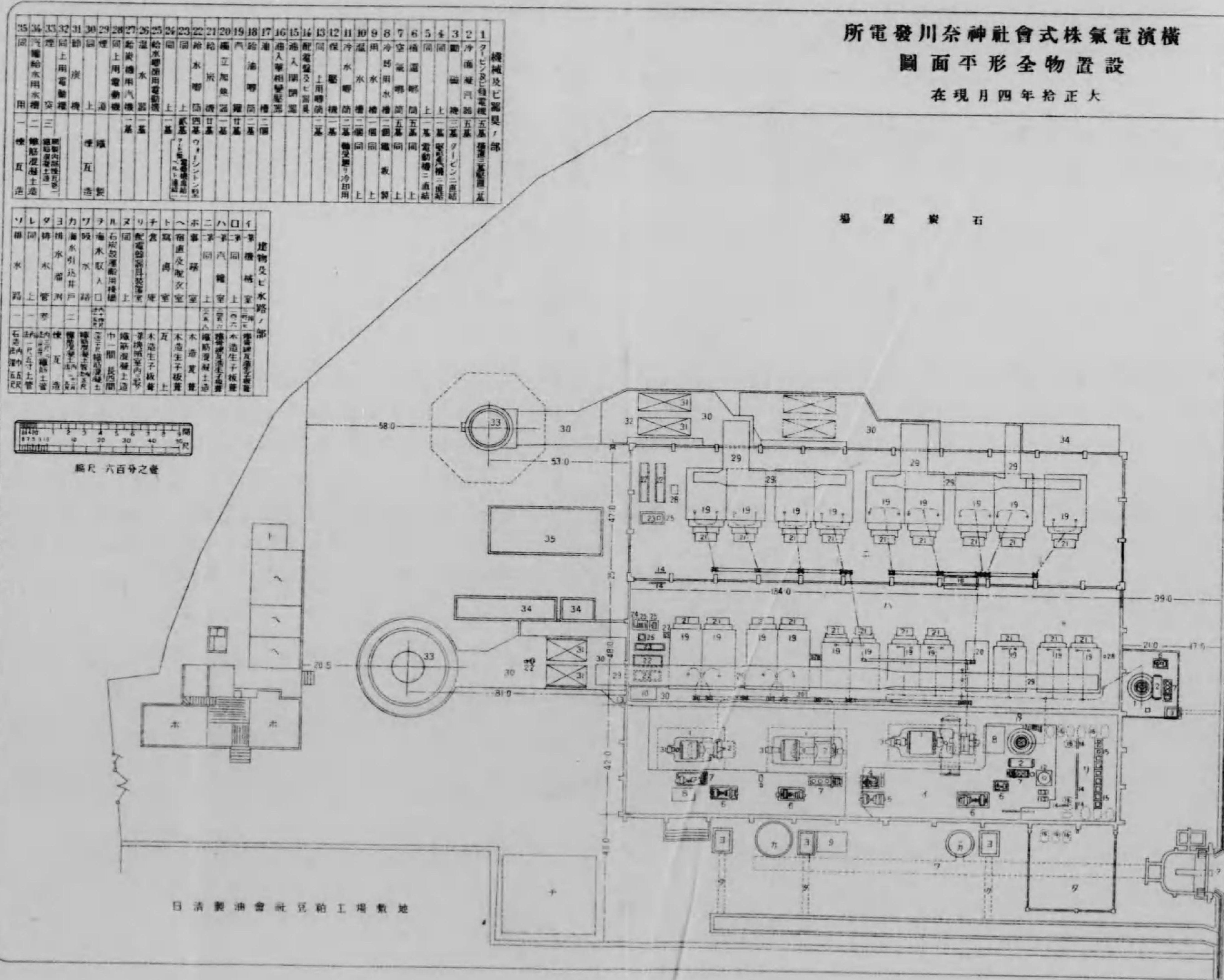
汽	種	類	水管式
馬	力	數	二五〇
個	數	參	
製造者名	ハイネ、セフチー汽機會社		
大正二年七月神奈川發電所増設			
(裏高島町發電所ヨリ移轉)			
汽	機	類	カーチス、スチーム、タービン
馬	力	數	五、一〇〇
個	數	壹	
製造者名	米國ゼネラル・エレクトリック會社		



所電發川奈神社會式株氣電濱橫

圖面平形全物置設

在現月四年拾正大



35	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
34	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
33	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
32	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
31	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
30	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
29	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
28	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
27	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
26	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
25	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
24	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
23	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
22	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
21	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
20	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
19	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
18	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
17	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
16	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
15	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
14	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
13	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
12	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
11	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
10	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
9	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
8	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
7	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
6	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
5	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
4	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
3	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
2	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造
1	汽機給水用水用	同	一	機	瓦	造	石	瓦	造

ソ	レ	タ	カ	ワ	リ	ノ	リ	子	ト	ハ	口	イ	建	物	及	水	路	ノ	部	
機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機
機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機
機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機

縮尺 六百分之一

種 類 カーチス、スチーム、タービン
 馬 力 數 五、六〇〇
 個 數 壹
 發電機
 直 交 流 ノ 別 交 流 三 相
 電 壓 三、五〇〇 ヴ オ ル ト
 周 波 數 五〇
 キ ロ ワ ッ ト 數 三、〇〇〇
 個 數 壹
 製造者名 米國セネラル、エレクトリック社
 大正二年七月神奈川發電所増設
 (義高島町發電所ヨリ移轉)

種 類 水管式
 馬 力 數 二五〇
 個 數 參 (外ニ大正三年ノ設置ニ係ル三
 百馬力ニ在アリ)
 製造者名 ハイネ、セフチー汽機會社
 大正六年八月神奈川發電所増設
 (舊一〇〇〇キログワットノモノヲ三相式五〇サ
 イクルニ改修ノ結果八五〇キログワットナリ)

横濱本社に於ける明治四十二年以降事業状況累年比較表

十四年	同 上	明治四十五年	大正元年	大正二年	同 上	大正三年	同 上	大正四年	同 上	大正五年	同 上	大正六年	同 上	大正七年	同 上	大正八年	同 上	大正九年	同 上	
期	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	
7,126	27,126	28,244.7	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	28,243.8	32,200	33,422
32,59	158,32.59	162,35.1	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	183,6.19	186,12.25
基 650	基 650	基 650	基 652	基 652	基 653	基 653	基 653	基 657	基 659	基 659	基 662	基 662	基 662	基 662	基 662	基 662	基 662	基 661	基 667	基 667
本 2,560	本 2,560	本 2,560	本 2,537	本 2,537	本 2,537	本 2,537	本 2,537	本 2,537	本 2,537	本 2,537	本 2,536	本 2,536	本 2,536	本 2,536	本 2,536	本 2,536	本 2,536	本 2,540	本 2,934	本 3,038
基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2	基 2
K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000	K.V.A. 4,000
K.W. 3,750	K.W. 3,750	K.W. 3,750	K.W. 3,750	K.W. 5,000	K.W. 5,000	K.W. 5,000	K.W. 5,000	K.W. 7,000	K.W. 7,000	K.W. 7,000	K.W. 7,000	K.W. 8,000	K.W. 8,000	K.W. 8,000	K.W. 8,000	K.W. 7,000	K.W. 7,000	K.W. 6,000	K.W. 6,000	K.W. 6,000
基 12	基 12	基 12	基 12	基 16	基 12	基 12	基 15	基 15	基 15	基 15	基 15	基 15	基 18	基 18	基 22	基 26	基 26	基 26	基 26	基 26
馬力 3,556	馬力 3,556	馬力 3,556	馬力 3,556	馬力 4,956	馬力 3,956	馬力 3,956	馬力 4,512	馬力 4,512	馬力 4,512	馬力 4,512	馬力 4,512	馬力 4,512	馬力 5,262	馬力 5,262	馬力 7,318	馬力 9,370	馬力 9,370	馬力 9,370	馬力 9,370	馬力 9,370
基 7	基 7	基 7	基 7	基 8	基 5	基 5	基 5	基 5	基 5	基 5	基 5	基 5	基 6	基 6	基 7	基 7	基 7	基 7	基 7	基 7
K.W. 3,756	K.W. 3,306	K.W. 3,306	K.W. 3,306	K.W. 6,306	K.W. 5,550	K.W. 5,550	K.W. 5,550	K.W. 5,550	K.W. 5,550	K.W. 5,550	K.W. 5,550	K.W. 5,550	K.W. 9,050	K.W. 9,050	K.W. 13,050	K.W. 16,550	K.W. 16,550	K.W. 16,550	K.W. 16,550	K.W. 16,550
戸 4,823	戸 57,125	戸 64,231	戸 66,258	戸 67,426	戸 68,465	戸 69,832	戸 69,987	戸 70,618	戸 70,664	戸 74,069	戸 78,841	戸 83,657	戸 89,142	戸 92,320	戸 96,540	戸 98,335	戸 101,965	戸 104,819	戸 104,819	戸 107,388
9,951	131,781	138,867	142,731	145,424	152,885	158,286	159,837	以下十六種機算 103,353	108,148	114,272	174,843	188,831	204,208	223,437	249,408	265,132	290,917	322,190	322,190	348,584
45	36	46	48	50	49	54	37	47	19	7	4	4	2	2	—	—	—	—	—	—
基 505	基 604	基 768	基 994	基 1,111	基 1,258	基 1,381	基 1,478	基 1,511	基 1,594	基 1,653	基 1,755	基 1,887	基 2,040	基 1,964	基 1,978	基 2,005	基 2,246	基 2,441	基 2,441	基 2,582
馬力 1,689	馬力 1,816	馬力 2,380	馬力 2,654	馬力 2,866	馬力 3,425	馬力 3,975	馬力 4,127	馬力 4,390	馬力 4,861	馬力 5,534	馬力 6,796	馬力 7,573	馬力 8,938	馬力 9,883	馬力 11,001	馬力 10,730	馬力 11,498	馬力 11,757	馬力 11,757	馬力 11,370
K.W. 4,174	K.W. 4,186	K.W. 4,179	K.W. 4,193	K.W. 4,812	K.W. 4,989	K.W. 4,989	K.W. 6,773	K.W. 6,854	K.W. 6,914	K.W. 6,966	K.W. 7,225	K.W. 10,296	K.W. 10,443	K.W. 10,867	K.W. 12,349	K.W. 14,720	K.W. 14,209	K.W. 15,470	K.W. 15,470	K.W. 15,960
K.W.H. 333,603	K.W.H. 1,293,694	K.W.H. 1,482,748	K.W.H. 1,433,484	K.W.H. 1,050,148	K.W.H. 2,116,460	K.W.H. 1,857,330	K.W.H. 2,038,173	K.W.H. 582,830	K.W.H. 2,965,072	K.W.H. 1,719,780	K.W.H. 1,404,036	K.W.H. 1,748,326	K.W.H. 5,041,431	K.W.H. 2,383,781	K.W.H. 9,261,270	K.W.H. 9,026,793	K.W.H. 10,433,424	K.W.H. 10,433,424	K.W.H. 10,433,424	K.W.H. 324,422
K.W.H. 24,313	K.W.H. 23,668	K.W.H. 9,012	K.W.H. 15,479	K.W.H. —	K.W.H. 9,750	K.W.H. 333,331	K.W.H. 108,764	K.W.H. 22,151	K.W.H. 192,010	K.W.H. 49,159	K.W.H. 727,051	K.W.H. 1,377,862	K.W.H. 4,867,065	K.W.H. 3,387,370	K.W.H. 10,386,740	K.W.H. 12,154,898	K.W.H. 10,328,651	K.W.H. 10,328,651	K.W.H. 3,416,248	K.W.H. 3,416,248
K.W.H. 4,101	K.W.H. 11,691,215	K.W.H. 15,164,900	K.W.H. 13,692,088	K.W.H. 16,935,538	K.W.H. 16,163,785	K.W.H. 18,377,645	K.W.H. 15,947,831	K.W.H. 18,192,294	K.W.H. 19,114,716	K.W.H. 21,625,439	K.W.H. 19,775,207	K.W.H. 21,591,923	K.W.H. 21,482,934	K.W.H. 20,608,937	K.W.H. 22,131,000	K.W.H. 20,549,619	K.W.H. 17,963,203	K.W.H. 22,272,133	K.W.H. 22,272,133	K.W.H. 24,180,094
K.W.H. 2,106	K.W.H. 4,816,579	K.W.H. 6,189,397	K.W.H. 7,943,550	K.W.H. 7,864,405	K.W.H. 8,951,713	K.W.H. 9,288,042	K.W.H. 10,089,296	K.W.H. 10,146,025	K.W.H. 10,829,526	K.W.H. 12,478,488	K.W.H. 13,715,850	K.W.H. 15,443,670	K.W.H. 17,815,960	K.W.H. 16,010,225	K.W.H. 18,900,064	K.W.H. 13,812,388	K.W.H. 15,019,773	K.W.H. 18,468,366	K.W.H. 18,468,366	K.W.H. 23,769,182
噸 549	噸 1,657	噸 4,522	噸 5,652	噸 3,912	噸 2,060	噸 4,395	噸 4,294	噸 6,094	噸 1,677	噸 7,070	噸 3,903	噸 5,156	噸 4,501	噸 12,126	噸 5,452	噸 18,665	噸 17,423	噸 21,026,50	噸 21,026,50	噸 1,121,30
噸 92	噸 92	噸 92	噸 46	噸 58	噸 —	噸 24	噸 885	噸 1,219	噸 29	噸 675	噸 1,547	噸 4,247	噸 6,041	噸 12,487	噸 10,265	噸 19,463	噸 25,282	噸 24,377,47	噸 24,377,47	噸 10,435,80
五倫 2,420	五倫 1,649,980	五倫 3,718,790	五倫 5,094,980	五倫 3,495,252	五倫 1,143,690	五倫 2,164,400	五倫 3,136,320	五倫 3,431,200	五倫 12,76,160	五倫 3,233,520	五倫 3,570,540	五倫 5,440,280	五倫 8,935,920	五倫 16,797,080	五倫 11,880,080	五倫 23,694,880	五倫 31,312,000	五倫 39,297,120	五倫 39,297,120	五倫 10,422,800

横濱本社に於ける明治四十二年以降事業状況累年比較表

事項	明治四十二年		明治四十三年		明治四十四年		明治四十五年		大正元年	大正二年	大正三年		大正四年	大正五年	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
送電線路互長	—	14,16.44	14,16.44	18,28.7	27,12.6	27,12.6	28,24.47	28,24.38	28,24.38	28,24.38	28,24.38	28,24.38	28,24.38	28,24.38	28,24.38
送電線路電線延長	—	86,28.24	86,28.24	112,24.46	158,32.59	158,32.59	162,35.1	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6	162,34.6
送電線路鐵塔數	—	172	172	377	650	650	650	652	652	653	653	653	657	659	662
送電線路木柱數	—	2,182	2,182	2,180	2,560	2,560	2,560	2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	2,536
水力用發電機數	—	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
同上 K.V.A. 數	—	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
電力購入契約高	—	—	—	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	7,000	7,000	7,000
火力用蒸氣汽罐數	16	14	12	12	12	12	12	12	16	12	12	15	15	15	15
同上馬力數	4,059	3,716	3,556	3,556	3,556	3,556	3,556	3,556	4,956	3,956	3,956	4,512	4,512	4,512	4,512
同上發電機數	14	9	7	7	7	7	7	7	8	5	5	5	5	5	5
同上キロワット數	3,926	3,806	3,756	3,756	3,756	3,306	3,306	3,306	6,306	5,550	5,550	5,550	5,550	5,550	5,550
需用家數	16,265	18,264	20,340	23,227	44,823	57,125	64,231	66,258	67,426	68,465	69,832	69,987	70,618	70,664	74,069
電燈拾燭換算數	80,659	87,217	91,414	97,321	119,951	131,781	138,867	142,731	145,424	152,885	158,286	159,837	103,353	108,148	114,272
弧光燈數	76	81	41	35	45	36	46	48	50	49	54	37	47	19	7
電動機數	162	230	308	428	505	604	768	994	1,111	1,258	1,381	1,478	1,511	1,594	1,755
同上馬力數	221	630	897	1,427	1,689	1,816	2,380	2,654	2,866	3,425	3,975	4,127	4,390	4,861	5,534
電力及電熱裝置	—	70	78	1,069	4,174	4,186	4,179	4,193	4,812	4,989	4,989	6,773	6,854	6,914	7,225
火力夜間發電量	4,162,726	2,474,072	718,676	703,408	—	333,603	1,293,694	1,482,748	1,433,484	1,050,148	2,116,460	1,857,330	2,038,173	582,830	2,965,072
火力晝間發電量	201,152	57,880	—	—	—	24,313	23,668	9,012	15,479	—	9,750	333,331	108,764	22,151	192,010
水力夜間發電量	—	1,766,105	4,653,600	6,003,362	9,554,101	11,691,215	15,164,900	13,692,088	16,935,538	16,163,785	18,377,645	15,947,831	18,192,294	19,114,716	21,625,439
水力晝間發電量	—	427,691	1,119,005	2,062,291	3,152,106	4,816,579	6,189,397	7,943,550	7,864,405	8,951,713	9,288,042	10,089,296	10,146,025	10,829,526	12,478,488
夜間消費石炭	11,715	6,279	2,392	1,517	549	1,657	4,522	5,652	3,912	2,060	4,395	4,294	6,094	1,677	7,070
晝間消費石炭	1,151	340	—	—	—	92	92	46	58	—	24	885	1,219	29	675
消費水量	6,699,350	3,917,980	2,154,330	1,138,510	592,420	1,649,980	3,718,790	5,094,980	3,495,252	1,143,690	2,164,400	3,136,320	3,431,200	12,76,160	3,233,520

大正七年四月神奈川發電所増設	大正七年六月神奈川發電所増設	大正七年十二月神奈川發電所増設	大正八年十二月神奈川發電所増設
188,123.25	163,346	163,346	163,346
661	661	661	661
3,038	3,236	3,236	3,236
4,000	4,000	4,000	4,000
8,000	7,000	7,000	8,000
30	30	30	30
8,370	8,370	8,370	8,370
16,250	16,250	16,250	16,250
107,388	101,969	101,969	107,388
348,284	300,315	300,315	348,284
—	—	—	—
3,282	3,346	3,346	3,282
11,370	11,797	11,797	11,370
12,960	14,309	14,309	12,960
234,423	202,720	202,720	234,423
3,416,248	12,154,898	10,328,621	3,416,248
24,180,093	17,963,503	22,327,132	24,180,093
28,766,182	19,919,728	18,468,266	28,766,182
1,121,300	1,121,300	1,121,300	1,121,300
10,432,800	10,432,800	10,432,800	10,432,800

發電機

直流ノ別 交流三相

電 壓 三、五〇〇

周波 數 五〇

キロワット數 三、五〇〇

個 數 壹

製造者名 米國セネラル、エレクトリック社

大正七年四月神奈川發電所増設

汽機

種類 カーチス、スチム、タービン

馬力 數 一、〇〇〇

個 數 壹

製造者名 米國セネラル、エレクトリック社

發電機

直流ノ別 交流三相

電 壓 三、五〇〇

周波 數 五〇

キロワット數 七、五〇〇

個 數 壹

第五章 設備の進展

製造者名 米國セネラル、エレクトリック社

大正七年六月神奈川發電所増設

汽機

種類 水管式

馬力 數 五二〇

個 數 四

製造者名 米國ハイネ、セフチー汽機社

大正七年十二月神奈川發電所増設

汽機

種類 水管式

馬力 數 五二〇

個 數 四

製造者名 米國ハイネ、セフチー汽機社

大正八年十二月神奈川發電所増設

汽機(豫備)

種類 水管式

馬力 數 五二〇

個 數 壹

製造者名 米國ハイネ、セフチー汽機社

是に到りて本支社の發電設備を發電力によりて指示する時は左の數字となる。

火力發電力	一萬六千五百五十「キロワット」
水力發電力	三千三百「キロワット」
通計	一萬九千八百五十「キロワット」

而して之に伴ふ送電線路巨長、電線延長、鐵塔數、木柱數、電柱等供給設備の逐年變更せる實跡は之を別表に具せり。

第六章 供給電燈數

【需用家數、燈數】

設立以來の需用家數及び燈數増減の趨勢は別表を以て其の事業發展の徑路を徴するに便す。而して九年度末に於る需用家數は本社十萬七千三百八十八戸、此取付燈數三十六萬九千八百十燈、横須賀支店二萬九千八百四十三戸、此取付燈數六萬八千九百七十七燈、江之島電氣鐵道部一萬一千八百九十六戸、此取付燈數四萬五千八百六十二燈にして合計十四萬九千二百二十七戸、四十八萬三千七百六十九燈なり。

【現行供給規程】

電燈料金は第二章「本社の發達」に於て改定したる毎に記述したるも尙別表「電燈料金沿革表」に明示せり。左に現行供給規程の要點を摘出せん。

(一) 電燈供給方法の種別 電燈供給方法を「イ」月極電燈定額供給とも稱す。「ロ」メートル電燈

(從量供給とも稱す)ハ臨時電燈の三者に種別す。

(二)電球の種類 電球は金屬線ミす但し特に當社と協議の上電燈料を契約したる場合に限り金屬線以外の電球を使用することを得。

(三)電球の負擔 「甲」月極需用者へ供給せし金屬線電球にして織條の切斷したるもの若くは燭力の非常に減少したるものは需用者の請求に依り無代價にて引換するものミす但し需用者に於て破損したる時は規定の代價を申受くるものミす「乙」メートルにて使用する電球は總て需用者の負擔ミし夫々規定の代價を申受くるものミす「丙」臨時電燈の電球は最初當社にて無償供給するも破損の場合は需用者の負擔ミす「丁」月極電燈にして當社規定電球以外のものを使用せらるゝ場合は電球は需用者の負擔ミす。

(四)電燈器具の負擔 電燈器具は賣渡、貸附の二種ミす「イ」賣渡器具ミは屋内屋外の區別なく電燈の施設に必要な總ての電球及び器具を需用者に於て買取るものを云ふ但し引込線は當社の負擔ミす「ロ」貸付器具 當社にて定むる電燈器具に限り一燈に付一ヶ月の損料金五錢を以て貸付をなすものミす但し本項電燈器具に屬する電球線は長さ六尺を限度ミし六尺以上成規の長さまでの延び尺は需用者の負擔ミす。

屋内燈は總て露出工事を施すものミす但し需用者の希望により配線の一部又は全部を隠蔽工事にて施設する場合又は特種器具の取附を請求せられたる場合に於て當社所定貸附器具以外の材料及び夫れに要する工費は需用者の負擔ミす此場合に於ても器具損料は減

額せず。

(五)電燈工事種類及工費の負擔 「イ」新設及増設、賣渡器具にして需用者の負擔に係る取付工費は左の如くにして貸附器具の工費は當社の負擔ミす。

屋内燈一個に付金五拾錢乃至壹圓五拾錢以内 屋外燈一個に付金五拾錢乃至壹圓以内
 「ロ」轉設器具變更器具位置換 賣渡器具及貸附器具にして需用者の負擔に係る工費は左の如し。

屋内燈一個に付金六拾錢乃至壹圓五拾錢以内 屋外燈一個に付金五拾錢乃至壹圓以内
 「ハ」廢燈、賣渡器具にして需用者の負擔に係る取外し工費は屋内燈、屋外燈共一個に付金壹圓以内ミす、貸附器具にして取附後四ヶ月未滿の期間に於て器具撤廢の申込ありたる時は經過年數に應じ屋内燈、屋外燈共一個に付金五拾錢以上貳圓以内の工費を申受くることあるべし。

(六)取付に關する制限 「イ」同一家屋内に於ては特種の事由ある場合の外月極燈ミメートル燈との併用並に賣渡器具ミ貸附器具との混用を爲さしめざるものミす「ロ」貸附器具使用の場合は屋内燈、屋外燈の別なく一ヶ年以上繼續して使用するもの、外之を謝絶することあるべし「ハ」貸附器具使用の電燈需用者にして「メートル」使用を希望せらるゝ場合は一燈に付金壹圓五拾錢の料金前拂保證金を申受くるものミす

(七)電燈料の計算 「イ」月極電燈料は休燈期間一ヶ月以内の分に對しては日割計算をなさ

第六章 供給電燈數

備考	準備料	メートル損料	メートル供給	器具損料		百燭終夜		八十燭終夜		五十燭終夜	
				外燈	内燈	外燈	内燈	外燈	内燈	外燈	内燈
				外燈	内燈	外燈	内燈	外燈	内燈	外燈	内燈
八燭ハ必ズ二 燈ツ、シ、リ スニ取付タル モノナリ		一燈十 分ノ一	十六燭一時間 全上 十燭一時間 全上 九層 全上 八層 全上	〇、 二〇	〇、 一〇						
十六燭以上ハ 料金全		料、十五 分ノ一	九層 全上 八層 全上	〇、 二〇	〇、 一〇						
上全		上	九層 全上	〇、 二〇	〇、 一〇						
上		一燈十 分ノ一	一アムベア 一時間二付 三錢	〇、 一〇	〇、 一〇						
ス	夜間 一燈三十 錢	全	一キロワット 二付 二十八錢	〇、 一〇	〇、 一〇	八、 〇〇				四、 五〇	
別ヲナス	全	全	全上	〇、 五	〇、 一〇	六、 五〇	八、 〇〇			三、 八〇	四、 五〇
全	上全	上全	二十四錢	〇、 五	〇、 一〇	五、 六五	五、 九〇			三、 一五	三、 四〇
上全	上	上	十八錢	〇、 五	〇、 一〇	五、 〇〇	五、 三〇			二、 八〇	二、 九〇
上	夜間 一燈十 錢	上	十八錢	〇、 五	〇、 一〇	五、 〇〇	五、 三〇			二、 八〇	二、 九〇
別ヲ廢ス	全	上	全上	〇、 五	〇、 一〇	二、 〇五	一、 七五			一、 三〇	一、 五〇
限トス	夜間一燈十 錢 夜間一燈 二十錢	上	十八錢	〇、 五	〇、 一〇	二、 〇五	一、 九三			一、 三三	一、 五五

第六章 供給電燈數

三十二燭	廿四燭	十六燭		十燭		八燭	
		終夜	半夜	終夜	半夜	終夜	半夜
		外燈	内燈	外燈	内燈	外燈	内燈
		二、 三〇	二、 三〇	一、 八〇	一、 六〇	二、 五〇	二、 五〇
		二、 〇〇	二、 一〇	一、 五〇	一、 三〇	二、 一〇	二、 一〇
		二、 三〇	二、 四〇	一、 五〇	一、 六〇		
		二、 五〇	二、 七〇		一、 七〇		
三、 〇〇	二、 〇〇		一、 七〇		一、 一〇		
二、 五〇	二、 〇〇	一、 五〇	一、 七〇		一、 〇〇		
一、 九五	二、 〇〇	一、 五〇	一、 七〇		〇、 七五		
一、 七〇	一、 三〇	〇、 九〇	〇、 九五		〇、 六五		
〇、 九五	〇、 八〇		〇、 六五			〇、 五五	
一、 〇六	〇、 八八		〇、 七			〇、 五	

第七章 供給電力数及其の種別

明治三十九年本社が電力の供給を開始してより現在に至るまでの需給の消長は前章に明なり而して其の需用家に据附くる電動機の馬力数、電力及電熱装置總量の累年比較は別表に由ることとし、左に電力料金沿革を列叙すべし。

(一) 月極電力料金 電動力供給の方法は、イ月極電力(定額供給とも稱す)ロメートル電力(従量供給とも稱す)ハ臨時電力の三種に分る、が故に、其の料金も亦月極電力料とメートル電力料とに分てり。

明治三十九年三月初めて月極電力料金を定めたる時は單に晝間使用料金のみを規定せしが、四十三年一月晝間供給、十八時間供給、晝夜供給の三種に分ち且つ料金を引下げ大正五年一月晝間、晝夜間の二種に區別して再び値下を行ひ同五年五月三たび値下げを爲し、大正十年一月

より料金を改定して幾分の値上げを行へるが其の細別は次表に示すが如し。

月極電力料金沿革表

電動機馬力別	明治三十一年三月		明治四十三年一月改定		大正五年一月改定		大正五年五月改定		大正十年一月改定	
	晝間	夕刻ヲ除ク夕刻ヲ除ク	晝間	晝夜	晝間	晝夜	晝間	晝夜	晝間	晝夜
半馬力	10,000	7,000	9,000	11,000	6,500	10,000	6,000	9,000	6,500	11,000
一馬力	15,000	11,000	14,000	17,000	10,000	14,000	9,000	13,000	11,000	15,000
二馬力	23,000	18,000	22,000	27,000	15,000	21,000	14,000	20,000	17,000	23,000
三馬力	31,000	24,000	30,000	37,000	20,000	28,000	18,000	26,000	23,000	31,000
四馬力	39,000	30,000	38,000	47,000	25,000	35,000	23,000	33,000	29,000	39,000
五馬力以上一馬力ニ付	47,000	36,000	46,000	57,000	30,000	43,000	28,000	40,000	35,000	47,000
七馬力以上一馬力ニ付	55,000	42,000	54,000	67,000	35,000	51,000	33,000	47,000	41,000	55,000
十馬力以上一馬力ニ付	63,000	48,000	62,000	77,000	40,000	59,000	38,000	53,000	47,000	63,000
二十馬力以上一馬力ニ付	71,000	54,000	70,000	87,000	45,000	69,000	43,000	61,000	53,000	71,000
三十馬力以上一馬力ニ付	79,000	60,000	78,000	97,000	50,000	79,000	48,000	67,000	59,000	79,000
五十馬力以上一馬力ニ付	87,000	66,000	86,000	107,000	55,000	89,000	53,000	75,000	65,000	87,000
百馬力以上一馬力ニ付	95,000	72,000	94,000	117,000	60,000	99,000	58,000	83,000	71,000	95,000

第七章 供給電力数及其の種別

(二) **メートル電力料** 初めてメートル電力料を規定せるは明治三十九年一月にて、晝間供給一「キロワット」時に付金參拾錢とし、最低料金を一「アムペア」以下の電動機一箇に付一ヶ月金壹圓五拾錢、一「アムペア」以上の電動機一箇に付一ヶ月金貳圓五拾錢と定めたりしが、同三十九年三月月極電力料制定の際、晝間供給料金を二「キロワット」時に付金貳拾錢に引下ぐ。
四十一年四月晝間供給電力料を左の如く細別し且つ料金を引下げたり。

一ヶ月使用電氣分量 時ノ代價	一ヶ月使用電氣分量 時ノ代價	一ヶ月使用電氣分量 時ノ代價
五百キロワット時未満 金十五錢	二千キロワット時以上 金十二錢	五千キロワット時以上 金十錢
同 以上 金十四錢	二千五百キロワット時以上 金十一錢五厘	七千五百キロワット時以上 金九錢五厘
千キロワット時以上 金十三錢	三千キロワット時以上 金十一錢	一万キロワット時以上 金九錢
五百キロワット時以上 金十二錢五厘	四千キロワット時以上 金十錢五厘	

又其の最低料金を左の如く規定す。

馬力別 一ヶ月料金	馬力別 一ヶ月料金	馬力別 一ヶ月料金
半馬力 五圓	二馬力 十五圓	五馬力 三十圓
一馬力 七圓五十錢	三馬力 二十圓	十馬力 五十圓
一馬力半 十一圓五十錢	四馬力 二十五圓	

更に四十三年一月に至り晝間晝夜間の二種に分ち使用量を一層細別して料金を改定するに共に最低料金も二種に分ちて最近に及びしが、大正十年一月其の内の最低料金に改正を加へたるもの現行料金にして即ち如左。

一、晝間供給料金

一ヶ月間一馬力ニ付平均一日使用時間	四馬力以上	七馬力以上	十馬力以上	二十馬力以上	三十馬力以上	五十馬力以上	百馬力以上
凡二時間	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一〇、〇	八、五	七、五	六、七	六、三	五、八	四、六	四、二

第七章 供給電力數及其の種別

九 百 三 十 五 同	凡 四 時 間	九、五	八、〇	七、一	六、四	六、〇	五、五	四、四	四、〇
百 八 十 同	凡 六 時 間	九、〇	七、五	六、七	六、〇	五、六	五、二	四、一	三、七
百 三 十 五 同	凡 八 時 間	八、三	六、九	六、二	五、五	五、二	四、八	三、八	三、四
二 百 二 十 五 同	凡 十 時 間	七、六	六、三	五、七	五、〇	四、八	三、八	三、一	三、一
二 百 七 十 同	凡 十 二 時 間	六、七	五、六	五、〇	四、五	四、二	三、九	三、一	二、八

二、晝夜間供給料金

一ヶ月間 一馬力ニ付消費電量	一ヶ月間一馬力 ニ付平均 一日使用時間	未 滿	四馬力 以上	四馬力 以上	七馬力 以上	七馬力 以上	十馬力 以上	十馬力 以上	二十馬力 以上	二十馬力 以上	三十馬力 以上	三十馬力 以上	五十馬力 以上	五十馬力 以上	百馬力 以上
四十 五 十 同	凡 二 時 間	一、二、〇	一、一、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	九、〇	八、五	八、〇	七、五	七、〇	六、五	六、〇	五、五	五、〇	四、五
九 十 同	凡 四 時 間	一、一、〇	一、〇、二	九、一	八、五	八、〇	七、五	七、〇	六、五	六、〇	五、五	五、〇	四、五	四、〇	三、五
百 三 十 五 同	凡 六 時 間	一、〇、一	九、四	八、五	八、〇	七、五	七、〇	六、五	六、〇	五、五	五、〇	四、五	四、〇	三、五	三、〇
百 八 十 同	凡 八 時 間	九、二	八、六	七、九	七、三	六、八	六、三	五、八	五、三	四、八	四、三	三、八	三、三	二、八	二、三
二 百 二 十 五 同	凡 十 時 間	八、三	七、七	七、〇	六、四	五、八	五、三	四、七	四、二	三、六	三、一	二、六	二、一	一、六	一、一
二 百 七 十 同	凡 十 二 時 間	七、四	七、〇	六、五	六、〇	五、五	五、〇	四、五	四、〇	三、五	三、〇	二、五	二、〇	一、五	一、〇
三 百 十 五 同	凡 十 四 時 間	七、一	六、八	六、五	六、〇	五、五	五、〇	四、五	四、〇	三、五	三、〇	二、五	二、〇	一、五	一、〇
三 百 六 十 同	凡 十 六 時 間	六、八	六、六	六、三	五、九	五、五	五、〇	四、五	四、〇	三、五	三、〇	二、五	二、〇	一、五	一、〇
四 百 〇 五 同	凡 十 八 時 間	六、五	六、四	六、一	五、七	五、三	四、九	四、五	四、一	三、七	三、三	二、九	二、五	二、一	一、七

最低料金 (一ヶ月ニ付)

四百五十同	凡 二 十 時 間	六、二	六、一	五、九	五、一	四、八	四、二	四、〇
四百九十五同	凡 廿 二 時 間	五、九	五、八	五、五	四、八	四、五	四、〇	三、七
五百四十同	凡 廿 四 時 間	五、六	五、三	五、〇	四、五	四、二	三、八	三、三

馬力別	料	金	馬力別	料	金
壹馬力未滿		五、〇〇	拾馬力以上		七、〇〇
壹馬力以上		七、五〇	廿馬力以上		六、九〇
四馬力以上		七、二〇			

五拾馬力以上は使用の状態により適宜協定の事

【電力の用途別】

電力が如何なる用途に供せらるゝか、是又横濱市及縣下工業の内容を見る好資料たるを思ひ、本社、横須賀支店、江之島電鐵部に分ち其の装置個數及總馬力數を左に表示す。

第七章 供給電力數及其の種別

第七章 供給電力数及其の種別

本社 用途別電力装置個数及總馬力數 (三)

用途	装置個数	總馬力數	用途	装置個数	總馬力數
活動寫真用	2	馬力 15.10	酸素發生用	6	馬力 112.00
玩具製造用	1	0.50	生糸試驗用	18	40.50
罐詰製造用	1	1.00	金モール製造用	3	3.50
捲揚機用	5	63.00	切鳥賊用	1	1.00
豆攪用	4	5.50	金銀磨用	1	2.00
繭乾燥用	1	0.50	木桶製造用	1	1.00
硅砂製造用	2	3.00	機械製作用	△ 3	32.50
下駄製造用	1	0.50	機械修繕用	8	24.00
ブリキ切斷用	2	8.00	機械運轉用	4	5.50
文具製造用	1	7.50	莫大小製造用	△ 1	0.50
ゴム製造用	2	50.00	鍍金用	45	69.50
珈琲挽用	5	2.75	眼鏡製造用	25	308.10
洋傘製造用	1	2.00	ミシン用	1	1.00
コルク製造用	6	6.20	味噌製造用	67	39.60
蒟蒻製造用	11	10.50	人造絹糸製造用	10	21.00
工業學校用	5	43.40	人造石製造用	15	57.75
鉛筆製造用	2	17.50	人造石製造用	1	1.00
織工所用	△ 1	3.00	薪炭切斷用	2	8.00
電線製造用	△ 169	555.75	シヤツ製造用	2	1.00
電球製造用	△ 2	8.00	自動車修繕用	9	13.75
電氣居用	14	142.00	自轉車修繕用	3	2.00
電氣居用	7	0.70	昇降機用	13	54.50
織紙製造用	2	50.00	シノダ製造用	2	2.00
電氣分解用	4	2.30	充電用	3	2.10
アスファルト製造用	2	7.00	自轉車製造用	2	7.00
鉛製造用	8	9.00	信號用	1	0.10
麻袋製造用	6	52.00	肥料製造用	42	560.50
麻肌製造用	2	4.00	瓶洗用	1	0.50
壓搾用	△ 1	3.00	ビール製造用	12	395.00
	6	47.25			

本社 用途別電力装置個数及總馬力數 (一) 大正九年下半期末現在 (二)

用途	装置個数	總馬力數	用途	装置個数	總馬力數
印刷用	△ 1	馬力 7.00	蓄音器用	1	馬力 0.25
	85	199.75	蓄電池用	8	122.25
飲料水製造用	△ 1	1.00	リンネル製造用	5	31.00
	32	37.00	織物用	2	4.00
鑄物用	15	47.50	硝子製造用	2	1.00
醫療用	11	1.80	蒸切用	13	6.75
煎豆用	5	2.50	硝子磨用	4	4.75
糸捲用	11	12.25	樂器製造用	4	27.50
椅子製造用	2	9.00	カーボン製造用	9	113.50
石磨用	2	22.00	鯉節粉碎用	1	0.50
インク製造用	3	35.50	辛子製造用	1	1.00
印字器用	1	2.00	番鉀製造用	1	6.00
燭燭製造用	2	2.00	瓦斯製造用	2	15.00
バイプレーター	27	3.60	家具製造用	7	64.00
牛酪製造用	4	8.00	蠟灰製造用	1	0.50
羽二重検査用	1	0.50	紙切用	2	1.00
パテ製造用	1	2.00	揚水ポンプ用	28	141.50
パテ製造用	1	7.50	燃糸用	△ 1	5.00
薄荷製造用	1	0.50		5	6.00
鉢製造用	1	1.00	竹細工用	1	1.00
肉切用	1	0.50	タドン製造用	2	2.50
鉛製造用	6	38.00	耐火煉瓦製造用	2	5.50
唧筒製造用	2	2.00	耐酸鐵製造用	1	5.00
ボール箱製造用	4	2.00	造船鐵工用	20	173.00
紡績用	6	148.50	掃除用	1	0.25
ペンキ製造用	1	5.00	通信用	9	10.15
バルベツト製造用	3	26.50	ツタ製造用	2	2.00
豆腐製造用	122	74.00	漆製造用	2	2.00
土木用	13	81.00	糊料製造用	2	3.50
砥石製造用	1	0.50			

△印は休止箇數及馬力數

第七章 供給電力数及其の種別

第七章 供給電力数及其の種別

本社 用途別電力装置個数及總馬力數 (七)

用途	装置個数	總馬力數 馬力	用途	装置個数	總馬力數及 キロワット數 馬力
甘蔗用	1	1.00	電動機合計	△ 20	220.50馬力
白土製造用	1	1.00		2,582	11,370.10馬力
バリカン用	1	0.25	電熱装置	29	14.778
暖房用	2	2.00	醫療用	8	7.145
燒栗用	1	0.50	暖房用	2	10.300
醬油製造用	2	3.50	電線接續用	8	5.510
製糸用	2	3.00	火炭斗用	47	37.733
金錢登録器用	5	1.50	電熱装置合計	1	7.960.000
電鈴用	2	0.20	電力装置	10	24.042
試験用	6	14.45	軍事工業用	14	2,446.029
牛乳試験用	1	0.50	X光線用	5	4,459.500
グアイオレットター	1	0.10	電燈及電力用	23	283.436
検査用	3	0.85	電燈用	53	15,173.007
繩製造	1	3.00	電力装置合計	100	15,210.740

本社 用途別電力装置個数及總馬力數 (五)

用途	装置個数	總馬力數 馬力	用途	装置個数	總馬力數 馬力
木工用	37	5.00	製木用	2	1.50
餅搗用	5	5.00	旋盤用	6	28.00
木管製造用	4	111.00	錫昆布切用	3	4.50
精米用	786	907.25	生糸用	17	18.50
製紙用	△ 1	1.00	火藥製造用	4	6.00
製綿用	83	113.50	伸銅用	2	21.00
製材用	△ 1	2.00	電氣器具製造用	1	5.00
煎餅製造用	53	103.00	紡績木管製造用	3	24.00
製箱用	93	832.50	光機製造用	1	5.00
煎餅製造用	24	18.50	稀金屬研究用	1	5.00
製箱用	35	80.50	製繭用	1	0.50
製皮用	3	2.50	車製造用	1	1.00
製油用	△ 6	156.50	鋸製造用	1	0.50
潛水具製造用	59	1,533.00	自轉車附屬品用	1	1.00
製網用	3	11.60	防水布製造用	1	2.00
製錫用	21	1,127.00	製靴用	1	1.00
製錫用	2	10.50	硝子細工用	1	1.00
製麵用	24	27.00	組糸用	1	1.00
製藥用	18	721.55	西洋家具製造用	3	3.50
製鉛用	4	3.50	發電機運轉用	2	2.00
製紙用	1	2.00	セルロイド加工用	1	0.50
製粉用	6	204.50	麻糸用	2	10.50
洗濯用	39	66.50	黒鉛用	1	10.50
製菓用	18	21.10	自動車製造用	△ 1	1.00
製罐用	4	19.00		4	26.00
石鹼製造用	14	72.00	瓦製造用	1	2.00
製鉄用	12	10.00	オゾン發生用	1	0.10
染色業用	29	74.00	礮石粉碎用	1	3.00
製氷用	13	500.50			
製琴用	1	2.00			

第七章 供給電力数及其の種別

江之島電氣鐵道 用途別電力装置個數及總馬力數 (大正九年 下半期末現在)

第七章 供給電力數及其の種別

用途	装置個數	總馬力數
精米用	備63	馬力 140.0
紡績用具製造用	1	3.0
印刷用	1	1.0
製糸用	3	27.5
揚水ポンプ用	16	17.0
製粉用	2	76.0
麻真田製造用	1	0.5
製綿用	4	6.0
製材用	6	38.5
製麵用	4	8.0
製罐用	1	1.0
製氷用	1	2.5
豆腐製造用	7	4.0
輻用	1	0.5
貝細工用	2	2.0
乾燥用	1	2.0
鍍金用	1	2.0
壓搾用	1	2.0
黒鉛工業用	2	15.0
旋盤用	2	3.0
電動機合計	120	351.5
電力装置 X 光線用	備2	キロ 2.960
電力装置合計	2	2.960

横須賀支店 用途別電力装置個數及馬力數 (大正九年 下半期末現在)

用途	装置個數	總馬力數	用途	装置個數	總馬力數及 キロワット數
精米用	備42	馬力 113.0	煉瓦粉碎機用	備1	馬力 1.0
精麥用	1	2.0	吸水ポンプ用	3	4.0
清涼飲料水製造用	3	3.0	煉炭用	2	2.0
鐵工用	8	26.5	ヘヤーカッター用	1	0.1
製綿用	9	20.0	パイプレーター用	2	0.2
製麵用	5	10.0	製菓用	1	1.0
印刷用	6	7.5	製鉛用	2	3.0
煙管粉碎用	3	6.0	製藥用	3	20.5
味噌摺用	3	5.0	醫療用	6	5.0
製材用	4	37.5	排送機用	2	8.0
豆腐製造用	7	5.5	肥料製造用	2	4.0
廣告機用	1	0.1	鍛冶用	1	3.0
海苔製造用	1	1.0	水揚用	1	3.0
製粉用	2	2.0	防火用	1	20.0
ヂアテルミー用	1	1.0	壓搾機用	1	20.0
洗濯用	2	5.0	合計	134	394.4
鍍金用	1	3.0			
造船工業用	4	47.5	電力装置 自家電動力用	4	キロ 1,579.6
燃糸用	1	1.0	電熱装置 暖房用	2	キロ 3.5
製網用	1	3.0	合計	6	キロ 1,583.1

第七章 供給電力數及其の種別

第八章 資本金、社債及借入金

資本金累増の次第は第二章中に逐次述べたるが如くなれども、茲に一括して之を列記し且つ其期末に於ける株主數を列擧すれば左の如し

増資年月	増資金額	事由	資本金總額	株主數
明治二十二年七月			三十萬圓	五百二十六人
全二十九年七月	三十萬圓		六十萬圓	二百五十七人
全三十八年八月	三十萬圓		九十萬圓	二百五十八人
全四十年三月	九十八萬圓		百八十八萬圓	
全年五月	十二萬圓	神奈川電燈株式會社ト合併ノタメ	二百萬圓	三百三十人
全四十二年九月	百二十萬圓	箱根水力電氣株式會社ト合併ノタメ	三百二十萬圓	六百十九人
全四十四年六月	三百三十萬圓		六百五十萬圓	

全年八月	五十萬圓	横須賀電燈瓦斯株式會社ト合併ノタメ	七百萬圓	
全年十月	五十萬圓	江之島電氣鐵道株式會社ト合併ノタメ	七百五十萬圓	八百七十九人
大正六年三月	七百五十萬圓		一千五百萬圓	一千九人

而して是等増資に對する拂込の經過は、別表營業成績累年比較表中「拂込資本金」の項を参照すべし。

現在株主は内國人一千四百四十四人、外國人六十五人、合計一千五百九人にして、内百株以上の株主は内外人を通じて五百人なりとす。

本社が必要に應じ社債を募集したる經過亦第二章に略述し置けり。是等の社債並に合併したる會社の社債にして、本社の義務に屬せるもの、累年比較及び其逐次償還の過程は同表中「社債」の項を参照すべし。而して九年度末に於ける現在社債金額參百萬圓にして、這是未だ償還期に達せざるものとす。又借入金は一時の必要に依り行ふ所にして増減

一定せず是亦同表に於て累次の経過を示せり。其の他法定準備金、諸機械電線路建物償却準備金、備員年功手當積立金等は、純利益金を處分したる要項なると共に、貸借對照表上重要なる負債に屬する項目なるを以て又同表中に掲げ置けり。

第九章 利益の増減、配當率其の他の財産状態

明治二十三年十月開業以來廿五年上半期迄は創業に伴ふ支出多端に亘り、一方電燈料の収入は未だ甚だ微々たり。即ち二十四年上半期迄電燈料の實收は四千參百餘圓に止り、同年下半期漸く八千貳百貳拾五圓となり、二十五年上半期九千百六拾圓、同下半期壹萬千五百六拾六圓に上りしが、二十六年上半期に及びて壹萬五千餘圓に達し始めて株式配當に可能なる利益を收むるに至れり。爾來電燈料の収入は毎年増加して三十三年には、略ぼ約五倍に達し、四十年には約十二倍に上れり。其の後四十三年には略二十二倍となり、大正二年には三十六倍となり、同六年五十倍を超え、七年六十倍となり、九年には約八十餘倍を告げたり。三十九年電力供給開始の年に於ける下半期電力収入は僅かに千四百四十八圓に過ぎざりしも、翌年下半期は直に參千五百圓に達したり。而

して四十二年下半年に入りては四十年の七倍となり四十三年下半年其十八倍となり翌四十四年下半年は一躍四十二倍となり、大正三年下半年略ぼ八十倍に達し、七年下半年には二百五十餘倍に累進して漸く電燈料収入を凌駕せんとし、翌八年下半年に於ては四十年の四百倍となりて、同期の電燈収入を凌駕すること約三割、同九年下半年は四十年電力収入の四百五十餘倍に躍進して、同期の電燈収入を凌駕するもの、又五割五強に及び、而して明治二十六年一ケ年の電燈収入と四十年一ケ年の電燈電力兩收入とを比較する時は一対一二に當り、大正九年一ケ年の電燈電力兩收入に比較すれば一対一八〇強に當り、明治四十年と大正九年とに於て兩者の収入を比較する時は十五倍強に當れるを見る。

一方支出の要目たる石炭費、使用電力費に就て累年の増加を概言せんに、明治二十六年に於る石炭費は七千五百餘圓なりしが同三十年に入

りて四萬四千圓、翌三十一年に五萬八千餘圓に上りしものは其の價格の俄に暴騰したるが爲にして、敢て其の消費量の異常なる増加を意味せず、三十四五年の交の消費金額參萬參四千圓を以て寧ろ消費數量の増加と見るを當れり。又三十九年の石炭費九萬八千餘圓も、消費數量の激増を意味するものに非ずして、日露戦後炭價暴騰の爲に著しく其の金額の増加したるに由り、四十二年上半期の消費金額八萬貳千餘圓を示せるは消費の増加と看做すを妥當なりとす。下つて同年下半年に於て石炭費の約半減せるは言ふ迄もなく箱根水力電氣株式會社合併の結果、従來の火力發電を減少したるが爲にして、爾後引續き石炭の消費を減じ四十四年上半期に於ては其の消費金額纔かに參千貳百餘圓に減退するを見るの一方に於て、四十三年下半年より新に使用電力費七萬貳千五百餘圓の支出を見たるもの、則ち富士瓦斯紡績株式會社との契約に係る峯變電所の電力を受入れたるが爲にして、爾來同費の

拾參萬餘圓に増加せるは漸次同所の電力購入高を増加せるが爲なり。大正八年上半期に入り激減したるは渴水の爲め水力電氣の供給中絶し止むを得ず神奈川發電所の火力設備を使用したるに由る。則ち大正六年上半期迄は神奈川發電所の第一期据附機關と裏高島町發電所より移轉改修したる機關とを以て火力發電をなし、一方自營及購入の水力電氣を以て需給を伸縮調節したるが爲に、炭價暴騰の影響ありしも尙未だ拾萬圓を超ゆることなかりしなり。然るに同年下半期よりは神奈川發電所第二回増設の發電設備使用を開始したるに、炭價の一層昂騰したることによりて此期間の石炭費拾參萬圓に達したり。而して大正七年上半期に於る消費額約四拾參萬圓、同下半期參拾七萬餘圓に昇りしは同所の火力發電設備の最高能率を發揮したるに、炭價又平均一噸拾七圓より貳拾參圓以上にまで激騰したるに、兩々相俟つて之が激増を示せるものなるが轉じて大正八年上半期の石炭費八拾八萬圓に一

躍し、更に九年上半期に百拾貳萬五千圓てふ空前の消費額に上れるは再び富士瓦斯紡績會社の供給に係る水力電氣が二回に亘り二千キロワットを減少したる爲め神奈川發電所の第三回増設設備を第一次二次に亘りて使用を開始したるに、炭價一噸貳拾四圓以上といへる空前の高値に遭遇したるが爲なるに外ならず、雖も、電燈電力の需要亦此際に於て最高潮に上り、此兩者の収入も空前の鉅額に昇れることを記臆せざるべからず、又以て世界戦後好景氣の色彩の如何に濃厚なりしかを反映するに足らんか。

以上は創業以來の收支状態と其の收支關係とを極めて簡単に一言したるものなるが以下少しく利益の消長と配當率の伸縮とに就きて述べむと欲す。抑も明治二十三年十月開業以來二十五年上半期までは供給設備に對する電燈の需用に不足ありしが爲めに常に損失を醸したれども、同年下半期に到り始めて需給の平衡を得、茲に漸くにして利益

を見るに至りたり。即ち廿六年上半期五分の配當を始めとして漸次に其の率を増加し、三十年上半期に至りては遂に一割二分に(時の公稱資本金參拾萬圓此拂込金額貳拾七萬貳千六百四圓)達したるに前述の如く石炭價格暴騰の爲に著しく利益を減殺せられ、三十年下半期は八分に、三十一年上半期は七分五厘に減少するの止むを得ざるを見たり。同年下半期より石炭の價格漸く低下し隨ひて配當率も次第に増加し三十二年上半期は一割二分、三十三年は一割四分、三十五年以降四十年上半期迄は優に毎季一割五分を配當することを得たり。而して三十年下半期以降三十八年上半期迄の公稱資本金六拾萬圓増加資本金參拾萬圓の拂込は三十五年上半期に於て完了したり。三十八年下半期より三十九年下半期迄の公稱資本金は九拾萬圓にして此拂込金額六拾七萬五千圓、四十年上半期の公稱資本金貳百萬圓、此拂込濟資本金百貳拾六萬五千圓にして、半期利益金は廿六年上半期の五千八百五拾九圓よ

逐年増加して四十年上半期は七萬貳千百五拾七圓となり、爾來半期利益金は四十一年下半期に於て拾萬圓臺に上り、四十二年下半期貳拾萬圓臺となり、四十五年上半期參拾萬圓臺となり、大正三年下半期四拾萬圓臺に入り同五年下半期五拾萬圓臺となり、六年上半期より六拾萬圓臺となりて九年度末に及びしも、大正七年上半期利益金六拾九萬八千餘圓を最多とせり。而して四十二年上半期迄の公稱資本金は貳百萬圓此拂込額は百六拾萬八千圓にして配當率は一割四分を連續し四十四年上半期迄の公稱資本金參百貳拾萬圓此拂込同期に至りて完了し、四十年下半期以降四十二年上半期迄は一割四分、爾後の三期は一割三分、四十四年上半期は一割二分の配當を爲せり。其の後大正六年上半期に至る公稱資本金七百五拾萬圓に増加し逐次拂込を爲して同期末に完了し此間の配當率は一割一分、同六年下半期に迨んで公稱資本金一千五百萬圓に増加すると共に規定四分の一の拂込を爲して

橫濱電氣株式會社營業成績累年比較表

資本金壹千五百萬圓、 壹株金額五拾圓、 株數參拾萬株

TABLE SHOWING THE RESULTS OF BUSINESS IN SUCCESSIVE YEARS, TRANACTED BY YOKOHAMA DENKI KABUSHIKI KAISHA.
CAPITAL.....Yen 15,000,000.00 STOCK.....300,000 @ Yen 50.00.

年次 YEARS.	需用家數 Number of Consumers.	取付燈球數 Number of Lamps Connected.	半 期 收 入 Semi-annual Receipts.					半 期 支 出 Semi-annual Expenditures.					半期利益金 Semi-annual Profit.	配當率 Rates of Dividend (%)	拂込濟資本金 Paid up Capital	社 債 Debentures	借 入 金 Loan from banks	諸 積 立 金 Reserve fund	消費石炭噸數 Total tons of Coal Consumed.	平均一噸代價 Average Cost of a ton	備 員 Employees.										
			電 燈 料 Electric Light Supplied.	電 力 料 Electric Power Supplied.	諸 收 入 Miscellaneous.	石 炭 費 Coal.	使 用 電 力 費 Charge for Electric Power	給 料 Salary.	諸 支 出 Miscellaneous.	事務員 Office Staff.	工務員 Engineering Staff.																				
明治廿六年 上 半 期 1893 First H. Y.	425	3,946	15,097	054	0	2,174	594	3,677	084	0	3,401	748	4,333	689	5,859	127	5.	173,968	000		22,000	000	124	316	938	270	3	920	10	27	
全 下 半 期 1893 Last H. Y.	477	4,404	17,067	793	0	2,923	222	3,849	078	0	3,353	154	4,693	651	8,125	132	7.	174,000	000		28,700	000	1,300	000	1,054	630	3	650	10	28	
明治廿七年 上 半 期 1894 First H. Y.	553	5,204	18,982	373	0	4,482	345	4,538	545	0	3,589	200	5,280	415	10,059	558	8.5	183,528	000		20,000	000	2,550	000	1,118	750	4	060	10	28	
全 下 半 期 1894 Last H. Y.	617	5,663	21,759	234	0	4,217	362	7,449	125	0	3,627	101	4,879	443	10,020	927	8.5	203,847	000			4,300	000	1,355	750	5	490	10	30		
明治廿八年 上 半 期 1895 First H. Y.	672	6,128	23,646	253	0	4,335	010	7,956	750	0	3,663	614	3,851	452	12,509	447	9.	209,148	000			5,050	000	1,468	000	5	420	10	30		
全 下 半 期 1895 Last H. Y.	699	6,544	26,585	705	0	5,312	245	9,228	425	0	3,601	061	5,996	336	13,072	128	10.	210,000	000	6,900	000	6,550	000	1,680	250	5	490	10	32		
明治廿九年 上 半 期 1896 First H. Y.	877	7,964	29,719	531	0	5,420	718	9,247	982	0	4,331	981	6,454	377	15,105	909	10.	252,000	000			8,050	000	1,956	440	4	730	10	38		
全 下 半 期 1896 Last H. Y.	975	9,985	37,932	692	0	6,388	765	12,111	863	0	4,878	926	6,844	705	20,485	963	11.	255,000	000			9,650	000	2,660	750	4	550	11	48		
明治三十年 上 半 期 1897 First H. Y.	1,029	10,758	44,890	280	0	6,472	656	16,605	085	0	5,186	266	8,395	747	21,175	838	12.	272,604	000	15,000	000	11,750	000	3,086	630	5	380	11	50		
全 下 半 期 1897 Last H. Y.	1,127	11,744	49,234	609	0	8,196	680	28,086	455	0	6,483	525	10,827	161	12,034	148	8.	327,000	000	85,657	370	13,870	000	3,497	000	8	030	11	59		
明治三十一年 上 半 期 1898 First H. Y.	11,72	12,464	55,330	001	0	9,217	981	32,822	283	0	6,755	655	10,765	115	14,204	929	7.5	378,792	500	120,900	000	15,090	000	3,703	000	8	864	10	57		
全 下 半 期 1898 Last H. Y.	1,268	13,689	60,578	621	0	9,377	817	25,336	883	0	7,525	920	11,122	644	25,970	991	10.	423,160	000	89,400	000	16,530	000	3,577	000	7	084	12	59		
明治三十二年 上 半 期 1899 First H. Y.	1,351	14,477	62,822	811	0	8,747	085	13,514	271	0	7,492	940	21,442	038	29,120	647	12.	432,000	000	60,900	000	19,130	000	3,328	000	4	063	12	56		
全 下 半 期 1899 Last H. Y.	1,559	16,403	67,735	055	0	9,778	651	14,278	600	0	7,593	020	25,425	981	30,216	105	12.	458,315	000	40,000	000	21,300	000	4,018	000	3	554	12	63		
明治三十三年 上 半 期 1900 First H. Y.	1,722	17,982	78,159	392	0	10,879	961	19,110	780	0	8,168	910	24,288	244	37,471	419	14.	496,078	000	58,000	000	23,770	000	4,655	000	4	105	12	61		
全 下 半 期 1900 Last H. Y.	1,869	19,310	74,727	695	0	12,918	785	14,955	180	0	8,160	685	30,694	024	33,836	591	14.	503,796	000	105,000	000	13,600	000	4,310	750	3	469	13	60		
明治三十四年 上 半 期 1901 First H. Y.	1,936	19,950	80,827	494	0	13,901	055	16,176	420	0	8,442	690	30,458	299	39,651	140	14.	540,224	000	95,000	000	15,300	000	4,673	750	3	461	13	64		
全 下 半 期 1901 Last H. Y.	2,251	21,895	84,254	373	0	13,291	353	17,366	670	0	9,536	450	30,297	498	40,345	108	14.	552,000	000	100,000	000	17,300	000	4,947	750	3	510	13	68		
明治三十五年 上 半 期 1902 First H. Y.	2,423	22,935	89,708	844	0	10,525	144	16,026	450	0	9,010	010	30,901	016	44,296	512	15.	552,000	000	94,000	000	19,350	000	4,630	750	3	460	13	61		
全 下 半 期 1902 Last H. Y.	2,614	24,254	95,637	298	0	12,074	572	17,580	665	0	8,949	570	32,217	258	48,964	377	15.	600,000	000	77,500	000	21,600	000	5,035	500	3	491	13	53		
明治三十六年 上 半 期 1903 First H. Y.	2,750	25,509	98,208	106	0	12,447	479	16,336	670	0	9,169	910	31,932	681	53,216	324	15.	600,000	000	50,000	000	24,100	000	4,466	750	3	657	13	55		
全 下 半 期 1903 Last H. Y.	3,025	27,686	103,793	707	0	13,968	526	16,833	480	0	10,492	470	36,625	164	53,811	119	15.	600,000	000	150,000	000	27,000	000	4,399	750	3	826	13	58		
明治三十七年 上 半 期 1904 First H. Y.	3,220	29,184	109,677	144	0	13,442	465	17,362	940	0	10,815	910	40,862	132	54,078	627	15.	600,000	000	150,000	000	35,000	000	4,941	500	3	514	13	65		
全 下 半 期 1904 Last H. Y.	3,492	32,276	114,026	868	0	31,502	839	21,561	060	0	11,750	180	54,217	405	58,001	062	15.	600,000	000	150,000	000	65,600	000	43,000	000	5,450	250	3	956	13	68
明治三十八年 上 半 期 1905 First H. Y.	3,679	34,115	127,825	759	0	13,383	084	25,800	360	0	11,901	010	46,169	105	57,338	368	15.	600,000	000	150,000	000	105,000	000	51,500	000	5,727	000	4	505	13	82
全 下 半 期 1905 Last H. Y.	4,231	37,689	137,186	463	0	29,259	588	37,204	170	0	13,158	690	66,139	435	49,943	756	15.	675,000	000	150,000	000	125,000	000	60,000	000	6,812	250	5	461	14	86
明治三十九年 上 半 期 1906 First H. Y.	4,840	40,310	151,356	427	0	17,162	250	49,690	810	0	13,534	470	52,244	940	53,048	757	15.	675,000	000	150,000	000	150,000	000	62,500	000	6,904	750	7	197	16	84
全 下 半 期 1906 Last H. Y.	6,145	46,200	166,093	564	1,448	18,562	230	48,970	500	0	13,805	600	58,832	252	64,495	802	15.	675,000	000	150,000	000	190,000	000	65,500	000	7,802	750	6	276	16	82
明治四十年 上 半 期 1907 First H. Y.	7,657	52,924	168,304	517	1,545	15,679	100	43,557	970	0	12,475	290	57,338	538	72,157	559	15.	1,265,000	000	150,000	000	74,000	000	6,673	000	6	527	18	91		
全 下 半 期 1907 Last H. Y.	9,196	58,812	210,848	547	3,517	25,858	656	57,552	760	0	16,132	560	75,208	109	91,331	414	14.	1,265,000	000	144,000	000	110,000	000	83,000	000	8,767	500	6	564	18	97
明治四十一年 上 半 期 1908 First H. Y.	11,575	65,638	262,843	206	7,283	26,594	870	78,132	670	0	17,404	640	96,236	757	94,947	809	14.	1,412,000	000	144,000	000	200,000	000	38,000	000	11,670	000	6	695	19	102
全 下 半 期 1908 Last H. Y.	14,475	73,898	276,205	163	13,979	23,710	470	77,508	220	0	18,218	780	99,973	907	118,194	386	14.	1,608,000	000	138,000	000	150,000	000	93,000	000	11,900	000	6	513	20	111
明治四十二年 上 半 期 1909 First H. Y.	16,265	79,984	309,613	387	16,449	28,758	670	82,398	270	0	18,979	190	113,281	708	140,162	654	14.	1,608,000	000	138,000	000	200,000	000	104,000	000	12,866	000	6	404	22	113
全 下 半 期 1909 Last H. Y.	18,264	86,856	313,323	575	26,374	31,229	104	42,515	820	0	27,104	46	98,358	645	202,948	024	13.	2,546,000	000	132,000	000	758,000	000	111,500	000	6,619	000	6	423	27	164
明治四十三年 上 半 期 1910 First H. Y.	20,340	93,599	338,700	788	38,118	33,017	868	14,373	520	0	31,142	830	122,812	582	241,507	734	13.	2,546,000	000	1,000,000	000	142,000	000	2,392	000	6	009	30	176		
全 下 半 期 1910 Last H. Y.	23,227	101,777	353,864	197	63,929	36,873	095	8,531	360	72,578	080	34,168	740	140,037	206	199,351	096	13.	3,193,												

全下	半	上期	1,127	11,744	49,234	609	0	8,196	680	28,086	455	0	6,483	525	10,827	161	12,034	148	8.	527,000	000	15,000	000	11,750	000	3,086	630	5	380	11	59				
全上	半	下期	11,72	12,464	55,530	001	0	9,217	981	32,822	183	0	6,755	655	10,765	115	14,204	929	7.5	378,792	500	120,900	000	15,090	000	3,703	000	8	864	10	57				
全下	半	上期	1,268	13,689	60,578	621	0	9,377	817	25,336	833	0	7,525	920	11,122	644	25,970	991	10.	423,160	000	89,400	000	16,530	000	3,577	000	7	084	12	59				
全上	半	下期	1,351	14,477	62,822	811	0	8,747	085	13,514	211	0	7,492	940	21,442	038	29,120	647	12.	432,000	000	60,900	000	19,130	000	3,328	000	4	063	12	56				
全下	半	上期	1,559	16,403	67,735	055	0	9,778	651	14,278	600	0	7,593	020	25,425	981	30,216	105	12.	458,315	000	40,000	000	21,300	000	4,018	000	3	554	12	63				
全上	半	下期	1,722	17,982	78,159	392	0	10,879	961	19,110	780	0	8,168	910	24,288	244	37,471	419	14.	496,078	000	58,000	000	23,770	000	4,655	000	4	105	12	61				
全下	半	上期	1,869	19,310	74,727	695	0	12,918	785	14,955	180	0	8,160	685	30,694	024	33,836	591	14.	503,796	000	105,000	000	13,600	000	4,310	750	3	469	13	60				
全上	半	下期	1,996	19,950	80,827	494	0	13,901	055	16,176	420	0	8,442	690	30,458	299	39,651	140	14.	540,224	000	95,000	000	15,300	000	4,673	750	3	461	13	64				
全下	半	上期	2,251	21,895	84,254	373	0	13,291	353	17,366	670	0	9,536	450	30,297	498	40,345	108	14.	552,000	000	100,000	000	17,300	000	4,947	750	3	510	13	68				
全上	半	下期	2,423	22,935	89,708	844	0	10,525	144	16,026	450	0	9,010	010	30,901	016	44,296	512	15.	552,000	000	94,000	000	19,350	000	4,630	750	3	460	13	61				
全下	半	上期	2,614	24,254	95,637	298	0	12,074	572	17,580	665	0	8,949	570	32,217	258	48,964	377	15.	600,000	000	77,500	000	21,600	000	5,035	500	3	491	13	53				
全上	半	下期	2,750	25,509	98,208	106	0	12,447	479	16,336	670	0	9,169	910	31,932	681	53,216	324	15.	600,000	000	50,000	000	24,100	000	4,466	750	3	657	13	55				
全下	半	上期	3,025	27,686	103,793	707	0	13,968	526	16,833	480	0	10,492	470	36,625	164	53,811	119	15.	600,000	000	150,000	000	27,000	000	4,399	750	3	826	13	58				
全上	半	下期	3,220	29,184	109,677	144	0	13,442	465	17,362	940	0	10,815	910	40,862	132	54,078	627	15.	600,000	000	150,000	000	35,000	000	4,941	500	3	514	13	65				
全下	半	上期	3,492	32,276	114,026	868	0	31,502	839	21,561	060	0	11,750	180	54,217	405	58,001	062	15.	600,000	000	150,000	000	65,600	000	43,000	000	5,450	250	3	956	13	68		
全上	半	下期	3,679	34,115	127,825	759	0	13,383	084	25,800	360	0	11,901	010	46,169	105	57,338	368	15.	600,000	000	150,000	000	105,000	000	51,500	000	5,727	000	4	505	13	82		
全下	半	上期	4,231	37,689	137,186	463	0	29,259	588	37,204	170	0	13,158	690	66,139	435	49,943	756	15.	675,000	000	150,000	000	125,000	000	60,000	000	6,812	250	5	461	14	86		
全上	半	下期	4,840	40,310	151,356	427	0	17,162	250	49,690	810	0	13,534	470	52,244	940	53,048	757	15.	675,000	000	150,000	000	150,000	000	62,500	000	6,904	750	7	197	16	84		
全下	半	上期	6,145	46,200	166,093	564	1,448	18,562	230	48,970	500	0	13,805	800	58,832	252	64,495	802	15.	675,000	000	150,000	000	190,000	000	65,500	000	7,802	750	6	276	16	82		
全上	半	下期	7,657	52,924	168,304	517	1,545	15,679	100	43,557	970	0	12,475	290	57,338	538	72,157	559	15.	1,265,000	000	150,000	000	74,000	000	6,673	000	6	527	18	91				
全下	半	上期	9,196	58,812	210,848	547	3,517	25,858	656	57,552	760	0	16,132	560	75,208	109	91,331	414	14.	1,265,000	000	144,000	000	110,000	000	83,000	000	8,767	500	6	564	18	97		
全上	半	下期	11,575	65,638	252,843	206	7,283	26,594	870	78,132	670	0	17,404	040	96,236	757	94,947	809	14.	1,412,000	000	144,000	000	200,000	000	88,000	000	11,670	000	6	695	19	102		
全下	半	上期	14,475	73,898	276,205	163	13,979	660	23,710	470	77,508	220	0	18,218	780	99,973	907	118,194	386	14.	1,608,000	000	138,000	000	150,000	000	93,000	000	11,900	000	6	513	20	111	
全上	半	下期	16,265	79,984	309,613	387	16,449	765	28,758	670	82,398	270	0	18,979	190	113,281	708	140,162	654	14.	1,608,000	000	138,000	000	200,000	000	104,000	000	12,866	000	6	404	22	114	
全下	半	上期	18,264	86,856	313,323	575	26,374	236	31,229	104	42,515	820	0	27,104	426	98,358	645	202,948	024	13.	2,546,000	000	132,000	000	758,000	000	111,500	000	6,619	000	6	423	27	164	
全上	半	下期	20,340	93,599	338,700	788	38,118	000	33,017	868	14,373	520	0	31,142	820	122,812	582	241,507	734	13.	2,546,000	000	1,000,000	000	142,000	000	2,392	000	6	009	30	176			
全下	半	上期	23,227	101,777	353,864	197	63,929	190	36,873	095	8,531	360	72,578	080	34,168	740	140,037	206	199,351	096	13.	3,193,415	000	1,000,000	000	175,000	000	1,517	000	5	624	36	206		
全上	半	下期	44,823	140,649	412,670	950	93,220	620	36,267	167	3,260	700	104,834	740	36,928	100	155,879	729	241,255	468	12.	3,200,000	000	1,000,000	000	400,000	000	200,000	000	549	006	5	945	50	261
全下	半	上期	66,313	189,793	452,065	545	146,098	380	106,064	530	18,481	488	114,915	860	59,504	040	236,284	113	275,042	954	11.	4,475,000	000	1,275,000	000	100,000	000	284,421	500	3,151	000	5	865	120	441
全上	半	下期	80,782	219,905	563,221	985	209,467	210	140,597	741	28,186	222	144,909	510	71,566	550	306,266	688	362,357	966	11.	4,475,000	000	1,275,000	000	310,000	000	319,000	000	5,110	000	5	516	141	461
全上及大正 元年下半年	上期	85,022	233,372	566,325	515	189,461	990	121,288	893	29,972	253	102,526	510	78,681	115	289,265	605	376,630	915	11.	4,950,147	500	1,275,000	000	710,000	000	370,000	000	5,735	000	5	226	159	535	
大正二年 上半年	上期	89,206	245,469	599,968	430	197,772	330	127,963	322	22,212	914	131,356	090	85,893	895	305,205	467	381,035	716	11.	4,971,005	000	1,075,000	000	980,000	000	500,000	000	4,228	000	5	254	167	542	
全下	半	上期	91,467	255,859	587,642	730	216,286	250	148,003	194	15,337	193	133,278	380	92,259	225	294,802	573	416,254	803	11.	5,350,000	000	1,075,000	000	880,000	000	577,000	000	2,588	000	5	926	177	556
大正三年 上半年	上期	95,545	266,023	592,962	180	230,092	940	157,187	757	31,639	516	133,256	380	94,624	570	332,219	116	383,503	295	11.	5,350,000	000	780,000	000	1,350,000	000	668,000	000	5,320	000	5	947	184	582	
全下	半	上期	97,651	274,067	588,208	080	266,624	490	170,433	551	40,798	287	133,111	390	105,708	630	334,950	457	410,697	557	11.	5,350,000	000	780,000	000	1,620,000	000	728,000	000	6,078	120	6	712	182	587
大正四年 上半年	上期	99,728	280,089	636,998	760	268,900	310	161,535	806	58,077	760	133,679	410	108,394	760	366,821	761	400,461	185	11.	5,350,000	000	490,000	000	1,800,000	000	804,000	000	8,318	200	6	982	188	572	
全下																																			

01,702,210	1,843,000	000	11,780	130	22	077	22	077
42,000,000	1,867,000	000	42,412	780	24	781	231	088
20,000,000	1,782,000	000	43,791	840	22	290	020	020
00,000,000	1,700,000	000	38,032	180	22	101	219	042
00,000,000	1,612,000	000	42,730	000	23	292	214	000
00,000,000	1,212,000	000	24,622	700	17	422	212	292
00,000,000	1,362,000	000	3,210	230	13	931	190	004
22,000,000	1,236,000	000	3,402	720	10	130	192	284
00,000,000	1,087,000	000	2,228	000	0	274	188	244
00,000,000	3,220,000	000	2,302	200	0	270	182	248
00,000,000	2,770,000	000	2,622	440	0	170	177	226
00,000,000	2,010,000	000	2,318	200	0	282	188	272
20,000,000	728,000	000	6,072	120	0	172	182	287
20,000,000	668,000	000	2,220	000	2	047	184	282
20,000,000	2,770,000	000	2,228	000	2	026	177	226
20,000,000	2,000,000	000	4,228	000	2	224	167	242
00,000,000	2,700,000	000	2,722	000	2	226	129	222
00,000,000	2,120,000	000	2,110	000	2	216	141	461
00,000,000	2,842,210	200	2,721	000	2	262	120	441
00,000,000	2,000,000	000	2,420	000	2	042	20	261
00,000,000	1,720,000	000	1,212	000	2	024	26	206
00,000,000	1,420,000	000	2,222	000	0	002	20	176
28,000,000	1,112,200	000	6,612	000	0	422	27	164
00,000,000	1,040,000	000	12,266	000	0	404	22	112
20,000,000	22,000,000	000	11,200	000	0	212	20	111
00,000,000	28,000,000	000	11,270	000	0	022	19	102

水力電氣起業費	三、五五、三九九六	法定準備金	六五、〇〇〇〇〇〇
神奈川發電所工事費	三、二七、四九〇八〇五	諸機械電線路建物償却準備金	一、一〇〇、〇〇〇〇〇〇
瓦斯起業費	三三、〇二六九九八	配當準備金	二七、〇〇〇〇〇〇
機械及器具	二、三三、一九七四三	前半期繰越金	二六、五九一四六
電線路	二、三〇、四七五〇〇〇	備員年功手當積立金	九五、八五二一七六
地所	三〇、一五八二五七	木村前社長預り金贈	三〇、四八七二〇
家屋及諸建物	五〇六、八七〇六九七	職工救済基金	三五、九三〇
軌道隧道橋梁車輛	三三七、二四三九七	未渡配當金	五、三三七四六〇
營業用什器	一八、〇八七三七〇	支拂未済金	一〇五、九一七五三
貸附器具	八五、六三〇四三	備員積立金	一三〇、七二二九九
貯藏物品	二六四、七二四四二	集金代理者保證金	三四、四九〇七〇
貯藏石炭	一八五、九六七九	預金	一、四三、六四四三〇
營業貸	一〇七、八四〇三三	假受金	五八二、八六四三六

第九章 利益の増減、配當率其の他の財産状態

收入未済金	三、三九七六	未納税金	八四、四八一九〇
假拂金	二七、七〇四二	社債	三、〇〇〇、〇〇〇
所有有價証券	二、一八四、〇六一六〇	借入金	三〇四、七〇二、五二〇
預り有價証券	八四、七六八七〇〇	發電所移轉補償金	一九五、五三三〇
諸預ケ金	一、〇八九、九五五二九	假受品	二〇、五五二、三九五
受取手形	三三、四五二〇〇	未渡賞與金	七五、〇〇〇、〇〇〇
未經過火災保險料	一、二〇九五〇	損益勘定	六四七、六四一、四〇三
社債發行費	一三七、五〇〇、〇〇〇		
金銀勘定	一五、五八〇、四八九		
合計	二三、六九六、一八五、三〇〇	合計	二三、六九六、一八五、三〇〇

大正九年 拾壹月參拾日 財産目録

- 一金五百六拾貳萬五千圓 未拂込資本金
- 一金參百五拾六萬五千參百貳拾九圓九拾八錢八厘 水力電氣起業費

- 一金參百貳拾七萬六千四百九拾圓八拾錢五厘 神奈川發電所工事費
- 一金參拾貳萬貳千貳拾六圓九拾壹錢八厘 瓦斯起業費
- 一金貳百拾參萬壹千九拾八圓七拾四錢參厘 機械及器具
- 一金貳百參拾七萬四千四百七拾五圓六拾錢 電線
- 一金參拾萬壹千五百四拾八圓貳拾五錢七厘 地所
- 一金五拾萬六千八百七拾圓六拾九錢七厘 家屋及諸建物
- 一金參拾壹萬七千貳百四拾參圓九拾參錢七厘 軌道隧道橋梁車輛
- 一金壹萬八千八拾七圓參拾七錢 營業用什器
- 一金八拾五萬貳千六百貳拾圓四拾五錢參厘 貸附器具
- 一金貳拾六萬四千七百八拾貳圓九拾四錢貳厘 貯藏物品
- 一金拾八萬五千九百八拾六圓七拾六錢九厘 貯藏石炭
- 一金拾萬七千八百八拾四圓壹錢參厘 營業用什器
- 一金參萬貳千參百四拾九圓七拾七錢八厘 收入未済金
- 一金貳拾七萬八千七百四拾八圓四拾錢貳厘 假拂金

第九章 利益の増減、配當率其の他の財産状態

一金貳百拾八萬四千六拾壹圓六拾八錢
 一金八萬四千七百六拾八圓七拾錢
 一金百八萬九千九百五拾五圓拾壹錢九厘
 一金貳萬貳千四百六拾五圓拾錢
 一金壹千貳百九圓五拾四錢
 一金拾參萬七千五百圓
 一金壹萬五千五百八拾圓四拾八錢九厘
 合計金貳千參百六拾九萬六千八百八拾五圓參拾錢
 所有有價證券
 預リ有價證券
 諸預ケ金
 受取手形
 未經過火災保險料
 社債發行費
 金銀勘定

大正九年 拾壹月參拾日 損益計算書

營業收入		營業支出	
科目	金額	科目	金額
月極電燈料	一、〇九二、六四八 ^四 三三〇	俸給	一四八、七二六 ^四 四九〇
メートル電燈料	九六、七〇〇八二〇	雜給	三〇一、〇九八八〇

晝夜併用電燈料	五六、八四七 ^八 八〇	旅費	八、三〇二 ^五 〇〇
臨時電燈料	一二、二七三 ^七 六〇	消品費	二六、四八三 ^三 三五
晝間供給準備料	七、九四八 ^{〇〇} 〇〇	雜費	六二、二一九 ^三 〇〇
電力料	一、五〇九、五八六 ^八 八八	集金手数料	三三、二二二 ^九 六〇
臨時電力料	四〇、一〇九 ^四 五〇	税金及報償金	一九四、八〇五 ^二 四五
瓦斯料	五三、四八八 ^五 五〇	登録稅	六、一五四 ^八 〇〇
客車收入	二六、三七一 ^六 〇〇	印紙稅	三、二八四 ^{〇〇〇} 〇〇
貨車收入	四九、〇〇〇 ^{〇〇〇} 〇〇	電氣計器檢定費	二、四九九 ^{〇〇〇} 〇〇
電氣メートル使用料	四五、〇七〇 ^四 七〇	通信費	三、〇四一 ^四 七〇
瓦斯メートル使用料	一一、二六四 ^九 三〇	使用電力費	六七、一三九 ^八 四〇
器具使用料	六九、一九四 ^八 五〇	使用瓦斯費	四四二 ^三 六〇
器具取附工料	一七、〇五六 ^七 二〇	發電用石炭費	二六二、五九八 ^六 三九
器具賣却利益	二三、〇六六 ^七 三三	瓦斯用石炭費	四四、六〇七 ^一 七四

第九章 利益の増減、配當率其の他の財産状態

骸炭収入	二五、八三〇〇〇	骸炭費	八、一四九二五〇
コールタール収入	一、〇四二六〇	油費	一、七六二六〇八
瓦斯副生物賣上益	二、二五二二三	用水費	一、七五五〇〇
株券名義書換手数料	一一五三〇〇	電球費	九二、〇四七六六九
利息	三、五七六三五〇	電車切符費	二、八六三二七〇
雑収入	六九、四八三四〇	機械器具修繕費	八九、四六三八五
		水路修繕費	二、三二七五四〇
		電線路修繕費	一七三、五八三六四九
		瓦斯管修繕費	一、三六一四六七
		軌道修繕費	一五、三五九一七一
		車輛修繕費	一〇、四四六六一
		家屋及建物修繕費	一一、八七六二四
		委託工事費	一、〇一三六五〇

火災保険料	一、七二八一七〇
試験費	三、二九二八四九
借地及借家料	九、七八一三三〇
運送費	二六、四九八四二〇
利息	一九三、五八四一八〇
印刷費	二四、五〇七一四〇
公告費	四、九八五一五〇
被服費	七、三四五八〇
電線路及器具火災損失	八五一九三五
雑損	三、〇九〇七六〇
諸機械減損償却金	五〇、〇〇〇〇〇〇
社債發行費償却	二七、五〇〇〇〇〇
備員賞與金	七五、〇〇〇〇〇〇

第九章 利益の増減、配當率其の他の財産状態

		小計	
		當半期利益金	
合計	三、五四、三七、二七四	六四七、四一、四〇三	二、六〇、五九、八七一
		合計	三、五四、三七、二七四

第十章 災害、契約、争訟其の他

第一節 災害

【震災被害】

明治二十四年十月二十八日震災の爲め常盤町本社發電所の煉瓦積煙筒崩壊し石炭置場を打碎き汽罐外被の煉瓦並に貯藏器械に些少の毀損を蒙りたり。同日長さ七十尺の鐵管煙筒の建設に著手し、十一月三日漸く復舊工事成りて點燈するこゝを得たり。

【二回の火災】

二十七年上半期市内に出火ありて電燈及電線路に損害を蒙りしも遠からず復舊工事成れり、同二十八年十二月眞金町の火災に罹り電燈器具二百三十箇及線路の損害を蒙れり。

【發電機の破裂】

明治三十一年三月九日常盤町發電所裏なる倉庫内に据附けたる、瀛機破損し發電機破壊せる珍事あり。此機械は米國

製ウキリヤムポッター多管式百馬力汽罐、米國製バツカイ單筒型六十馬力汽機、米國製ブラツシー單相交流式二千ボルト百三十三サイクル三十キロワット發電機各二組を三十年東京電燈株式會社より譲受け應急の使用に供したるものにして、同日午後五時三十五分運轉を開始せるに同六時頃に至り調革に急劇の波動を見て機械に故障あるを認め、機關手中島卯之吉は汽機のヴァルブに手を掛け運轉を中止せむとするや否や、轟然たる音響と共に蒸氣管より濛々たる蒸氣を迸出したる爲に中島は一時其の場に卒倒し、助手久保田吉郎は微傷を負へり。此瞬間發電機の磁極は數箇に破裂し、其破片は蒸氣管、スキツチボール、煉瓦壁を突き破りて各所に飛散せり、一は重量二十六七貫のもの、凡十間の處に落下し、一は重量十六七貫のもの、略六十間距れる人家の屋根上より其の二階床を貫きて土間に墜ち、他の一(重量二十三貫目)は五十尺以上の高さある電話線を飛越して約百二十間の距離ある公園内に

に落下せり、災後の現場は慘憺たりしも前記の外死傷者を出さざりしは不幸中の幸なりき。

發電機破裂の原因は調査の結果、汽機内部の破損したるに依り、蒸氣を調節するの動作を失ひて、非常の速力を以て回轉し之が爲め著しき振動を發電機に與へ其の接續線を振り切り突然ノーロードに激變せしめたるを以て、回轉を彌が上に急劇ならしめ、遂に磁極は(此發電機は磁極回轉型なり)過大の遠心力に依りて破碎せられたるものなるべし。

【伊勢佐木町大火】 三十二年八月十二日市内雲井町より出火し延焼多大、伊勢佐木町大火と稱し今に至るまで人口に膾炙せり、此火災の爲め電柱四十八本電線の延長三里三町餘、貸附に係る電燈器具四百十六燈を焼失したるのみならず、需用家の所有に屬する電燈三百六十五燈亦烏有に歸せり、然れども久からずして全部の復舊工事を終れり。

【常盤町發電所火災】 明治三十三年九月一日午後十一時常盤町

發電所二階より出火し、發電室二階建七十五坪と汽罐室平家造七十五坪を焼失し、汽罐四基、汽機六基、發電機十基を焼損し、其の他の損害また尠からずして、本社未曾有の災害に罹れり。之が爲めに一時送電中止の止むべからざるこゝありしも、裏高島町發電所第二回増設機械は既に七月より運轉したるが爲め、各需用家に大なる不便を感ぜしめず、随ひて營業上にも甚だしき影響を蒙らしめざりき。而して之が復舊工事は三期に分ちて迅速に着手し、發電室汽罐室を平家建に改造し、汽罐四基、汽機三基、發電機八基を修繕据付け、修繕未済の汽機及發電機は運轉の必要な爲め、裏高島町發電所に移して保存し、十月二十四日迄に全部落成し、隨次使用認可を得、最後の使用認可を得たるは十一月五日なり。此火災損失填補の計算は、汽罐汽機發電機附屬諸器械貯藏變壓器復舊費及家屋建物改造費貳萬壹千四百參圓、諸機械焼失に付減少價格及焼失價格壹萬五千參百拾五圓合計金參萬六千七百拾八圓を損失額とし、其内壹萬參千五百圓を減損償却準備金中より、貳萬壹千貳百九拾四圓を所有地所評價差金を以て、殘餘の千九百貳拾四圓を同半期營業收入中より支出したるものなり。此年九月二十八日十月一日二回の颶風に依り電線路の被害亦尠からず、復舊工事内外共に多忙を極む。

【裏高島町發電所火災】

明治三十七年三月三日午後〇時四十分

高島町發電所床下の送油管掃除に際し注意を缺きたる爲め火を失し、遂に發電室の床板、床下の敷設電線及家根の大半を焼失し、配電盤及其の器具を著しく焼損したれども、發電機は三基の内二基異常なく一基のみ少しく回線を焼損したるに止り、其の他は無事なり。之が爲め一部の送電を中止したるも、復舊工事を急施し、同十二日全く回復せり。此火災の直接損害は六千五百五拾圓にして、悉く同半期の利益金を以て償却したり。

【洪水の被害】

四十三年八月十日箱根早川未曾有の山嘯大洪水

あり、爲に水路及發電所に水害を被り且つ同川沿岸風祭地内に於て鐵塔三基流失し、幸に被害の輕微なりしは當社の工作物は形勝の位置を占めたるに由れり。事後直ちに復舊工事に着手し八月二十二日より送電を開始せしが、此間は恰も落成せる峯變壓所よりの送電と裏高島町發電所の設備とを加えて電氣供給には些も支障なきことを得たり。

【埋地大火被害】

大正八年四月二十八日午後一時市内千歳町より出火し埋地各方面に延焼して午後六時鎮火したるが、延焼區域の廣くして且つ被害の大なること開港以來隨一の大火なり。之が爲め本社電燈の焼失したるもの八千二百餘燈の多きに上り、電線路及器具の損害五萬八千五百餘圓の巨額に上れり。事後直ちに復舊工事に着手し再築家屋に對しては隨時其の申込に應じ取附工事をへるも全部の回復には多くの日子を閲したり。而して以上災害復舊費は全部當半期の利益金を以て填補したるものとす。

第二節 報償契約

【報償契約成立の由來】

明治四十年七月横濱市條例の改正に依り新に電柱税を設定せる爲め、本社は同年以後電柱税の名目を以て市税を負擔し來れり。其の後四十四年の交、相模水力電氣株式會社が横濱市をも供給區域となし、電燈電力事業を出願するに及び、當該官廳之が許否に就き考慮の際、本社は自衛の立場より其の許可なからむことを主務大臣に向ひて陳情し、横濱市の有志者は又公益上の立場より、電燈經營を目的とする競争會社の出現を不利益とする意見を其筋に陳情して、本社の行動に同情を表せり。爾後本問題は當該官廳に於て電力供給のみを許可し、本社の目的は大半を貫徹し、横濱市有志者陳情の趣旨も亦徹底するを見たり。本社は遞信大臣に提出せる陳情書左の如し

陳情書

今回周布兼道外敷名ヨリ相模水力電氣株式會社ノ名稱ヲ以テ酒匂川ノ上流ニ水力發電所ヲ設ケ横濱市ヲモ共電氣供給區域ト爲シ電氣事業ヲ營マントスル願書ヲ貴省ニ差出候趣新聞紙上ニテ承知致シ右ハ當横濱電氣株式會社ニ痛切ナル利害關係ナ有スル儀ニ付キ右御許否御裁斷ノ參考トシテ左事實具陳仕候

抑電氣事業タル軌道鐵道等ト等シク公益ト關涉スル所多ク單純ナル營利的工業ニ異ナルヲ以テ國家ハ公益ヲ保護シ之ヲ助長スルノ精神ヨリ電氣事業ヲ監視シ之ニ諸種ノ義務ヲ負担セシメ其料金ノ如キモ商工業ノ通則タル需要供給ノ投合ニ從フヲ容ルサス凡ソ自由競争ニ伴フテ收メ得ベキ利益ハ皆主務官廳ノ命令指導ニ依リテ擧ゲ得ヘキ所ナレバ若シ之ニ自由競争ヲ許スニ於テハ自由競争ニ伴フ弊害ノ一面ノミヲ將來スル者ニシテ公益ニ於テ一毫ノ裨補スル所ナク徒ラニ事業界ヲ攪亂スルニ止ルベキ理ニ有之候

故ニ主務官廳ニ於テ已ニ電氣事業ノ設備アル區域ニ更ニ同事業ノ施設ヲ許可相成ル場合ノ準則ハ既存事業者ノ規模カ其許可區域ノ全体ニ満足ナシトフルニ足ラザル場合即他面ヨリ言ヘハ新ニ同事業ヲ許可スルモ既設事業者ガ幾多ノ年月資金勞力ヲ費ヤシテ經營開拓セル成果ヲ爭奪スルニアラズシテ別ニ新天地ヲ開拓經營スルノ餘地アル場合ナラザルベカラザルハ條理ノ當然ニ可有之ト相考候仍テ當横濱電氣株式會社ハ其歴史上ニ於テモ現在ノ設備ニ於テモ豫定セル前途ノ計畫ニ於テモ供給區域内ニ十分ノ満足ヲ與ヘ來リ又與ヘ得ヘキ者ニシテ此全一區域内ニ於テハ當會社ノ需要者ヲ爭奪シ營業ヲ妨害シ現在電力ノ一部ヲ使用スルノ餘地ナカラシメ之ニ對スル資本及設備ヲ無益ニ消耗セシメ國富ノ一部ヲ暴殄セシムルヲ主要ノ目的トスルニアラザレハ別ニ全一事業ヲ容

ル、ノ餘地ナキヲ具狀致度候

電燈電力ノ供給ハ一時ノ障害故障モ需要者ニ多大ノ不便若クハ損失ヲ與ヘ時トシテ危害ヲモ隨伴スルヲアルヲ以テ當會社ハ創立以來一意設備ノ完全ヲ期シ日進ノ機械ヲ撰擇採用シテ改善ヲ怠ラズ明治二十九年技師ヲ海外ニ派シ米國「セネラル」電氣會社ノ發電機ト「マクインントツシユシーム」會社ノ汽機ヲ採用シ明治三十五年迄ニ各三組ヲ据付ケタリ明治三十六年「セネラル」電氣會社ガ始テ「カーチス、スチーム、タービン」ヲ世ニ推薦スルヤ當會社ハ直ニ之ヲ調査シ其卓越優秀ナルヲ認メテ之ヲ採用シ本邦同業者ノ爲メニ先鞭ヲ着ケ爾來漸次其數ヲ加ヘ四臺三千「キログワット」ノ据付ニ及ビ候

近來水力電氣事業ノ勃興スルヤ其利益ヲ認メ當會社ハ函根水力電氣株式會社ヲ併合シテ直チニ水力ヲ以テ火力ニ代ヘタリ本邦ニ於ケル特別高壓遠距離電氣輸送ノ施設ハ當會社ヲ以テ第二次ト爲シ而シテ火力發電所ヲ豫備ト爲シ水力電氣ノ全部ヲ使用シ且ツ數十哩ノ間各發電所ヲ連結シテ併列運轉シ變災ヨリ生スル臨時ノ障害ニ際シテモ首尾相應シ緩急相救フノ組織ヲ有スル者本邦電氣事業界獨リ當會社有ルノミ而シテ是等發電所モ亦「セネラル」電氣會社ノ發電機ヲ使用セリ凡ソ其ノ時代ニ於ケル卓越優秀ナル施設ハ當會社ノ銳意採擇シテ敢テ同業者ノ後ニ落チザリシ所ニシテ需要者モ亦是等日進月歩ノ施設ニ伴フ利益ヲ他ニ先ヅテ享受シ満足シタル者ニ有之候

内部ノ改良進歩ニ意ヲ用ユル此ノ如キノミナラズ外部ニ於テハ荷モ需要者ノ請求アランカ距離ノ遠隔ニシテ需要ノ僅少ナル場合ニモ損失ヲ顧ミス線路ヲ延長シテ需用者ヲ満足セシメ來レリ明治四十二年十二月ノ貴省ノ電氣事業報告ニ依ルモ當會社ハ三府及全列大都市タル名古屋神戸ノ何レニ比シテモ其人口ニ對スル電氣力數ニ於テ配電線路每一哩ノ取付燈數ニ於テ需要家平均十燭取付

數ニ於テ皆數歩ヲ前進シ居ル者蓋シ當會社ガ内外一意需要者ノ利益ヲ先ニスルノ微意貫徹スル所アルカ爲メニ外ナラズト信ス右報告發表後ニアリテモ當會社ハ當時未拂込タリシ資本金ノ拂込ヲ終ハリ益々設備ノ擴張完成ニ力メ電力ニ於テモ電燈ニ於テモ著シク其需要ヲ増加致候

電燈電力料金ニ於テモ明治四十二年當會社カ函根水力電氣株式會社ヲ併合スルニ際シ貴省ノ認可ヲ受クルニ當リ二ヶ年ヲ期シテ料金ノ改正ヲ爲スベキ旨命令ヲ受ケタルモ當會社ハ空シク此二ヶ年ノ期限終了ヲ待ツテ欲セズ一日モ速ニ貴省ノ意思ヲ奉行センコトヲ期シ明治四十三年八月ニ於テ已ニ「メートル」電燈料金及月極屋外燈料金ノ引下ヲ斷行シ本年ニ至リ更ニ料金ノ引下ヲ決定シ屋外燈ハ三月ヨリ實行シ屋内燈ハ來ル六月ヨリ實行スルコト爲セリ而シテ此六月ヨリ實行スベキ豫定ナリシ屋内燈料金ノ引下ハ今ヤ一ヶ月繰リ上ケ五月ヨリ實行セントスルノ準備略完成ヲ告ゲタリ是等料金引下ノ事タル其時期ニ於テモ程度ニ於テモ亦三府及全列都市タル名古屋神戸ニ比シ敢テ人後ニ落チザリシ所ニ有之候

當會社ハ電燈取付ノ費用ヲ辨スル苦痛ノ爲メニ此文明ノ利益ヲ需要スル能ハザル者アルコト思惟シ臨時ニ取付費用ヲ會社ノ自辨トシテ此種ノ需要者ヲモ満足セシメント期シタルニ例年ノ増加率ニ數倍スルノ需要ヲ惹キ起シ本年二月ノ取付數ハ八千五百燈、三月ハ六千五百燈ニ達シ而シテ其燈數ニ對スル需用家數ノ割合ハ每一戸一燈二分強ヲ示シ又全燈數ニ對スル五燭需要者ノ割合ハ八割五分ヲ示セリ即是等需要者ノ最大多數ハ一家ニ於テ五燭一個ヲ需要スル社會最下層ノ住民タルコトヲ證明スルモノナリ是等最下層ノ住民ハ月家賃一圓内外ノ陋屋ニ生活スルモノニシテ最モ火災ノ原因ヲ爲スモノナリ當會社カ取付工費ヲ自辨シ且五燭月極料金ヲ大都市間ニ比類ナキ四十五錢ノ低額ニ引下ケ是等細民間ニ電燈ヲ普及セシメタルハ火災警察上當局者ノ稱讚ヲ博シタル所ナリ此

種類ノ需要者ハ日ニ激増シ今ヤ當會社ハ多大ノ失費ヲ厭ハズ極力是等需要者ノ爲ニ取付工事ニ從事中ナリ而シテ此事タル官廳ノ命ニ因ルニアラズ競争ノ結果ニアラズ全然當會社ノ自由意思ニ出ル者也即當會社ノ供給區域ニ於テハ自然ニ生スル需用者ノ全部ハ已ニ満足セシメ盡シ尙會社ノ餘力ヲ以テ自然ノ勢ニテハ發生セザル需要ヲ喚起シツ、アルノ事情ヲ明ニスル者ナリ當會社ハ普ニ斯ク電燈ノ普及ニ努力セルノミナラス電力ノ供給ニ於テモ又極力需要ノ喚起ニ盡瘁セリ

由來横濱ノ地タル勞銀不廉ノ爲メ工業會社ノ數多カラズ而シテ存スルモノハ漸次當會社ノ電力ヲ使用スルニ至リ富士瓦斯紡績株式會社保土ヶ谷工場横濱電氣鐵道株式會社横濱電線製造株式會社(以上瀧力ニ代ヘタルモノ) 帝國冷蔵株式會社横濱冷蔵庫 (サグシヨシ) 瓦斯機關ニ代ヘタルモノ) 日清製粉株式會社大日本人造肥料株式會社各横濱工場 (最初ヨリ電力使用ノモノ) 等皆然リ横濱ニ於ケル大ナル工場中當會社ノ電力需要者タラザルモノ僅ニ「キリンビール」株式會社ト横濱船渠株式會社ト餘スニ過ギザルハ他ノ大都市ニ於テ其例ヲ見ザル所ナリ抑水力電氣事業ニ於テハ晝間ヲ主トスル動力供給ト夜間ヲ主トスル電燈供給ト其一方ニ偏セシメザル事ヲ理想トスルモノニシテ一方ニ偏スルコト大ナルニ於テハ經濟上ノ不利尠カラズ是當會社カ極力晝間電力供給ノ天地ヲ開拓スルニ力メ多大ノ資金ヲ投シ線路ヲ延長シテ橫須賀海軍工廠ニマテ電力ヲ供給スルニ至リタル所以ナリ當會社ガ社會最下層ノ住民ニマテ異常ノ便宜ヲ與ヘ低價ヲ以テ電燈ヲ需用セシメ得ルノ餘力ハ亦斯クシテ開拓シタル晝間電力需用者ノ力ニ貢フ所少シトセザル也斯クノ如ク當會社ハ電燈ノ普及ニ於テモ電力ノ供給ニ於テモ現在ノ需要者ヲシテ遺憾ナカラシムルノミナラズ當會社ハ將來發生シ得ベキ需要ニ對シテ尙十分ノ餘力ヲ存スル者ニ有之候即現在供給ノ實力ハ水力ニ於テ塔ノ澤三千三百「キロワット」峯三千七百五十「キロワット」合計七千〇五十「キロワット」

チ有シ此水力ニ對シテハ保土ヶ谷富士瓦紡績株式會社發電所ノ火力二千「キロワット」ヲ豫備ト爲スチ以テ全部ヲ供給スルコトヲ得火力ニ於テハ高島町ノ發電所三千七百五十六「キロワット」ノ中一千「キロワット」ヲ豫備トシ二千七百五十六「キロワット」ヲ供給スル事ヲ得右水力及火力ノ實際供給力ハ九千八百六「キロワット」也而シテ現在ノ需要高ハ晝間ニ於テハ最大需要數一千七百「キロワット」ナルチ以テ尙八千四百「キロワット」ノ餘力ヲ存シ夜間ノ最大需要數ハ四千二百六十「キロワット」ナルチ以テ尙五千五百四十「キロワット」ノ餘力ヲ存ス即現在ノ需要數ハ供給實力ニ對シ晝間ハ約一割七分三厘ニシテ夜間ハ四割三分五厘ナルチ以テ晝間ニ於テハ八割二分七厘ノ餘力ヲ存シ夜間ニ於テハ五割六分五厘ノ餘力ヲ存スル者也故ニ更ニ晝間ノ需要ハ之ヲ五倍シ夜間ノ需要ハ之ヲ二倍スルモ未タ此餘力ヲ消費シ盡スニ至ラザル也而シテ現在ノ需要數ハ實ニ二十余年積漸ノ辛苦經營ニ依リ贏得シタル所ニシテ人口其他ノ對比率ニ於テ已ニ三府及同列都市ノ上ニ在ル者ナレバ之ヲ二倍スルニハ幾多ノ年月ヲ經ザルベカラズ加之當會社ハ他年ヲ待ツテ發生スルコトアルベキ需要ノ膨脹ニ對シテモ之ニ備フルノ計畫準備ヲ忽諸ニ付スルコトナシ之カ爲ニ昨年中ヨリ東京電燈株式會社ト協定シ四千五百「キロワット」ノ變壓器ヲ澁谷附近ニ設置シ京濱兩會社ノ線路ヲ聯絡シ有無相通シ緩急相救フノ計畫ヲ立テ今ヤ貴省ノ認可ヲ待チ又塔ノ澤ノ發電力ヲ増加スルノ目的ヲ以テ早川ニ貯水ノ設計ヲ爲シ昨年中水利使用ノ變更ヲ神奈川縣廳ニ出願シタリ（但今日ニ至ル迄未タ認可ヲ得ス）又畿ニ東京電燈株式會社ヨリ讓受ケタル深夏ノ水利權モ其經營ニ着手ノ手續中ニシテ此電力ノミニテモ三四千「キロワット」ヲ得ベキ豫定ナリ此外水利權讓渡ノ申込又ハ電力供給ノ申込ヲ受ケ居ルモノ一二ニシテ足ラズ當會社ハ其確實有利ナルモノヲ選擇シ適當ナル協定ヲ爲スチ意ラズ今ヤ當會社ハ將來ノ發展ニ應ズル第一着歩トシテ會社ノ資

本ヲ三百二十万圓ヨリ七百万圓ニ増加スルノ議理事者ノ間ニ已ニ一決シ其株主ノ歡迎協賛ヲ得ベキヤ瞭然タル所ナリ之ヲ要スルニ當會社ノ供給區域ニ於テハ現在ニ於テモ將來ニ於テモ一般需要者ヲ満足セシムル設備計畫ヲ具有スル者ニシテ別ニ一會社ノ創立ヲ見ルハ徒ニ事業界ノ秩序ヲ紛亂スル者ニ過ギズト思料致候

日露戰役以來物價暴騰シタル今日新興ノ水力電氣會社ニ對シテ當會社ノ有スルガ如キ火力發電所ノ建設ヲ望ムベカラズ然レモ本邦ノ氣候タル夏秋ニハ霖雨アリ其地勢タル水力電氣ノ水源ニ富ム所以ハ同時ニ洪水横溢ノ憂ヲ絶タザル所以ニシテ火力發電所ノ豫備ナキ水力電氣業者ガ其需要者ニ満足ト安心トヲ與ヘ得ベキ事ハ夢想シ得ザル所ナリ斯ク設備ノ不完全ナルハ一方ニ於テハ資本ノ固定ヲ減少スル利アルチ以テ其障害ナキ間ニ於テハ其電力ヲ廉賣スルチ得ベシ一般商品ニ於テモ粗製濫造物ヲ廉賣シ一時ノ利ヲ偷ミ以テ堅實ナル製造家ヲ苦メ國家工業ノ健全ナル發達ヲ阻害シ延テ製造業者ノ品性ヲスラモ低下スルニ至ル者少シトセザルハ識者ノ深憂ヲ絶タザル所ナリ今不完全ナル設備ヲ以テ電力ヲ廉賣シ堅實ナル事業家ヲ苦メ毎年一時若クハ數時發生スル事アルベキ障害ニ就テハ關スル所ナク以テ需要者ヲ苦メ公衆ニ不便ヲ與フルガ如キ會社アラバ優勝劣敗ノ通理ニ依リ結局失敗ニ終ルベキモ其全減ニ歸セザル間ハ事業界ノ秩序ヲ紛亂シテ餘毒ヲ横流セシムルニ至ルコト一般商品ノ粗製濫造ヲ事トスル製造家モ一時需要者ヲ誘惑シ堅實ナル製造家ヲ苦メ得ルト全一ナルベク之ニ依リテ利スル者ハ會社ヲ創設シテ莫大ナル水利權ノ對價ヲ得ル者若クハ權利株ヲ轉賣スル者等ニ過ギザルベシ而シテ此ノ如キ事業ノ發起ハ商工業者ノ堅實ナル思想品性ヲ涵養陶冶スル所以ニアラズ商工業ヲ以テ立國ノ精神ト爲シ商工業的英國ヲ東洋ニ建設スルチ期スル本邦ニ在リテハ最モ此ノ種ノ計畫ヲ獎勵スベカラザル也我國家ノ工業ノ發達ニ待ツ所甚多シ

貴重ナル資本ヲ是等ノ事業ニ投スルハ實ニ痛惜ニ堪ヘザル所ニ有之候
 當會社ハ始メニ横濱電燈會社ヲ併合シ次ニ横濱居留地内ニ營業シ來リタル外人「コツキング」ノ
 事業ヲ併合シ次ニ神奈川電燈株式會社ヲ併合シ最近ニ於テ箱根水力電氣株式會社ヲ併合シ以テ事
 業ヲ統一シ經費ヲ節減シ内ハ會社ノ經濟ヲ確立シ外ハ公衆ノ利益ヲ増進シタリ蓋シ普通ノ製産業
 ニ在リテハ會社ノ合併ノ如キハ獨リ會社ヲ益スルノミニシテ公衆ハ却テ會社ノ專横ニ苦メラル、
 者少シトセス然レモ電氣事業ノ如キ國家行政權ノ監視ノ下ニ立テ其命令干渉ニ服從スベキ者ニア
 リテハ會社ノ專横ナル者ヲ容ルスベキニアラサルノミナラズ當會社ノ如キハ事業ノ性質ニ稽ヘ公
 衆ノ利便ヲ以テ本位ト爲シ來リタルト上陳ノ如クナルヲ以テ是等合併ニ依リ公衆ハ獨リ其利益ノ
 ミヲ享受スルヲ得タル者ナリ試ニ是等ノ合併行ハレズ設備ノ完全ナラザル幾個ノ小會社カ今日ニ
 現存シタリトセバ會社ノ經濟上今日ノ程度ニ料金ノ引下ヲ斷行スルハ實ニ望ミ得ベカラサル所ニ
 有之候今若シ同一ノ區域ニシテ當會社ノミニテモ多大ナル供給力ノ超過ヲ來スニ當リ新會社ノ設
 立アリトセンカ是殆ト多ヲ加ヘザル事業ノ數量ニ對シ其資本ニ於テ理事者ニ於テ線路ニ於テ之ヲ
 倍加セントスル者ニシテ結局其營業費ヲモ倍加シ間接ニ需要者ヲ苦ムルカ少クモ一層需要者ニ便
 利ヲ與ヘ得ベキ機會ヲ喪失セシムルニ至ルベキ理ニ有之候當會社ノ株主中十分ノ一ハ在留外國籍
 紳ニ有之政治上ノ同盟國ニシテ經濟上ニ於テモ等ク親密ノ關係アル英國ノ大使「サー、クラウド、マ
 クトナルド」氏ヲモ此中ニ加ヘ得タルハ當會社ノ光榮トスル所ニシテ是蓋シ當會社ノ基礎ノ堅實
 ナルト主務官廳ノ公正ニシテ必要ナル企業會社ヲ許可シ以テ平地ニ風波ヲ起スカ如キ舉措ナキ
 チ信賴スル外國籍紳ノ信任投票ト見ルベキ者也相模水力電氣株式會社出願ノ報世間ニ喧傳セラレ
 テ以來當會社株式ノ市價ハ約二十圓ヲ暴落セリ若シ右出願ノ許可ヲ見ルカ如キコトアラバ更ニ株主

ナシテ危懼ノ念ヲ懷カシムルニ至リ是等外國籍紳ヲシテ日本ノ事業ニ投資スルノ危險ヲ感セシメ
 ザルヲ得ザルベシト信シ候
 以上諸多ノ方面ヨリ觀察シ當會社ノ供給區域内ニ於テ更ニ企業會社ノ興起ヲ必要トセザル狀ヲ具
 シ謹テ閣下ノ明察ヲ仰キ奉リ候也
 明治四十四年四月四日

横濱電氣株式會社

社長 取締役 木村 利右衛門

逓信大臣男爵 後藤 新平 殿

是に由りて横濱市對本社間に一種の報償問題湧生し、報償契約の締結
 を促すものあり、本社は電柱税の名を以て市税を負擔し、以て市の地中
 及び空中使用の報償を行へる趣旨を擴め、這般の報償契約を締結する
 ことに同意し、明治四十四年六月一日横濱市と當會社との間に始めて
 報償契約なるものを締結せり。

【報償契約の改訂】 前記の契約は其約款中に「市内ニ供給スル目
 的ヲ以テ新ニ電燈電力供給ノ營業ヲ許可セラレタルモノアルトキ此

契約ハ當然解除セラル、モノトス」の明文ありしを以て其後相模水力電氣會社が電力營業許可を受けたるに依り同年十月三十一日限自然解除せられたり雖も、更に市と當會社の協商となり最初の報償率營業収入の「百分の六」を「百分の五」に改めて市に納付するの條文を作製し、同年十一月一日該契約を改訂したるもの之れ現行の報償契約なり其の全文左の如し

契 約 書

横濱市ト横濱電氣株式會社トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 會社ハ市内ニ於ケル電燈料、電力料ノ實收額ニ對スル百分ノ五ヲ報償金トシテ市ニ納付スヘキモノトス

第貳條 會社ハ市内ノ道路、橋梁、堤塘、公園、公設便所、万治病院、離隔所及救護所ニ點火スル市ノ支出ニ係ル（直接タルト間接タルトヲ問ハス）電燈料及器具損料ニ對シテハ現在料金ノ拾分ノ參ヲ減スルモノトス

但一般電燈料ヲ減額シタル場合ハ其減額ト同一比例ヲ以テ割引率ヲ遞減スルモノトス

第參條 會社ハ將來電燈料電力料ヲ増加セントスルトキハ豫メ市ノ承認ヲ經ヘシ

第四條 會社ハ毎年前決算期壹ケ年間ニ於ケル市内ノ電燈料電力料ノ實收額ヲ毎年壹月市ニ届出テ市ハ其届出金額ノ百分ノ五ヲ以テ市ノ當會計年度報償金トシ之ヲ四分シテ毎年四月、七月、拾月、壹月ノ四度ニ會社ヨリ納付セシムルモノトス

但會社ハ特ニ明治四拾四年拾壹月ニ於テ前年拾壹月迄壹ケ年間ノ電燈料及電力料實收額ヲ市ニ届出テ市ハ其届出金額ニ對スル百分ノ五ノ折半額ヲ以テ明治四拾四年下半年度報償金トシ之ヲ二分シテ當年拾壹月翌年壹月ノ兩度ニ會社ヨリ納付セシムルモノトス

第五條 市ハ會社ノ會計事項ヲ調査スルノ必要アルトキハ會社ニ對シ營業報告ヲ求メ若ハ會社ノ帳簿財產營業ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

會社ニ於テ前項ノ検査ヲ拒ミ若ハ検査上必要ナル市ノ請求ニ應セサルトキハ市ハ其意見ヲ以テ計算事項ヲ決定スルコトヲ得

第六條 市ハ市内ニ於ケル道路、橋梁、堤塘、公園其他市ノ管理ニ屬スル場所ニ於テ會社事業

第十章 災害、契約、争訟其の他

用電線支持物ノ建設及架線電線ヲ藏ムル暗渠管樋電線接續函地中函ノ築造導水及排水用暗渠管樋溜樋等ノ築造ニ便宜ヲ與ヘ且ツ之レニ對シ特別稅若ハ土地工作物ノ使用料ヲ徵集セサルモノトス

但本文工作物ノ築造ニ因リ特ニ市ノ費用ヲ要スルトキハ會社ハ之ヲ負擔シ仍ホ損害ヲ生シタルト市長ニ於テ認メタルトキハ之ヲ賠償スルモノトス

第七條 市内ニ供給スル目的ヲ以テ本契約締結以後電燈又ハ電力供給ノ營業ヲ許可セラレ其供給ヲ開始シタルモノアルトキハ各其事業ヲ限リ其料金ニ對スル第壹條ノ報償金額ハ更ニ協議ノ上決定スヘキモノトス

第八條 本契約ノ有効期間ハ明治四拾四年拾月壹日ヨリ滿拾ケ年トス

第九條 市内公衆ノ需用ニ供スル目的ヲ以テ市自ラ電燈又ハ電力供給ノ經營ヲ爲シ其ノ筋ノ許可ヲ得之カ供給ヲ開始シタル場合ハ此契約ハ當然解除セラル、モノトス右契約ヲ證スル爲メ本證書貳通ヲ製シ各壹通ヲ所持スルモノ也

明治四拾四年拾壹月壹日

横濱市長 荒川義太郎

横濱市常盤町壹丁目九番地

横濱電氣株式会社

社長取締役 木村利右衛門

第三節 争訟

【注文機械延着に関する係争及其の仲裁判断】

明治三十三年

年四月二日日本社と高田商會との間にハイネ汽罐二基の賣買契約を締結し同年八月三十一日横濱着の條件を附したり。然るに契約の期限に後れて同年十月二十五日横濱港に到着し、且つ汽罐の外面に著しき鏽を生ぜしめたるのみならず税關構内に於て陸揚に際し一基の汽罐を甚しく損傷せしめたるが爲め、高田商會は機械技師エー、パタソン氏の鑑定に依る鏽の損害に對し總代金の三割を値引し且つ破損の修繕は勿論汽罐最下列の水管悉皆を引換え、同年十二月二十八日漸く其の受渡を結了したり。然れども同商會は數十日に亘る延着に對しては全然其の責任を回避し固く執つて動かざるに依り、止むを得ず同商會の希望に應じて東京商業會議所に仲裁判断を依頼することゝなれり。其の

仲裁依頼書及仲裁契約書は當事者連署を以て三十四年三月七日東京商業會議所に提出し代理人届及仲裁判斷請求の理由書は同月十五日提出せしが同月十七日第一回の審問あり同月十八日更に仲裁判斷の追加理由書を提出し同月二十八日第二回の審問ありたる末四月二十四日同會議所に於て高田商會は本社に對して違約金參千百八拾八圓八拾五錢を支拂ふべく、本社は高田商會に對して預り過剰金に年七分の利息を附して返還すべく、船の碇泊料は高田商會に於て負擔すべく、仲裁手数料は各其の半額を負擔すべしと宣告せられたり。本社の提出せる理由書同追加理由書並に仲裁宣告書の全文左の如し

仲裁判斷請求ノ理由書

一、明治三十三年四月二日横濱共同電燈株式會社ハ高田商會ト米國製ハイネ水管汽罐貳基賣買ノ契約ヲ締結セリ

此契約ヲ分解スレバ左ノ各要項ヲ包含ス

1. 代金ハ米國金貨八千九百九十七弗タルコト

2. 賣主高田商會ハ賣買ノ目的物ヲ明治三十三年八月三十一日迄ニ横濱ニ着港セシムベキコト

3. 天災其他不可抗力ノ爲ニ賣主カ前項ノ期限ヲ遵守スル能ハザリシ場合ニハ買主ハ自ら適當トスル猶豫期限ヲ附與スベキコト

4. 天災其他不可抗力ニ因ルニアラズシテ賣主カ目的物ノ横濱着港期限ヲ遅延シタルトキハ遅延日數一日ニ付全代價ノ二百分ノ一ニ當ル豫定損害金ヲ買主ニ對シテ辨償スベキコト

5. 目的物ノ授受ハ横濱裏高島町買主ノ發電所構内ニテ買主ノ指定スル場所タルコト

6. 目的物ノ輸送ハ組立輸送ヲ取ラズシテ分解輸送ヲ取ルベキコト

7. 分解セラレタル目的物ノ各部ヲ組立ツルノ工事ハ買主指定ノ工場ニ受買ハシムルコト而シテ其費用ハ双方折半負擔スベキコト

8. 水壓試験ヲ結了シ且附屬品豫備品臨時注成品等一切異狀ナキヲ認メタル上買主ハ自己ノ事務所

ニ於テ代金ノ支拂ヲ爲スベキコト價額ノ換算ハ目的物横濱入港當日ノ横濱正金銀行組育宛參着爲替相場ニ依ルベキコト

二、賣主ハ二様ノ違約ヲ爲シタリ

其第一ハ明治三十三年八月三十一日迄ノ横濱着港期限ヲ誤リ同年十月二十五日迄遅延シタルコト是ナリ賣主ハ此遅延ヲ以テ避クベカラザル事變ニ歸シテ曰ク「明治三十三年五月十五日ニハ組育ニ於テ目的物船積ノ準備ヲ整ヘ同月下旬ニ同地ヲ出帆スベキ汽船「バーニシヤ」號ニ積載スベキ豫定ナリシニ同船ニ損所ヲ生ジ出帆中止ト爲リタル爲終ニ同年七月中旬出帆ノ汽船「ヒルグレン」號ニ搭載スルノ止ムヲ得ザルニ至リ爲ニ横濱着港期限ヲ誤リタルモ「バーニシヤ」號ノ損所ヲ生ジタルハ避クベカラザル事變ナレバ賣主ニ違約ノ責任ヲ生ズベキニアラズ」ト買主ハ此辯解ニ満足

スル能ハズ第一未ダ搭載セザル船舶ト貨物トノ間ニハ何等ノ關係ナモ生ゼザルヲ以テ其船舶ニ損所ヲ生ジタリトノ事實ハ假令眞實ナリトスルモ該船ニ搭載セザル貨物ノ輸送ニ關シテ天災若クハ不可抗力ト稱スベキモノニアラズ第二賣主若クハ賣主ノ委託ヲ受ケタル運送業者ハ當時汽船「バーニシヤ」號ト備船契約若クハ運送契約ヲ締結シ置キタリトノ事實ニ付テ賣主ヨリ十分ナル証明ヲ與ヘザル限りハ該汽船ニ搭載スベキ豫定ナリシトノ辯解ハ單ニ意中ニ希望シ居タリトノ陳述ニ止マリ陳述者ノ外何人モ其眞否ヲ判定スルノ道ナキ事實ナルヲ以テ運送ノ責任ヲ免ル、ノ口實トナスニ足ラズ第三汽船「バーニシヤ」號ニ損所ヲ生ジタル事實ヲ以テ未ダ該船ニ何等ノ關係ナキ本件目的物ノ輸送ニ關スル不可抗力ナリト假定スルモ紐育ハ西半球ノ要港ナリ其東洋ニ向テ出帆スル船舶決シテ少々ニアラズ然ルニ七月中旬迄輸送ニ着手セザリシハ重大ナル怠慢ナリ勿論賣主ハ目的物ヲ彼地ニテ組立テ之ヲ輸送シタルガ爲ニ幾分カ船舶ノ撰擇等ニ不便ヲ感ジタリシヤモ知ルベカラズト雖賣主ガ組立輸送ヲ爲シタルハ次項ニ説明スルガ如ク契約違反ノ行爲ニシテ爲ニ買主ニ與ヘタル損害少々ニアラズ此背約ノ行爲ニ因リ自ラ受ケタル不便ヲ以テ不可抗力ニ歸スルヲ得ズ第四賣主ニシテ若シ相當ノ注意ヲ用キタリシナランニハ運送業者ニ托スルニ當リ目的物ハ明治三十年八月三十一日迄ニ日本ニ到着セザルベカラザルコト及運送ヨリ生ズル結果ヲ明示シテ委託スベキハ當然ナリ此ノ如キ注意ヲ用キシナランニハ運送業者ガ船操ヲ爲スニ當リ尋常ノ貨物ト同視セザルヲ以テ五月ヨリ七月迄抛却シ置クベキ理ナキノミナラズ其怠慢ニ因リ買主ニ辨償セザルヲ得ザルニ至リタル損害金ハ轉シテ運送業者ニ辨償ヲ請求シ得ベキモノナリ賣主ハ紐育ニモ支店ヲ有スル大商會ナルニ商人トシテ爲スベキ相當ノ注意ヲ怠リ前述ノ用意ヲ爲サザリシ爲ニ運送業者ハ船操上特別ノ注意ヲナサザリシモノト認メザルヲ得ズ從テ其責任ハ到底賣主自身ニ歸セザルベ

カラズ第五賣主ハ五月ヨリ七月迄三ヶ月間ニ出入スル長時日間の物ノ輸送ヲ怠リタルコトヲ以テ運送業者ノ船操上止ムヲ得ザルニ出テタリト主張シ汽船問屋「バー」會社ノ書簡ヲ買主ニ示シタルドモ同會社ハ輸送ノ怠慢ニ關シ委託者タル賣主ニ對シテ責任ヲ辭スルヲ得ザル位置(賣主ガ前述ノ注意ヲ怠リタルガ爲ニ賣主ノ買主ニ支拂フベキ辨償額ト「バー」會社ノ賣主ニ支拂フベキ辨償額トハ同一ナラザルベキモ運送業者ニ怠慢アリトセバ其責ヲ辭スベカラザルハ勿論ナリ)ニ立ツモノナレバ同會社ノ書狀ハ毫モ買主ヲ満足セシムルニ足ラズ此書狀ハ要スルニ「バー」會社自ラ怠慢ノ責ナキコトヲ辯疏スルモノナレバ罪囚ガ自ラ無罪ナルコトヲ陳述スルト同一ニシテ毫モ証據タルノ價值ナキモノナリ此ノ如ク賣主ハ一モ正當ノ理由ヲ明示セザルヲ以テ買主ハ運送總日數五拾五日間豫定損害賠償金五千〇拾圓九拾九錢ヲ請求セザルヲ得ズ

三、賣主違約ノ他ノ一ハ目的物ヲ分解シタル儘輸送セズシテ組立テタル上ニテ輸送シタルコト之ナリ目的物ハ之ヲ組立ツル時ハ高サ七尺五寸幅九尺五寸長サ十九尺六寸ニ達スル巨大ナル物体ニシテ百四十本ノ鉄管ヲ具ヘ重量十一噸ヲ有スルモノナリ此如キ物体ヲ組立テタル上ニテ運搬ヲナス時ハ容積ヲ巨大ニシ積卸ヲ困難ニシ運賃ヲ高價ニシ損傷ノ危険ヲ多カラシムルヲ以テ外國輸出ノ場合ニ於テ決シテ斯ル輸送法ヲ取ル者アルベカラズ製造所ノ如キモ斯ル輸送法ハ到達地ニ於ケル該汽罐全体ノ價格ヲ高價ナラシメ從テ賣行ニ影響スル所少ナカラザルヲ以テ力メテ組立輸送ヲ避ケント欲スルハ自然ノ勢ナリ前年買主會社ハ技師ヲ米國ナル本件目的物ノ製造所ニ派出シ同一汽罐ヲ購入セシメタル際ノ如キ製造所ハ百方分解輸送ヲ勸告シ「シドニー」ノ如キ地方スラ分解輸送ヲ取ルニ工業勃興ノ機運盛ナル日本ニ於テ本汽罐ヲ組立ツルノ工場ヲ有セズトハ信ズル能ハズト切論シタルドモ買主會社派出ノ技師ハ日本ノ工場ニ於テ十分完全ニ之ヲ組立ツルヲ得ベキヤ否ヤ

ニ幾分ノ疑念ヲ存シタルガ爲ニ萬全ノ策ヲ取り強イテ組立輸送ヲナシタレドモ爾來買主會社ハ積年之ヲ使用シ日本ノ工場ニ於テ完全ニ之ガ組立ヲナシ得ベキコトヲ熟知シタルヲ以テ本件契約ノ談判ヲ爲スニ當リ特ニ分解輸送ノ意ヲ言明シ契約書中ニ於テモ組立工事を請負ハシムル工場ハ買主會社ノ指定ニ依ルベキコト其費用ハ契約當事者双方折半シテ負擔スベキコトヲ確定シタリ然ルニ賣主ハ巨大ナル汽罐ニ基テ米國ニ於テ組立テ來リタル爲揚卸ノ困難ノ爲ニ重大ナル破損ヲ生ジ賣主ハ其ノ費用ヲ以テ之ヲ修繕シ又運搬ノ不便ノ爲ニ船中積載ノ場所宜キヲ得ザリシヨリ海潮ノ爲ニ腐蝕ヲ生ジ汽罐ノ使用ニ堪フベキ期間ヲ非常ニ減縮シタル爲賣主ハ甘シテ代價ノ三割ヲ減少シ引取ヲ求ムルニ至リ又買主ハ分解シタル儘ニテ目的物ヲ收受スベキ豫定ニテ到着前己ニ築造シ置キタル工場ノ入口ヲ破壊シテ目的物ヲ据付クルノ止ムヲ得ザルニ至レリ輸送ニ關スル違約ヨリ生ジタル以上ノ結果ニ付テハ當事者己ニ協定ヲ經タルモノアリ又未ダ協定ヲ經ザルモノアリト雖本件仲裁判斷ヲ求ムルノ條項ニ非ズ茲ニ仲裁判斷ヲ求メントスルハ此違約ヨリ生ズル他ノ一結果ニ關スルモノナリ契約書中稅關ヨリ裏高島町河岸迄ノ端船費用ハ買主ノ負擔タルベキコトノ條項アルナ理由トシテ賣主ハ明治三十三年十一月五日高島町ニ端船到着後同月十三日陸上ゲテ終ル迄ノ端船碇泊料ヲ以テ買主ノ負擔ニ歸スベキモノナリト主張スト雖賣主ニシテ契約ニ從ヒ分解輸送ヲナシタランニハ即日委皆陸上ゲテ終了シ得ベキヲ以テ毫モ碇泊料ヲ要スベキノ理由ナキモノナリ賣主ハ自己ノ違約ノ結果ヲ買主ニ嫁スルヲ得ベカラザルナリ且契約ハ分解輸送ナルヲ以テ契約ノ當時過分ノ碇泊料ヲ要スベキガ如キハ當事者ノ念頭ニ曾テ發生セザリシ所ナルヲ以テ契約文中ニハ之ニ關シテ何等ノ明約ヲナサバリシモノナリ碇泊料ニ付明約ナキ場合ニ於テハ賣主ノ負擔スベキモノナルコトハ本件ノ當事者間ノ他ノ取引ニ於テモ同一ノ慣行ヲ有スルモノナリ即チ明治三

十二年四月二十六日ノ電氣機械賣買契約ノ如キモ此條項ノ文詞ハ全然本件契約書ト同一ナルニ當時賣主ハ碇泊料ヲ自辨シタルコト爭ナキ事實ナリ從テ何レノ理由ニ依ルモ買主ガ碇泊料ヲ負擔スベキ義務無シト信ズ

四、賣主ガ陸上ゲ費用ヲ負擔スベキ合意ヲ爲シタルハ目的物ノ性質上一旦稅關ニ陸上ゲシ更ニ裏高島町ニ廻送スルガ如キ迂遠ノ手續ヲ爲スベキニアラザルヲ以テ賣主ハ稅關ニ陸上ゲスベキ費用ヲ節減シ得ベキ理由ナルヲ以テナリ然ルニ賣主ハ十月二十五日目的物着港同時ニ稅關ニ對シ相當ノ手續ヲナシ以テ目的物ヲ直ニ裏高島町ニ廻送スルノ便利ヲ捨テ不注意ニモ一旦稅關ニ陸上ゲシ自ラ無用ノ費用ヲ負担シ且揚卸ノ際目的物ヲ損傷スルニ至リタルノミナラズ爲ニ無用ノ日子ヲ費シ翌十一月五日ニ至リ始テ裏高島町ニ廻送スルヲ得タリ若シ契約當初ノ意志ヲ遵守シ且相當ナル商人ノ爲スベキ注意ヲ取リ無益ニモ稅關ニ揚卸チナスガ如キコトナカリシナランニハ稅關ニ對スル手續ハ遅クトモ着港ノ後三日即十月二十八日迄ニハ終了スベク翌二十九日迄ニハ裏高島町ニ廻送シ得ベカリシナリ然ルニ賣主ガ怠慢ノ結果裏高島町ニ到着スルニ十一月五日ニ至ルノ長時日ヲ要シタリ相當ニ到着スベキ十月二十九日ノ翌日ヨリ七日間ノ遅延ハ全ク賣主ノ責任ナリトス故ニ買主ハ此遅延七日間ニ對シ相當ナル損害賠償金ヲ得ント欲スルモノナリ而シテ買主ノ實際蒙リタル損害ハ甚重大ナレドモ横濱着港ノ遅延ニ對シ當事者間ニ豫定スル損害額即チ一日ニ付全代價ノ二分ノ一ヲ回復スルヲ以テ甘ンズベシ

五、十一月五日裏高島町到着後同月十三日迄日數九日間ヲ陸揚ゲニ費シタルハ賣主ガ分解輸送ノ契約ニ違背シタル結果ナルコト己ニ前ニ述べタル所ノ如シ此背約行爲ナキニ於テハ一日ニシテ陸揚ゲヲ終了シ得ベキモノナリ從テ殘餘ノ八日間ハ背約ニ基ク遅延ナルヲ以テ買主ハ相當ノ損害賠償ヲ

第十章 災害、契約、争訟其の他

得ント欲ス而シテ其損害額ハ前項ト同一ノ割合ニ從フテ適當ト思料ス

六、十一月十四日ヨリ十二月十九日ニ至ルマテハ賣主ニ於テ目的物ノ損壞シタル部分ヲ修繕シタルト且此ノ如キ不完全ナル履行ヲ承諾センコトヲ申込ミタル爲交渉ヲ重ネタルトノ爲ニ費シ十二月十九日(目的物ノ修繕ハ十二月十日ニ着手シ同月十九日ニ終了セリ)ニ至リ熟談ノ結果始メテ買主ハ目的物ノ領收ヲ承諾シタルモノナルヲ以テ十一月十四日ヨリ十二月十八日ニ至ル廿五日間ハ賣主ガ契約ニ從ヒ完全ナル履行ヲ爲サザリシ爲ニ生シタル遅延ナリトス從テ買主ハ之ニ對シ相當ナル損害ノ賠償ヲ爲サザルベカラズ而シテ其數額ハ前項ト同一ナルヲ至當ト信ズ

七、目的物ノ主タル部分ハ前記ノ如ク十二月十九日ニ買主ニ領收シタレドモ尙附屬器具ニ不足ノ分アリ十二月二十八日ニ至リ賣主ハ不足ノ器具ニ付テ其代價ヲ辨償スベキニ付キ買主ニ於テ他ヨリ購入セシコトヲ申込ミタルヲ以テ買主ハ之ヲ承諾シ茲ニ全部ノ履行ヲ終了シタル爲買主ハ即日代金ノ支拂ヲナシタリ

契約書第四條ニ依リ附屬品、豫備品ニ至ル迄完備セル引渡ヲ受ケザル限リ買主ノ支拂時期ハ未ダ到着セザルモノナリ故ニ十二月二十八日ニ至リ代金ノ支拂ヲナシタルハ契約上ノ權利ニ基クモノナリ賣主ハ目的物ノ主タル部分ノ引渡日ヨリ代金受取ノ前日即十二月二十七日迄ノ代金ニ對スル年八分ノ利子ヲ請求スト雖買主ハ曾テ代金ノ支拂ヲ遅延シタルコトナキヲ以テ損害利子ヲ支拂スベキ義務ナキノミナラズ年八分ノ利子ハ合意ナキ場合ニ請求シ得ベキモノニアラズ

八、買主ハ代金ノ支拂ヲ爲スニ當リ着港延滞損害賠償ノ擔保トシテ五千〇拾圓九拾錢ヲ預リ置ケリ之契約書第五條但書ニ依リ買主ニ與ヘラレタル權利ニ基キタルモノナルノミナラズ明約ナシト雖尙爲シ得ベキ當然ノ處置ナリトス從テ賣主ガ該金額ニ對シテ請求スル年一割貳歩ノ利子ハ固ヨリ之

ヲ支辨スルノ義務ナシ又假リニ着港延滞ノ損害ガ賣主ノ責ニ歸スベカラザルモノト定ムルモ年壹割貳分ノ利率ハ合意ナキ場合ニ請求シ得ベキモノニアラズ且當事者ハ明治三十三年十二月二十八日本件ノ争ニ付テ仲裁判斷ヲ求ムルノ合意ヲナシ其手續ハ賣主ニ於テ準備スベキ約ナリシニ賣主ハ之ヲ遅延シタルノミナラズ買主ヨリ之ヲ督促スルニ及ビ明治三十四年一月十七日ニ至リ其猶豫ヲ買主ニ求メ來リ漸ク本月七日ニ至リ仲裁依頼書ヲ東京商業會議所ニ提出スルヲ得ルニ至レリ故ニ仲裁判斷ヲ求ムルニ合意シタル日ヨリ仲裁依頼書ヲ提出スルニ至ルマテノ利子ハ假令賣主ニ於テ着港延滞損害ヲ賠償スル義務ナキ場合ニモ買主ハ此損害利子ヲ負擔スベキ理由ナキモノト思料ス

横濱共同電燈株式會社ハ以上ノ理由ヲ名譽アル東京商業會議所仲裁委員長タル男爵閣下及同列各委員諸貴下ノ前ニ提出シ其公明ナル裁斷ヲ得テ喜ンテ之ニ服從セント欲スル者ナリ
明治三十四年三月十五日

横濱共同電燈株式會社
社長 木村利右衛門代理
同社

東京商業會議所仲裁委員長

男爵 澁澤榮一 殿閣下

支配人 上野吉二郎

仲裁判斷ヲ請求ノ追加理由書

一、契約目的物ノ横濱着港期限明治三十三年八月三十一日前後ヨリ目的物到着シタル全年十月廿五日

第十章 災害、契約、争訟其の他

迄ニ紐育ヨリ横濱ニ到着シタル汽船ハ當會社ノ了知スル所ニ依ルモ尙附屬書第一號ニ列擧スルガ如キ多數ニ上レリ五月中「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタル時ヨリ七月中「ヒルケレン」號出帆ノ當時迄紐育ヨリ東洋ニ向ケ出帆セシ汽船ノ一二ニ止マラザリシコトハ推知スルニ難カラズ加之目的物ハ既ニ製造所ヨリ紐育迄鉄道輸送チナシタルモノナレバ紐育ヨリ桑港マテ陸上輸送チナシ得ベカラザルノ理由ナシ「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタルガ爲ニ海運チ以テシテハ契約ノ期限内ニ目的物ヲ横濱ニ着港セシムルコト能ハザリシナランニハ桑港ニ向ケ陸上輸送チナシ桑港ヨリ定期船ニ據リ横濱ニ輸送スルノ方法ヲ取り以テ契約ノ期限ヲ遵守スベキハ賣主ガ買主ニ對シ當然取ルベキノ道ナリトス陸上輸送ハ海運ニ比シ勿論運賃チ増加スベシト雖之賣主ノ義務ナルノミナラズ賣主ガ契約ヲ遵守シ分解輸送チナセシナランニハ紐育ヨリ桑港迄陸上輸送チナスモ賣主ガ實際支拂ヒタル運賃ヨリモ多クチ加ヘザリシナルベシ

二「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタルガ爲契約ノ期限ニ目的物ヲ横濱ニ着港セシムルコト能ハザリシナランニハ賣主ハ德義上速ニ其事實ヲ買主ニ報道スベキハ相當ノ注意アル商人ノ必ズナスベキ道ナリ然ルニ賣主ハ之等ノ事實ニ付キ契約期限切迫スル日迄モ何等ノ報道チモ爲サズ買主ヨリ目的物ハ契約ノ期限内ニ果シテ到着スベキヤ否ヤチ照會スルニ及ビ明治三十三年九月六日即契約期限經過ノ後ニ至リ始メテ五月中「バーニシヤ」號ノ故障チ生シタルコト七月中「ヒルケレン」號ニ目的物ヲ搭載シタルコトヲ買主ニ報告シ且遲延ノ理由ハ船繰上ノ都合己ムチ得ザルニ出テタル爲違約金ノ免除チ懇請セリ買主會社支配人ハ同月十二日チ以テ「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタル當時目的物ヲ搭載スルノ準備チ終リタルヤ該船ニ故障チ生シタルハ目的物ヲ搭載スルノ前ナリシヤ後ナリシヤ「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタル後「ヒルケレン」號ノ出帆前紐育ヨリ東洋ニ向

ケ出帆セシ船舶ノ有無如何等チ賣主ニ訊問シ其返答チ得タル上重役トモ協議チ遂ゲ違約金免除ノ請求ニ對シ確答チ爲スベシト書面チ送リタリ賣主ハ之ニ對シ十二月四日チ以テ紐育支店ヨリ報告ノ遲延ノ爲回答モ亦遲延シタルコト「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタルハ目的物搭載ノ前ナリシコト及ビ「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタル後「ヒルケレン」號出帆ノ前紐育ヨリ東洋ニ向ケ出帆シタル船舶ニ付テハ七月二十八日發刊「ジャバンタイムス」ノ報道ノ如シトノ回答チナシ「バーニシヤ」號ニ故障チ生シタル後「ヒルケレン」號ノ出帆スル迄ニ紐育ヨリ東洋ニ向ケ出帆セシ他ノ船舶アリシコトヲ明ニセリ然シテ買主會社支配人ハ賣主ニ送リタル「バーニシヤ」會社ノ證明書及「ジャバンタイムス」ノ切抜ハ賣主チシテ違約ノ責任チ免レシムルノ證左ト爲スニ足ラザルモノト信ジ之チ賣主ニ還附セリ此交渉ノ顛末ハ別紙附屬書類第二第三第四號ノ如シ

三、端船碇泊料等ニ關スル賣主ノ請求ハ附屬書第五號ノ如シ然シテ其初項ノ解賃ニ付テハ買主ニ於テ異議ナク末項ノカースト浮クレン使用料ニ付テハ賣主之チ拋棄シタリ争ノ存スル所ハ其中間ニ記載シタル碇泊料三項ノミナリトス然シテ賣主ガ此碇泊料チ費シタルハ分解輸送チ爲サザリシ自巳ノ背約ノ結果ナルコト理由書ニ詳述シタル如クナレバ買主ニ於テ之チ負擔スルノ理由アルベカラズト信ズ

之ヲ要スルニ高田商會ガ本件契約ノ履行ニ關シ取りタル處置ハ徹頭徹尾事務的精神ノ欠乏セルモノニシテ同商會ノ經歷及信用ニ辜負スル處多カリシハ買主會社ノ甚遺憾トスル所ナリ買主會社ハ從來ノ取引ニ照シ高田商會チ信スルコト厚ク將來ニ於テモ尙取引チ繼續センコトヲ望ムモノナリ從テ高田商會ガ能ク其店員チ戒飭シ再本件ノ如キ不満足ナル履行チ爲サザランコトヲ希望スル爲ニモ本件

第十章 災害、契約、争訟其の他

ノ請求ヲ維持セザルヲ得ザルナリ
明治三十四年三月十八日

横濱共同電燈株式会社
社長 木村利右衛門代理
同會社支配人
上野吉二郎

東京商業會議所仲裁委員長

男爵 澁澤榮一殿

仲裁宣告書

横濱市常盤町一丁目九番地横濱共同電燈株式会社社長木村利右衛門及ビ東京市麴町區有樂町一丁目一番地高田商會主高田慎藏ノ兩氏ヨリ兩氏間ニ生シタル紛議ニ關シ本會議所ニ仲裁ノ判斷ヲ請求アリタルニ付本會議所仲裁委員ハ定款ノ規定ニ依リテ審理ヲ遂ケ仲裁ノ判斷ヲ爲スコト左ノ如シ

事實關係

明治三十三年四月二日附契約書ヲ以テ横濱共同電燈株式会社ト高田商會トノ間ニ於テ米國ハイネ水管汽罐二個ノ賣買契約ヲ締結シ高田商會ハ該汽罐ノ供給ヲ爲シタルモ約定ノ到着期日ヲ遅延シ且ツ約定ノ輸送方法ヲ執ラザリシ爲メニ双方間ニ紛議ヲ生シ左ノ事項ニ付キ仲裁判斷ヲ請求セラレタリ
一、延滞償金ハ契約書第五條ニ據リ高田商會ヨリ支拂フヘキモノナルヤ或ハ契約書第一條ニ據リ免除スヘキモノナルヤ

二、契約書第五條ニ據リ高田商會ヨリ延滞償金ヲ支拂フヘキ場合ニハ何日分ヲ以テ至當トスルヤ
三、總代價二百分一ノ違約金ハ契約證書面金額ニ據リテ算出スヘキモノナルヤ將タ其減價額ニ據リテ算出スルモノナルヤ

四、契約書第一條ニ據リ延滞償金ヲ免除スヘキ場合ニ於テハ高田商會ハ左記ノ利息ヲ要求セントシ横濱共同電燈株式会社ハ之ニ應スベキ理由ナシト認ム果シテ何レヲ以テ至當ナリトスルヤ

(一) 汽罐ノ授受ヲ完了シタル日ヨリ十二月二十七日迄年八歩ノ利息
(二) 延滞償金ノ引當トシテ高田商會ヨリ横濱共同電燈株式会社ヘ預ケタル金額ニ對シ十二月廿八日ヨリ年一割二歩ノ利息

五、船碇泊料ハ双方ノ内何レノ負擔ニ屬スベキモノナルヤ

判斷理由

第一項 高田商會ハ契約書第五條ノ違約金ヲ仕拂フベキモノナルヤ又ハ横濱共同電燈株式会社ニ於テ契約書第一條但書ノ約旨ニ據リテ其全部又ハ一部ヲ免除スベキモノナルヤ

本項ニ關スル横濱共同電燈株式会社主張ノ要領ハ契約書第一條ニ「乙(高田商會ヲ指ス)ハ本契約物品ヲ明治三十三年八月一日迄ニ横濱ヘ到着セシムベシ但天災其他避クベカラザル事變アリタル時ハ甲(横濱共同電燈株式会社)ノ見込ヲ以テ相當ノ猶豫ヲ與フルコトアルベシ」トアリテ天災其他不可抗力ノ場合ニ於テモ尙且其猶豫ヲ與フルト否トハ一ニ甲ノ見込ヲ以テ定ムル趣意ナリ故ニ高田商會ガ明治三十三年九月六日附書狀ヲ以テ積込豫定ノ汽船ニ損所ヲ生シ航海ヲ中止シタルカ爲メ着荷遅延ノ猶豫ヲ乞ヒ且違約金ノ免除ヲ懇請シタルニ對シ横濱共同電燈株式会社ハ九月十二日附書狀ヲ以テ(一)五月下旬紐育出帆ノ「バーニシヤ」號出帆ノ中止トナリシハ汽罐積込ノ前ナリシヤ將積込ノ後ナリシヤ

第十章 災害、契約、争訟其の他

(一)五月下旬ヨリ「ヒルグレン」號ニ積込タル日迄東洋ニ向ツテ紐育ヲ出帆セシ汽船ノ有無等ヲ問合セ若シ事實出帆ノ汽船ナクシテ且汽罐ヲ「バーニシヤ」號ニ積込ノ後ニ出帆中止トナリシ場合ニ於テハ違約金ヲ免除スベキ意思ナリシナリ然ルニ其後東洋ニ向ツテ出帆セシ汽船アリ又「バーニシヤ」號ノ出帆中止ハ汽罐積込ノ前ナリシトノ確答ヲ得タルヲ以テ毫モ違約金ヲ免除スヘキ理由ナシ乃チ約定通りノ違約金額ヲ請求スト云フニアリ又高田商會主張ノ要領ハ汽罐積込ノ豫定船「バーニシヤ」號ニ積込ムコト能ハサリシ事由ハ紐育領事館ノ證明書ノ如ク又其次回便船「ロークビー」號ニ積込マサリシハ紐育支店ノ電報並ニ三井物産合名會社ノ書翰ニ云ヘルカ如ク該船ハ「カーネギー」製鋼會社ノ雇船ニ係リ普通ノ貨物ヲ積込ムコト能ハサリシカ爲メニシテ何レモ不可抗力ノ事由ニ原因スルモノナルカ故ニ違約金ノ責任ハ全然免除セラレベキモノナリト云フニ在リ

依テ按スルニ契約書第一條但書ノ趣旨ニ基キ違約金ノ全部若シクハ一部ヲ免除スルノ至當ナルヤ否ヤハ汽罐積込豫定船「バーニシヤ」號ノ發航故障ノ事情及ビ故障發生以後ニ於テ約定期限前又ハ積込汽船「ヒルグレン」號ノ横濱着港以前ニ同港ニ到着スヘキ豫定ノ適當ナル船舶ニシテ且高田商會ノ依頼シ得ヘカリシモノアリシヤ否ヤニ依テ之ヲ決スヘキモノトス而シテ「バーニシヤ」號ニ高田商會ガ豫知シ得ザル故障ヲ生ジタル爲メニ積込ミ能ハサリシ事實ハ信憑スベキ領事館ノ證明其他ノ證據アルヲ以テ之ヲ認ムルコトヲ得ヘシ「バーニシヤ」號故障發生以後「ヒルグレン」號出帆以前ニ於テ紐育解纜ノ船舶アリタルハ事實ナリト雖モ或ハ「バーニシヤ」號故障發生ノ時ト他船ノ發航期日トノ間僅カニ數日ナリシニヨリ「ロークビー」號ノ出帆前ニ於テハ適當ナル便船ナカリシモノト推定スルヲ得ヘク隨テ高田商會カ此間汽罐ノ積込ヲ爲サマリシハ其過失ニ因ルモノニアラズト認ム然リ而シテ高田商會ガ「ロークビー」號ニ汽罐ヲ積込マザリシハ果シテ其怠慢ニ歸スヘキヤ否ヤ

ヲ審案スルニ此「ロークビー」號ハ高田商會ガ豫テ輸送ヲ委託シタル「バーニシヤ」會社ノ取扱ニ係ル次回汽船ニシテ該汽罐搭載ニ適シタル船舶ナルガ如ク且ツ六月中旬ニ紐育ヲ出帆シタルモノナルヲ以テ若シ高田商會ガ同號ニ積込ヲ託シ得ベクシテ之ヲ託セザリシナラバ之ヲ同商會ノ怠慢ト云ハザルベカラズ此點ニ關シ同商會ノ提出セル支店ノ電報ヲ見ルニ「ロークビー」號ハ「カーネギー」製鋼會社ガ「バーニシヤ」會社ヲ經テ雇船トシタルモノニシテ同製鋼會社ノ荷物ノミヲ搭載シタリトアリ又同商會ノ提出セル三井物産合名會社ノ書翰ニ依レバ同合名會社ノ注文ニ係ル軌條及ビ附屬品並ニ橋桁材料ノミヲ搭載シタルモノノ如シ而シテ尙ホ委員ノ別ニ探知スル所ニ依レバ「ロークビー」號ガ雇船ナリシハ三井物産合名會社ニ存スル證書ニ依リテ明瞭ナルモ同號積載ノ貨物中「カーネギー」製鋼會社以外ノ製鋼會社ヨリ同會社ヘ送附セル貨物ヲ含ミタルヲ觀レバ該雇船契約ハ一部雇船契約ナリシ事跡ナキニ非ラズ蓋シ此「ロークビー」號ハ少ナクトモ其ノ一部雇船契約ノ目的タリシヲ以テ同船ニ積込マザリシハ其事情稍々酌量スヘキモノアリト雖モ高田商會ハ同號ニ積込ヲ依頼スルニ充分ナル注意及ビ盡力ヲ爲シタルモノト認ムル能ハザルヲ以テ同商會ハ「ロークビー」號ニ汽罐ヲ積込マザリシコトニ就キ其責任ノ全免ヲ主張スルコトヲ得ズ以上陳述スルカ如キ理由ナルニヨリ「ロークビー」號出帆前ニ汽罐ノ積込ヲ爲サマリシコトニ對シテハ高田商會ハ契約上違約金ノ全額ヲ免除セラレト至當トシ又「ロークビー」號ニ之ヲ積込マザリシコトニ對シテハ契約上違約金ノ半額ヲ負擔スルヲ至當ナリトス

第二項

契約書第五條ニ依リ高田商會ニ於テ違約金ヲ支拂フベキ場合ニ於テハ其幾日分ヲ支拂フヲ以テ相當トスベキヤ詳言スレバ着港迄ノ遅延日數ハ勿論横濱着港後据付完了マテノ遅延日數ニ對シテモ違約金額ト同一ノ損害賠償ヲ支拂フヘキモノナルヤ

第十章 災害、契約、争訟其の他

本項ニ關スル横濱共同電燈株式會社主張ノ要領ハ契約書第一條ノ約定ニ基キ明治三十三年九月一日ヨリ同年十月廿五日ニ至ル五十五日間ニ對スル違約金ハ勿論着港後十月三十日ヨリ十一月五日ニ至ル七日間ハ高田商會ニ於テ汽罐チ一旦税關ニ陸揚シタルカ爲メニ生シタル遅延ナリ又十一月六日ヨリ同月十三日ニ至ル八日間ハ高田商會ニ於テ分解輸送ノ約定ニ拘ラズ不注意ニモ組立輸送チ爲シタル結果ニ因リテ生シタル遅延ナリ又十一月十四日ヨリ十二月十八日ニ至ル三十五日間ハ汽罐ニ破損チ生シタルガ爲メ之レガ修繕ニ要シタル時日及ヒ不完全ナル履行チ承諾セシメントシテ談判交渉ノ爲メ生シタル遅延ナリ是皆高田商會ノ不注意ニ原因スルモノニシテ爲メニ横濱共同電燈株式會社ニ於テハ多大ノ損害チ被リタルモ違約金ト同額ノ賠償金チ得ルチ以テ満足シ前掲日數ニ對シ一日ニ付キ代價二百分ノ一ノ金額チ請求スト云フニ在リ又高田商會主張ノ要領ハ契約書第一條ノ違約金ハ全然免除セラレハキハ勿論着港後汽罐チ税關ニ陸揚シタルハ同商會ノ怠慢ニ非ズ同商會ハ直ニ之ヲ裏高島町河岸ヘ輸送スル爲メ解船其他充分ノ準備チ爲シ置キタルモ汽船代理店ノ不注意ニテ之ヲ税關ニ陸揚シタルモノナリ又十一月六日ヨリ同月十三日ニ至ル八日間ハ組立輸送ノ爲メ遅延シタルモノニアラズ假令分解輸送チ爲シタリトスルモ元來此汽罐ハ其ノ構造上細小部分ニ分解スルチ得ザルモノナレバコレヲ陸揚スルニハ相當ノ日子チ要スルハ當然ナリ又汽罐破損ノ修繕ト云ヒ將タ談判ノ交渉ト云ヒ共ニ買主承諾ノ結果ニ外ナラザルカ故ニ此等ノ日數ニ對シテハ違約金チ支拂フベキニアラズト云フニ在リ

依テ按スルニ契約書第五條違約金ノ契約ハ同第一條ニ明記セル如ク横濱着港迄ノ遅延ニ對スル約定ニシテ第一項判斷ノ結果トシテ此場合ニ於ケル遅延日數ハ「ロークビー」號カ横濱ニ着港シタル翌日ヨリ起算シ即チ明治三十三年九月八日ヨリ十月廿五日ニ至ル四十八日間ト定ムルチ相當ナリトス

又高田商會ハ汽罐チ直接裏高島町河岸ニ運送スルノ準備チ爲シタリト云フト雖モ汽船代理店カ過失ニヨリテ之ヲ税關ニ陸揚シタルハ等シク同商會ノ不注意ニ原因セルモノト認メザル可ラズ故ニ之カ爲メニ生シタル七日間遅延ノ責任ハ高田商會ニ於テ之ヲ負フヘキモノトス而シテ此損害ノ額ニ付テハ別ニ約定ナシト雖モ既ニ損害ノ豫定額ニ付約定アル以上ハ着港ノ前後ニ依テ遅延ノ責任ニ輕重アルノ理ナキチ以テ高田商會ハ此七日間ニ對シテモ同シク代價二百分ノ一チ支拂フチ以テ相當ナリトス又十一月六日ヨリ同月十三日ニ至ル八日間ノ遅延ニ付テモ横濱共同電燈株式會社ハ組立輸送チ爲シタル結果ナリト云フト雖モ此汽罐ハ高田商會ノ辯スルガ如ク其ノ構造上細小部分ニマテ分解スヘキモノニアラザルガ故ニ假令約定ノ如ク分解輸送チ爲シタリトスルモ僅ニ一日チ以テ陸揚チ終了スルカ如キハ事實爲シ能ハザル所ニシテ之ヲ要スルニ此八日間ノ遅延チ以テ全ツ組立輸送ノ結果ニ歸スルハ其當チ得タルノ主張ニアラズ然リト雖モ高田商會ハ組立輸送チ爲シタルニ就テ全部ノ責任チ辭スヘカラザルカ故ニ同商會ハ此八日間ノ遅延ニ對スル違約金ノ半額チ負擔スルチ至當ナリトス又横濱共同電燈株式會社ハ高田商會ガ不完全ナル履行ノ承諾チ求メタルガ爲メニ其ノ談判交渉ニ數多ノ日時チ要シタリト云フト雖モ汽罐ノ破損腐蝕ニ付テハ之レガ修繕チ命シ其費用ハ高田商會チシテ之ヲ負擔セシメタルノミナラス尙ホ其ノ全額ニ對スル三割即チ金五千四百六十六圓五十三錢チ減價セシメ而シテ之ヲ承諾シタルモノナレバ此談判交渉ノ爲メニ要シタル遅延ハ高田商會ノ責ニ歸スベキニアラズ若シ果シテ事實ノ損害アリタリトセバ之ヲ承諾スルトキニ於テ賠償ノ額チ協定スヘキ答ナリ之ヲ要スルニ横濱共同電燈株式會社カ談判交渉ニ要シタル時日ニ對シ遅延ノ違約金チ要償スルハ正當ノ理由ナキモノト認ムルチ以テ高田商會ニ於テ之ヲ支拂フノ義務ナキモノトス

第三項 一日ニ付總代價二百分ノ一ノ違約金ハ契約證書面ノ金額ニ據リテ算出スヘキモノナルヲ將

第十章 災害、契約、争訟其の他

タ其減價額ニ據リテ算出スヘキモノナルヤ

本項ニ關スル高田商會主張ノ要領ハ違約金ノ割合ハ契約面總金額即チ米金八千九百九十七弗ノ換算金一万八千二百二十一圓七十五錢ノ内ヨリ破損腐蝕ノ爲メ全金額ノ三割即チ五千四百六十六圓五十三錢ヲ控除シタル殘額金一万二千七百五十五圓二十二錢ノ二分一タルベシト云フニ在リ又横濱共同電燈株式會社主張ノ要領ハ契約書第五號ニ所謂總代價トハ米金八千九百九十七弗ヲ指スモノナルカ故ニ違約金ノ割合ハ此換算金一万八千二百二十一圓七十五錢ノ二分一タルベシト云フニ在リ依テ按スルニ契約ニ定ムル違約金ナルモノハ特別ノ意思表示ナキトキハ之ヲ損害ノ豫定額ト推定スヘキモノニシテ債務ノ不履行ニ因テ生スベキ損害ヲ見積リ一定ノ金額ヲ指定シタルモノナリ然ルニ本件契約ニ於テハ單ニ賣買代價ヲ以テ損害算定ノ標準ト爲シ而シテ違約金ノ割合ヲ其二分一ト定メタルドモ是畢竟代價二分一ニ相當スル金額ヲ以テ損害ノ額ヲ豫定シタルモノト見ルベク隨テ其標準タル代價トハ契約當時ノ價額即チ證書面ノ價額ヲ指スモノト解釋スルヲ以テ相當トス故ニ高田商會ノ減價額ニ據ルベシトノ主張ハ其當ヲ得ザルモノトス

第四項 契約書第一條ニ依リ違約金ヲ免除スベキ場合ニ於テハ高田商會ハ左記ノ利息ヲ要求セン

トス横濱共同電燈株式會社ハ之ニ應スヘキ理由ナシト認ム果シテ何レヲ以テ至當トスル

(一) 汽罐ノ授受ヲ完了シタル日ヨリ十二月二十七日マテ年八歩ノ利息

(二) 延滞償金ノ引當トシテ高田商會ヨリ横濱共同電燈株式會社ヘ預ケタル金額ニ對シ十二月二十八日ヨリ年一割二歩ノ利息

本項(一)ニ關スル高田商會主張ノ要領ハ本件契約物品ハ十二月十九日ニ引渡ヲ完了シタルニ横濱共

同電燈株式會社ハ十二月廿八日迄其代金ノ支拂ヲ爲サザリシニ因リ同二十日ヨリ二十七日ニ至ル八日間年八歩ノ割合ヲ以テ支拂代金ニ對スル利息ヲ請求スト云フニアリ又横濱共同電燈株式會社主張ノ要領ハ目的物ノ主タル部分ハ十二月十九日ニ之ヲ受領シタルモ附屬ノ器具ハ不足ノモノアリ高田商會ハ十二月二十八日ニ至リ右不足ノ器具ニ付テハ其代價ヲ辨償スヘキヲ以テ他ヨリ購入セラレタシトノ申込ヲ爲シ同會社ハ之ヲ承諾シテ茲ニ全部ノ履行ヲ終リタルヲ以テ即日代金ノ支拂ヲ爲シタルモノナレバ其支拂ヲ遅延シタルコトナシト云フニ在リ

依テ按スルニ横濱共同電燈株式會社主張ノ事實ハ高田商會カ十二月二十八日附テ以テ發シタル附屬器具ニ關スル契約書ニ依ルチ正當ト認ムヘキヲ以テ高田商會請求ノ理由ハ其當ヲ得タルモノニアラズ

又(二)ニ關シテ高田商會ハ延滞償金ノ引當トシテ横濱共同電燈株式會社ヘ預ケ置キタル金額ニ對シ年一割二歩ノ利息ヲ請求シ横濱共同電燈株式會社ハ此引當ハ契約書第五條但書ニ依リ買主ハ與ヘラレタル權利ニ基クモノナレバ之ヲ支拂スルノ義務ナシ假ニ之ヲ支拂スヘキモノトスルモ一割二歩ノ利率ハ合意セザルモノニ付之ヲ支拂フノ義務ナシ殊ニ仲裁判斷ヲ求ムルノ合意ヲ爲シテヨリ賣主ノ都合ヲ以テ手續ヲ遅延シタル期間ノ利息ハ全ク之ヲ支拂スヘキモノニアラズト主張セリ

依テ按スルニ此金額ハ横濱共同電燈株式會社ニ於テ擔保金トシテ特別ノ保管ヲ爲サザル限りハ之レヲ取引銀行ニ預ケ入レタルモノト推定スルヲ得ヘシ果シテ然ラバ依リテ生スル利息ノ内引當金總額中ヨリ横濱共同電燈株式會社力受取ルヘキ違約金ヲ控除シタル殘額即チ高田商會ニ返還スベキ金額ニ對スル利息ハ假令高田商會ガ仲裁請求ノ手續ヲ遅延シタリトスルモ猶同商會ノ所得ニ歸スヘキモノトス故ニ横濱共同電燈株式會社ハ此金額ニ對シ現今普通銀行一般ノ預金利子ト認ムベキ年七歩ノ

第十章 災害、契約、争訟其の他

第十章 災害、契約、争訟其の他

利息ヲ高田商會ニ支拂フヲ相當トス

第五項 解船ノ碇泊料ハ双方ノ内何レノ負擔ニ屬スベキモノナルヤ

本項ニ關シ高田商會ハ契約書第三條但書ノ約定ニ依リ稅關ヨリ裏高島町河岸マテノ解船費用及其船積保險料ハ甲ノ負擔スヘキモノナルカ故ニ横濱共同電燈株式會社ノ負擔スヘキモノナリト云ヒ横濱共同電燈株式會社ハ高田商會ニ於テ約定ノ如ク分解輸送ヲ爲シタランニハ即日陸揚ヲ完了スヘク隨テ解船ノ碇泊料ヲ要スル事ナカルヘキカ故ニ同會社ニ於テハ契約ノ當時碇泊料ヲ負擔スルノ意思ナカリシナリ要スルニ碇泊料ハ全ク高田商會カ契約ニ違背シテ組立輸送ヲ爲シタル結果ナルカ故ニ同商會ニ於テ之ヲ負擔スベモノナリト主張セリ

依テ案スルニ組立輸送ノ違約ナルコトハ高田商會ニ於テモ自ラ認ムル所ニシテ其碇泊料ヲ要シタル原因ハ組立輸送ニ在リト云フ横濱共同電燈株式會社ノ主張モ亦一理ナキニアラズ然ラバ當事者ノ契約當時ノ意思ニ據レバ所謂解船費用中ニハ碇泊料ノコトヲ包含セルモノト解釋スルヲ相當トス而シテ横濱共同電燈株式會社ハ特ニ明約ナキ場合ニ於ケル解船ノ碇泊料ハ賣主ニ於テ負擔スルヲ以テ習慣ナリトシ殊ニ本件ト同一ノ當事者間ニ於ケル前例ヲ擧ケテ之ヲ證明セルヲ以テ本項碇泊料ハ高田商會ニ於テ負擔スヘキモノトス

以上説明スル所ノ理由ニ據リ仲裁判斷ノ結果ヲ示スコト左ノ如シ

判斷結果

横濱共同電燈株式會社ハ高田商會ヨリ違約金ノ擔保トシテ預リタル金五千〇十圓九十九錢ノ内ヨリ總代價金一万八千二百二十一圓七十五錢ノ二百分一即チ金九十一圓十一錢ニ四十八日ヲ乘シタル合計額金四千三百七十三圓二十八錢ノ半額金二千八百八十六圓六十四錢ト金九十一圓十一錢ニ十一日ヲ

乘シタル合計額金一千二圓二十一錢トチ加算シタル金額ヲ同株式會社ノ受取ルヘキ違約金トシテ控除シ殘額金一千八百二十四圓四錢ニ明治三十三年十二月廿八日ヨリ返還前日マテ年七歩ノ利息ヲ附シ之ヲ高田商會ニ返還スヘク猶解船ノ碇泊料ハ高田商會ニ於テ負擔スヘキモノトス
仲裁ノ手数料ハ各半額ヲ負擔スヘキモノトス

明治三十四年四月二十四日

東京商業會議所

仲裁委員長	男爵 澁澤 榮一
仲裁委員	大倉 喜八郎
仲裁委員	高木 豊三
仲裁委員	梅浦 精一
仲裁委員	加藤 正義
仲裁委員	根津 嘉一
仲裁委員	大橋 新太郎

仲裁委員益田克徳及井上角五郎ノ兩人ハ旅行ニ付キ署名捺印スルヲ能ハズ

明治三十四年四月廿四日

仲裁委員長 男爵 澁澤 榮一

第十章 災害、契約、争訟其の他

【電流盗用問題】

電燈の普及するに随ひ電燈施設に經驗あるものが素人を教唆して盗用せしむる事件簇出し、電線の保安上並に會社の利益上之を等閑に附すること能はざるも、當時『電氣は盗用の目的物ならず』との多數刑法學者の見解より、本社は盗用者に對し如何ともすること能はず。然るに時の横濱市伊勢佐木町警察署長野田耕夫氏は電氣を販賣して料金を徴し電氣の分量を計量し得る場合となりて、尙ほ且つ電氣は盗用の目的物ならずとの見解は妥當ならずとの見地の下に、盗用の現行者を切りに搜索し、擔當岸本警部大に力を盡し、遂に明治三十五年二月其の事實を發見して告發の手續を爲したり。而して其の結果横濱地方裁判所の始審に於ては有罪となり、東京控訴院に於ては無罪となり、大審院に於て有罪の判決を下し遂に電氣も亦盗用の目的物たり得べき物件なりとの解釋の下に、新判決例を啓きたり。明治四十二年刑法の改正に依り、法文を以て電氣を物と見做すことを

定むるに至る迄は此判決例に依り電氣の盗用者を威嚇し之をして戒懼する所あらしむるを得たるものなり。

【社債登記の抗告】

江之島電氣鐵道株式會社の社債信託法に依る物上擔保附社債軌道を擔保させるもの貳拾七萬五千圓は同會社に於て既に登記を了したるものなるが本社と合併の結果更めて本社より登記を申請したるに該社債發行當時に於て未だ軌道抵當法實施せられず該社債發行の行爲は無効なるを以て登記すべきものに非ざることの理由を以て一度却下せられしが、更に社債登記事項中變更登記を申請したるに、爾後再び却下せられしも、抗告の結果、四十五年五月十八日横濱地方裁判所に於て決定を受け同二十二日横濱區裁判所に於て同三十日横須賀區裁判所に於て左記登記を了したりき。

社債登記事項

一、社債の總額

金貳拾七萬五千圓

二、各社債の金額

金壹百圓及五百圓の二種

第十章 災害、契約、争訟其の他

一、社債の利率 一ヶ年六分五厘

一、償還の方法及期限 本社債は發行の日より三ヶ年据置其以後三ヶ年以内に抽籤により仕拂期末到達の利札附債券を引換に額面を以て償還す其期日及金額左の如し

明治四十七年五月三十一日 金九万五千圓

明治四十八年五月三十一日 金九萬圓

明治四十九年五月三十一日 金九萬圓

一、社債登記年月日 明治四十三年九月八日

右抗告に基く明治四十五年五月十八日の横濱地方裁判所の命令に因り登記す

右社債の償還は夫々所定の方法に據りて之を實行し又償還登記の手續をも經たり。

第四節 表彰

【機關手表彰】 明治三十六年十二月當市羽衣座出火し大風の爲め數町を隔りたる本社常盤町發電所の雨樋に飛火し屋根裏に延焼して將に大事に到らんこせり。機關手樋口頷之を發見し直に消防に勉め災

害を未然に遏むることを得たるに依り左の賞狀に金員を添え表彰せり。

機關手	樋	口	頷
(各)	通		
全	大	高	平
全	高	橋	森
			助
			助

本月十九日羽衣町出火の際は修繕工事に従事して能く職務を守り猥りに場内を離れず注意をなしたる結果早く常盤町發電所へ飛火したるを發見し迅速消防に盡力したる爲め大事に至らず右は職務を重んじ注意を怠らざりし段奇特に付日録之通り賞與候也

明治三十六年十二月二十一日

横濱共同電燈株式會社

【重役並社員功勞表彰】 明治三十八年十二月重役並に備員功勞表彰式を行ひ、現任重役諸氏、上野支配人、小堀技師長、關澤技師に下記表彰狀に各物品を添えて贈り、其他社員以下從業者九十七名に對しては勤績年數に應じ夫々物品を贈與せり。

謹啓我横濱共同電燈株式會社の創業は遠く明治二十二年十二月に在り時尙本邦電氣事業草創の際にして經營の困難尋常にあらず施設往々宜しきを得る能はず數年の間社業困頓社運將に危殆に瀕せん

第十章 災害、契約、争訟其の他

第十章 災害、契約、争訟其の他

とするに至れり茲に於て會社は手腕閱歴聲望の以て時艱を濟ふに足るべき者を求め貴下を迎へて社長と爲し寄するに頼瀾挽回の任を以てするに至れり是實に明治二十五年八月なりとす貴下の入て事を視るや快刀亂麻を裁ち統緒整然社務初て秩序有り人を知て能く任じ各其智を盡し其力を致さしめ用捨過らす善く謀り善く斷じ企畫其機に當り施設其宜に適ふ之に加ふるに夙に廉直公正一市の望みたるを以てして儀範を社中衆員の上に垂る言はずして服し令せずして行はる此の如きもの茲に拾有餘年事業擧らざらんと欲するも得べからず社運隆ならざらんと欲するも得べからざるなり今や本社基礎牢固抜くべからず其事業の發展駁々として已まざる者あり之を貴下就任の初に視るに社運の隆否音に霄壤のみならずるなり明治三十八年十月二十五日本社臨時株主總會に於て貴下積年の勞苦を感謝し其功績を表彰すべきことを決議し下名等を擧げて其實行委員たらしめたり仍て下名等は其權限に依り當會社の名を以て茲に謹で白銀花器一對を贈呈し以て前記總會の決議に表白せられたる會社の誠意を貴下に布陳するものなり 敬具

明治三十八年十二月二十八日

横濱共同電燈株式會社

功勞表彰實行委員

- 清水彌三 松
- モリス、ラツセル
- 津久居平右衛門
- 田中善助
- 戸塚千太郎

社長 木村利右衛門 殿

謹啓我横濱共同電燈株式會社創立は遠く明治二十二年十二月に在り時尙本邦電氣事業の草創の際にして經營の困難尋常にあらず施設往々宜しきを得る能はず數年の間社業困頓社運將に危殆に瀕せんとするに至れり貴下等の中道にして取締役に就職せられし以來和衷協同内は紛亂せる社務を整理し外は蹉跌せる事業を振張し以て頼瀾を挽回し今日社運の隆昔日と霄壤音ならざるを致さしめたり明治三十八年十月二十五日會社臨時株主總會に於て貴下等積年の勞苦を感謝し其功績を表彰すべきことを決議し下名等を擧げて其實行委員たらしめたり仍て下名等は其權限に依り當會社の名を以て貴下等各位に白銀茶器一具を贈呈し以て前記決議に表白せられたる會社の誠意を布陳するものなり

明治三十八年十二月二十八日

敬具

横濱共同電燈株式會社

功勞表彰實行委員

- 清水彌三 松
- モリス、ラツセル
- 津久居平右衛門
- 田中善助
- 戸塚千太郎

(各通)

- 取締役 平沼專藏 殿
- 取締役 渡邊福三 殿
- 取締役 若尾幾造 殿
- 取締役 高島嘉兵衛 殿

第十章 災害、契約、争訟其の他

第十章 災害、契約、争訟其の他

謹啓我横濱共同電燈株式会社は國運の發達文明の進歩に追隨し一年其基礎の堅牢を加へ歩一步其事業の盛運に赴くを見るに至れり是れ貴下等か此文明的工業に着眼し會社創立の業を遂げ又多年取締役として和衷協同社務に當りたるの致す處なりとす明治三十八年十月二十五日會社臨時株主總會に於て貴下等積年の勞苦を感謝し其功績を表彰することを決議し下名等を擧げて其實行委員たりしめたり仍て下名等は其權限に依り當會社名を以て貴下等各位に白銀茶器一具を贈呈し以て前記決議に表白せられたる會社の誠意を布陳するものなり 敬具

明治三十八年十二月二十八日

横濱共同電燈株式会社
功勞表彰實行委員

清水彌三松
モリス、ラッセル
津久居平右衛門
田中善助
戸塚千太郎

取締役 田沼 太右衛門 殿
取締役 田邊 幸七 殿

(各通)

謹啓我横濱共同電燈株式会社は一年其基礎の堅牢を加へ歩一步其事業の盛運に赴くを見るに至れり凡そ團體事業の發達は其各部諸機關の相調和して各機能を遂行するに由らすんばあらず我社の今

日ある貴下等の多年監査役として營業監査の任に當り能く其職責を全うし以て株主及公衆をして厚く我社業の健全に信頼せしめたるの力與つて大なりとす下名等は明治三十八年十月二十五日日本社臨時株主總會の決議に基き其實行委員として茲に會社名を以て銀盃一組を贈呈し以て貴下多年の勞苦を謝し其功績を表彰するものなり 敬具

明治三十八年十二月二十八日

横濱共同電燈株式会社
功勞表彰實行委員

清水彌三松
モリス、ラッセル
津久居平右衛門
田中善助
戸塚千太郎

監査役 田島 信夫 殿
監査役 津久居平右衛門 殿
監査役 野田 半七 殿
(各通)

明治二十五年八月我横濱共同電燈株式會社の社業困頓社運日に非なるの際木村利右衛門氏の推されて社長となり社務革新の任に當るや君擧られて支配人となり社長を補翼し鞠躬盡瘁内外の事務に幹たり深慮善計取締役に献替して弊を除き利を興せり今や社礎已に固く社運日に盛なるもの君實に與

第十章 災害、契約、争訟其の他

りて力有り下名等茲に明治三十八年十月二十五日の臨時株主總會の決議に基き該決議實行委員とし
て會社の名を以て金牌及時計を贈呈し君が積年の勞苦を謝し其功績を表彰す
明治三十八年十二月二十八日

横濱共同電燈株式會社

功勞表彰實行委員

清水 彌三 松
モリス、ラツセル
津久 居平 右衛門
田中 善助
戸塚 千太郎

支配人 上野吉二郎 殿

明治二十五年十二月我横濱共同電燈株式會社の創立せらるゝや君聘せられて技師長(技師)となり技
術全般の事務を擔任し爾來十有餘年勵精一日の如く其功績誠に不尠其勞苦實に多しするに足れり下
名等茲に明治三十八年十月二十五日の臨時株主總會の決議に基き該決議の實行委員として會社名を
以て金牌及時計を贈呈し其功勞を表彰し感謝の意を致す
明治三十八年十二月二十八日

横濱共同電燈株式會社

功勞表彰實行委員

清水 彌三 松

技師長 小堀 十 龜 殿
技師 關澤 茂吉 郎 殿

(各通)

モリス、ラツセル
津久 居平 右衛門
田中 善助
戸塚 千太郎

【上野支配人表彰】

明治四十二年九月十七日臨時株主總會に於
て上野支配人取締役に當選就任したる結果支配人を辭職せるに依り
之を承認するに共に支配人在職間の功勞に對し左の表彰狀に金三千
五百圓を添えて贈りたり。

横濱電氣株式會社は茲に支配人上野吉二郎君の辭任を承認するに際し別紙目錄の金員を贈呈し聊か
君が積年の功勞に報ゆるの意を表せんと欲す抑横濱共同電燈株式會社が君を起して支配人たらしめ
たるは明治二十五年の八月にして時尙電氣事業の草創時代に屬し會社の資本金は僅に參拾萬圓にし
て且つ其拂込は拾七萬四千圓に過ぎず其營業は既に二年を閱へたるも電燈の需要は僅に三千餘に過
ぎずして其収入は以て支出を償ふに足らざるの情態なりき君任に此際に就き内は取締役を補翼し社
務の紛亂を理め外は業務の擴張を計り鞠躬盡瘁夙夜懈らず一年の後には早く己に五分の配當を爲し

得るに至り株主をして會社の施設に悦喜信頼せしめたり爾來十有八年一身を會社に捧げ忠勤精勵一日の如し其間會社の事業は駁々として發達を遂げ屢資本を増加し又他會社を合併し其配當の如き一割二三分より一割四五分を上下するに至り今や復有力にして多望なる箱根水力電氣株式會社を包容し社名を横濱電氣株式會社と改稱し會社の資本總額を參百貳拾萬圓と爲すに至り其需用は電燈に於て八萬三千餘個電力に於て六百馬力を算するの盛運に際會せり是昭代國家興隆の機會に際會したるに因る者多しと雖事業の根底は常に人に存す君の辛苦經營に負ふ所誠に勤しとせざるなり今や君は株主の選舉に依り新たに會社の取締役と爲り我會社の君の手腕と精誠とに信頼せんとする事更に多きを加へたるも君が使用人としての會社との關係は茲に其有終の美を成したる者也仍て此機會に際し茲に會社の微意を表す

明治四十二年九月十八日

横濱電氣株式會社

社長取締役 木村利右衛門

上野吉二郎殿

【二十五年勤續社員表彰】

技師關澤茂吉郎書記三木貞吉技手川

野保三郎技手辻景太郎技手志村喜一の五名は本社創立の當初入社して勤續二十五年に達し忠實熱心社務に従事し模範とするに足るを以て大正四年四月二十五日本社内にて勤續表彰式を舉行し木村社長

の咏詩並に揮毫の勤續表彰賀詞及金時計一個を各自に贈與しジエ、アール、ギアレー氏は米國ゼネラル電氣會社を代表し川野技手辻技手が明治三十六年以來スチームタービン數基の据附及運轉に従事して最も熟練なる技倆を發揮したることを賞讃し感謝狀を贈られたり。尙社員有志者よりも勤續祝賀記念品を贈りたり

【木村社長外三氏勤續二十五年功勞表彰】

株主總會は社長取

締役木村利右衛門取締役若尾幾造同渡邊福三郎常務取締役上野吉二郎四氏が明治二十五年以降累任し社業に献替する所多大にして功勞洵に顯著なりとし其の決議を以て功勞調査委員功勞表彰委員を擧げ、大正六年六月十日日本社に於て勤續二十五年功勞表彰式を舉行し贈るに左の表彰狀並に金杯及金員木村社長八千圓上野常務取締役七千五百圓若尾渡邊兩取締役各參千圓を以てし且つ四氏の肖像を油繪に製作して社内に掲げ永く其の功勞を記念することとせり。

我が横濱電氣株式會社は、大正六年參月貳拾日臨時株主總會の決議に依り、茲に滿腔の誠意を披瀝して、貴下社長在任貳拾五年の功勞を表彰するが爲に、別紙目録の金品を贈呈し、感謝の微意を表せむとす。想ふに、明治貳拾貳年拾壹月我が横濱共同電燈會社設立の當初は、時未だ本邦電氣事業の草創に屬せしを以て、營業の不振を免れず、是に於て同貳拾五年八月新に貴下を社長に推選し、業務の刷新振興を圖れり。貴下の任に就くや、毅然紛糾を收拾し、銳意社務を釐革して、其の前途初めて一道の光明を認むるあり。爾後着々恢弘の綱領を定め、緩急の施設宜しきに適へるを以て、就任拾有餘年間に、事業は顯著の發達を爲して、基礎亦動すべからざるを見たり。

日露戰後世運の向上と企業勃興の趨勢とは、頓に電氣事業の進歩を促し、我が社内外多事多難なるに當り、機に臨みて、當頭の方針を定め、先づ市内斯業の統一を圖り、尋ぎて明治四拾貳年九月箱根水力電氣株式會社と合同して、横濱電氣株式會社と改稱すると共に、事業の主體に一大強力を加え、横濱市の内外に亘りて多々益々供給の道を啓き、以て社業の一新紀元を劃したり。爾來更に横須賀電燈瓦斯株式會社及江之島電氣鐵道株式會社を合併するありて、著しく營業權利の擴大を來せり、而して又他の一方には、競争會社の蠶食を未然に防遏して、我が社の利權を保障せし等、擧げ來れば、我が社貳拾五年の光榮ある歴史は、一に貴下人格の資なりと稱するも、敢へて溢美に非ざるを覺ゆ。若貴下の德望と識量とが常に九鼎の重きを爲して、克く内外に徹底する無かりせば、焉んぞ今日の偉大なる發展を招來して、公共の福利と株主の利益とを調和増進すべき根本目的を遂行することを得んや。是吾人株主一同の諦知して、感荷措く能はざる所なり。

今や世界戰亂に伴ふ内地事業界の殷盛は、更に社業の一大擴張を促すの秋に當り、貴下達觀の明亦能く進歩の方嚮を指示して、謬らす之が、事業の内容は、渠既に成りて水到るを待つの觀あり、此の洋々たる前

途を迎ふる好機會に、蒞み下名等は、其の附與せられたる權限に依り、總會決議の誠意を貴下に向ひて披陳するの光榮を衷心の欣幸とするものなり。

大正六年六月十日

横濱電氣株式會社
功勞表彰實行委員

- 田中善助
- 清水彌三
- 佐藤政五
- 福井直吉
- 安部幸兵衛
- 戸塚吉太
- 小出紳太
- モリス、ラッセル
- 上野清助
- 加藤八郎
- 石塚彦輔

木村利右衛門殿

第十章 災害、契約、争訟其の他

我が横濱電氣株式會社は、大正六年參月貳拾日臨時株主總會の決議に依り茲に滿腔の誠意を披瀝して、貴下の支配人常務取締役を通じ在職貳拾五年の功勞を表彰するが爲に別紙目録の金品を贈呈し感謝の微意を表せむとす

抑我が横濱共同電燈會社創立後營業不振の後を承け明治貳拾五年八月木村利右衛門氏新に社長に就任して社業革新を圖るに當り貴下擢でられて我が社の支配人となれり貴下就職以來明敏の頭腦と銳利の手腕とを以て之が衝に當り夙夜淬勵忘る所なし是に於て社業の前途漸く一道の光明を認むるに共に株主の信頼益々厚きを加ふるに到れり爾來一身を捧げて事務の中幹となり内に劃策し外に折衝し苦心經營せるもの貳拾五年一日の如し

由來本社事業の施設が時代の要求に先驅して遺算なく經濟界の風潮に處して嚮ふ所を誤らず以て前後五回の増資と四次の合同とを實行して確乎たる現在の基礎を得たるは職として貴下獻替の功と司宰の勞とに由るものと謂はざるべからず且其の利益配當の如き貳拾五年間を通じ本邦一般株式に比し優に遜色なき成績を奏して吾人株主が會社設立の公共的目的と放資の營利的精神とに對し兩つながら酬いられたるの結果を得たるは貴下が一身の利害を度外に措きて一意社業の爲に獻身的努力を傾注したるに基き併せて貴下が身を以て衆員の儀表となり社員統御其の宜しきを得たるの致す所なり

今や世界戦亂に伴ふ内地事業界の殷盛は社業の一大擴張を實行せざるべからざるの秋に當り更に貴下の努力に俟つ所多し此の洋々たる前途を迎ふる好機會に於て下名等は其の附與せられたる權限に依り總會決議の誠意を貴下に向ひて披瀝するの光榮を衷心の欣幸とするものなり

大正六年六月十日

横濱電氣株式會社

功勞表彰實行委員

- | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|-------|------|------|----------|------|------|------|
| 田中善助 | 清水彌三 | 佐藤政五 | 福井直吉 | 安部幸兵衛 | 戸塚吉太 | 小出御太 | モリス、ラッセル | 上野清助 | 加藤八郎 | 石塚彦輔 |
|------|------|------|------|-------|------|------|----------|------|------|------|

上野吉二郎殿

我が横濱電氣株式會社は、大正六年參月貳拾日臨時株主總會の決議に依り茲に滿腔の誠意を披瀝して、貴下取締役在任貳拾五年の功勞を表彰するが爲に別紙目録の金品を贈呈し感謝の微意を表せむとす
明治貳拾貳年拾壹月我が横濱共同電燈會社創立後營業不振の後を承け新に重役を改選して業務の刷新振興を圖るや貴下擧げられて取締役に就任し爾來累選重任すること茲に貳拾有五年此の同時勢の

第十章 災害、契約、争訟其の他

進運に伴ひて社業顯著の發達を爲し五回の増資と四次の合併とを重ね現時其の營業權利の擴張と供給内容の充實と社業の多岐複雑なるは之を貴下就任の初に比し眞に月蹙も音ならざるの差あり斯の如く我が社根本の目的が年を逐ふて着々貫徹し海内同業會社中に嶄然頭角を抽くの盛況を迎へ得たるものは貴下の參劃籌謀宜しきに適ひ加ふるに財界に於る名望を以て重きを會社の内外に爲せるに職由せずんばあらす今や世界戦亂に伴ふ内地事業界の股盛は更に社業の一大擴張を促し方に之が施設中に在り此の洋々たる前途を迎ふるに當り下名等は其の附與せられたる權限に依り總會決議の誠意を貴下に向ひて披陳するの光榮を衷心の欣幸とするものなり

大正六年六月十日

横濱電氣株式會社

功勞表彰實行委員

- 田中善助
- 清水彌三
- 佐藤政五
- 福部直吉
- 安部幸兵衛
- 戸塚吉太
- 小出御太
- モリス、ラッセル
- 上郎清助

- 渡邊福三郎殿
- 若尾幾造殿

(各通)

- 加藤八郎右衛門
- 石塚彦輔

【勤續二十五年社員表彰】

に依り大正七年六月三日左の金品を贈與し其の功勞を表彰したり。

技手樋口頴

- 一金時計 一個
- 一勤續表彰の賀詞 一幅
- 一金貳百五拾圓也 一封
- 勤續二十五年之賞として頭書の通り贈與候也

大正七年六月三日

横濱電氣株式會社

社長 木村利右衛門

【木村社長功勞表彰】 社長取締役木村利右衛門氏老齡の故を以て大正八年四月辭任したるに依り、株主總會は氏の功勞を表彰することを決議し、同年五月一日左の表彰狀に金拾五萬圓を添えて同氏に贈りたり。

始を慎み終を令するは士の最も艱しとする所にして所謂創業守成一串鞏固の堅忍と謀慮とに俟たるを得ざる可らず我が横濱電氣株式會社が明治二十二年横濱共同電燈會社の名を標し資本金參拾萬圓を以て斯業を經始するに膺り電氣界の氣運は未だ襁褓の中に在りしを以て蹉跎紛糾相踵て興り一時社運をして萎靡不振に陥らしめたるも明治二十五年八月貴下が衆望を負ふて新に社長に占位せられしより其の德望と手腕とを以て此が盤革更張を畫せられ百度始めて其の緒に就き更らに明治四十二年に至り現在の社名に改稱し股票一千五百萬圓の巨貲を擁し縣下に於ける斯業の統一を謀り在職二十有八年遂に刻下の隆運を邀致するに至らしめたるは職として 貴下が統率指導の宜しきに由ると謂はざる可らず

貴下の聲望儀範は夙に大方の仰瞻忻慕する所にして我が社が倚りて以て此の昌運を荷ふに至りたるは獨り株主の欣幸たる而已ならず借りて人生に鑑戒を垂るゝものと謂べし今や貴下其の齡壽域に隣り百般係累の煩に堪へず恬退以て餘生を送られむとす我が社は恰も赤子の慈母に別るゝの嘆なき能はざるも 貴下が久要不忘の光霽は必ず慎始令終の訖完を識るが故に茲に臨時株主總會の決議に基き別紙目録の金元を賜呈して聊か微意のある所を表忱す不臚の敝物敢て功勞に報するに足るさい

ふにはあらざる也 敬具

大正八年五月一日

木村利右衛門殿

横濱電氣株式會社
社長取締役

上野吉二郎

【二十年以上勤續社員表彰】 大正十年四月二十七日二十年以上勤續社員左記十二名に對し功勞表彰式を行ひ左の表彰狀に、各金貳百五拾圓と金時計とを添え贈與せり。

表彰狀

主事 加藤太一郎

明治三十三年九月始めて當社に入り爾來二十有一年精勵恪勤一日の如く能く其職務に盡瘁せり爰に重役會の決議に基き金一封並に時計一個を贈り多年の功勞を表彰す（以下入社年月を異にするのみにて同文に付之を畧す）

大正拾年四月二十七日

横濱電氣株式會社

社長 上野吉二郎

受賞者氏名

主事	加藤	太一郎	(勤続二十一年)
全	小松	吉次郎	(勤続二十三年)
技手	平本	又之助	(勤続二十四年)
技手	萩野	真	(勤続二十五年)
技手補	北川	喜和造	(勤続二十四年)
全	奥村	助次郎	(勤続二十五年)
全	内藤	達	(勤続二十三年)
工手	中村	宇三郎	(勤続二十一年)
全	西村	小太郎	(勤続二十一年)
全	大高	平四郎	(勤続二十二年)
全	淺見	庄吉	(勤続二十三年)
全	白井	豊吉	(勤続二十一年)

第五節 雜件

【技師長米國派遣】 裏高島町發電所新設に付之に据付くべき汽罐汽機發電機撰擇の爲め、明治二十九年十一月小堀技師長を米國に出

張せしむ、米國各地に於て實地研究の上二百五十馬力水管汽罐二基、四百實馬力汽機二百十六キロワット單相交流式發電機凝縮器及唧筒、エコーマイザー、提重器、鋼製高百七十五尺煙突等各一基、其他蒸氣管、計量器類各種、高壓式給水唧筒、給水溫水器、發電所用鐵製小屋組及び鐵板等一切の必要品を註文し三十年六月歸社せり。

【豫備監査役の監査役就任無効】 明治三十六年十一月監査役岡

田利正氏死亡に付豫備監査役田島信夫氏就任の變更登記を横濱區裁判所に申請したるに豫備監査役の選舉は商法上無効なるの理由に依り該申請を却下せられたり。決定理由の要點左の如し。

監査役は商法第六十四條の規定に依り必ずや株主總會に於て直接に選任せられたるものならざるべからず然るに田島信夫は曾て商法が何等の權利資格を認めたる事なき豫備監査役なるものに選舉せられたる事あるに止まり未だ曾て商法の所謂監査役として之が選任を受けたる事なし而して會社定款第十六條によれば役員の補缺に備ふるが爲め豫め豫備監査役なるものを選定し缺員ある毎に得票の多き者より順次に監査役に就任すべき旨の規定あるも之が爲め直に株主總會に於て監査役として選任を受けたるものと云ふ事能はざるのみならず假令豫備監査役なるもの、選任は即ち監査役の

選任なりとするも其選任なるものは豫選に非ざれば條件付選舉に外ならず此の如きは現在の株主總會の權利に屬せざる未來の監査役の選任をなすものにして商法の認めざる所なるを以て斯る定款の規定は其効力を有すべきものに非ず云々（下略）

【水面埋立及地所交換】 裏高島町二丁目二番地本社所有地西南面の道路缺損し不便なるが爲め、明治三十三年六月道路敷埋立寄附、不用道路敷下附の件を横濱市へ出願せしが、三十四年三月左の條件を以て認可せらる。

一、本社所有地沿護岸石垣築設及道路地揚げ工費を負担する事

一、石崎川沿岸石垣の改築修繕は永年に亘り沿岸土地所有者の負擔とす

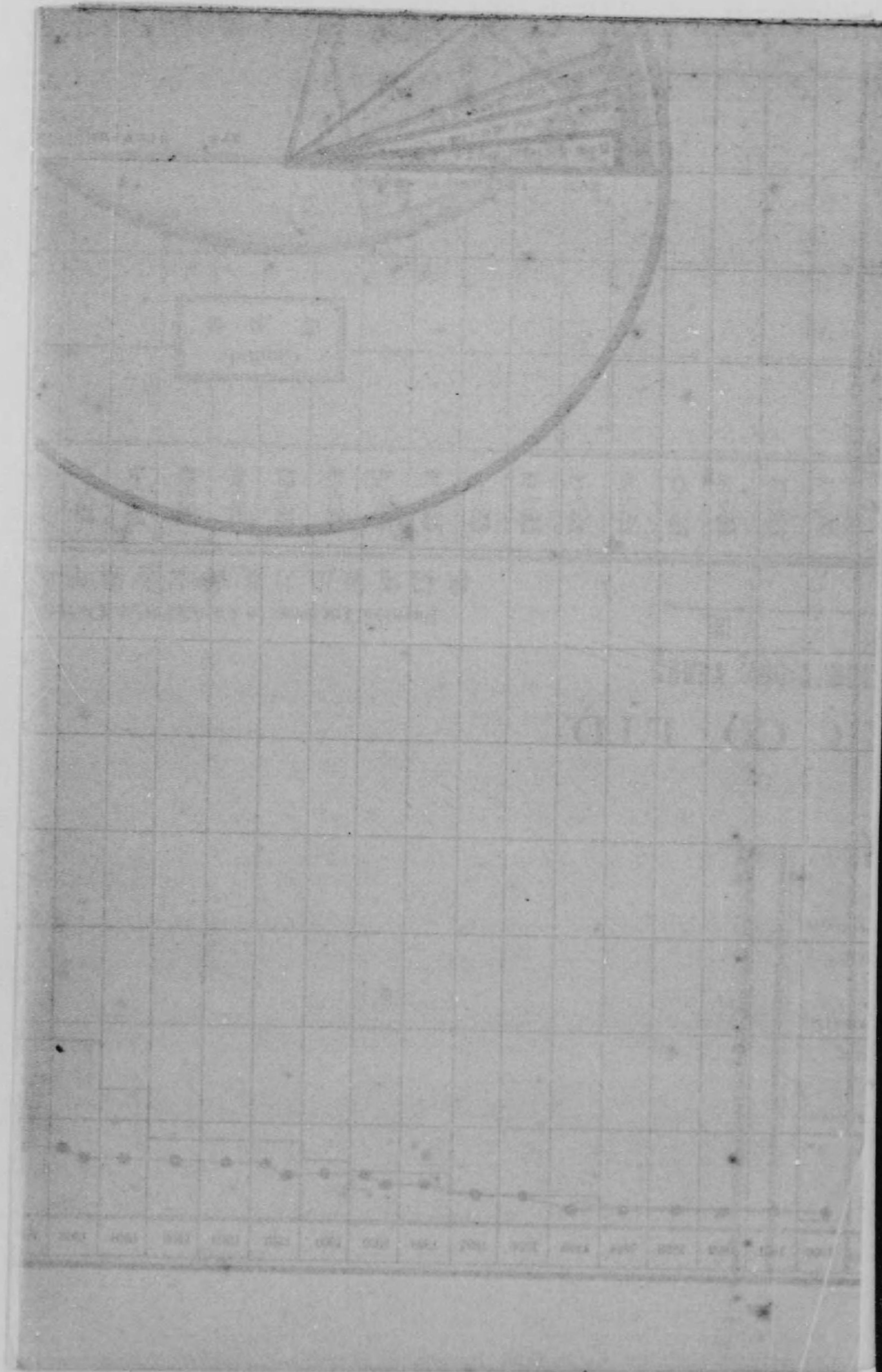
一、櫻川に架しある當社私設の橋梁は人力車通行に差支なき程度に於て向ふ滿十五年間當社の費用を以て保存する事

然るに其工事に着手するに際し現場區域に就き設計當時の錯誤を發見し更に公有水面埋立を神奈川縣廳に出願して三十八年十月認可となり同年十二月埋立地を官有地第三種道路に編入せられ、市との交換條件を具備成就したる結果、三十九年五月十八日横濱市より地所三百

七十八坪三合九勺の無償讓渡を受けたり。

【火災保険と不燃質造營】 本支社及江之島電氣鐵道部の建物機械に對しては、現在内外保險會社と火災保險契約を締結せるも、神奈川發電所は建設の當初不燃燒物を以て造營したるものなるを以て保險契約を爲さず、

【俱樂部設立】 本社事業の發展するに従ひ、社員次第に増加し事務益々繁劇を加ふるに至りしを以て、勤務後慰安の爲に、大正四年十二月本社裏手の空地を下して俱樂部を設く。二階建にて階下階上には疊敷の大廣間五室ありて圍碁將棋其の他の娛樂機關を具へ、外に球突場浴室を設け、前面の大廣場は庭球を行ひ得べし。



橫濱電氣株式會社沿革史 終

YOKOHAMA ELECTRIC CO., LTD.

BUSINESS CONDITION COVERING THIRTY-ONE YEARS

橫濱電氣株式會社營業三十有一年間

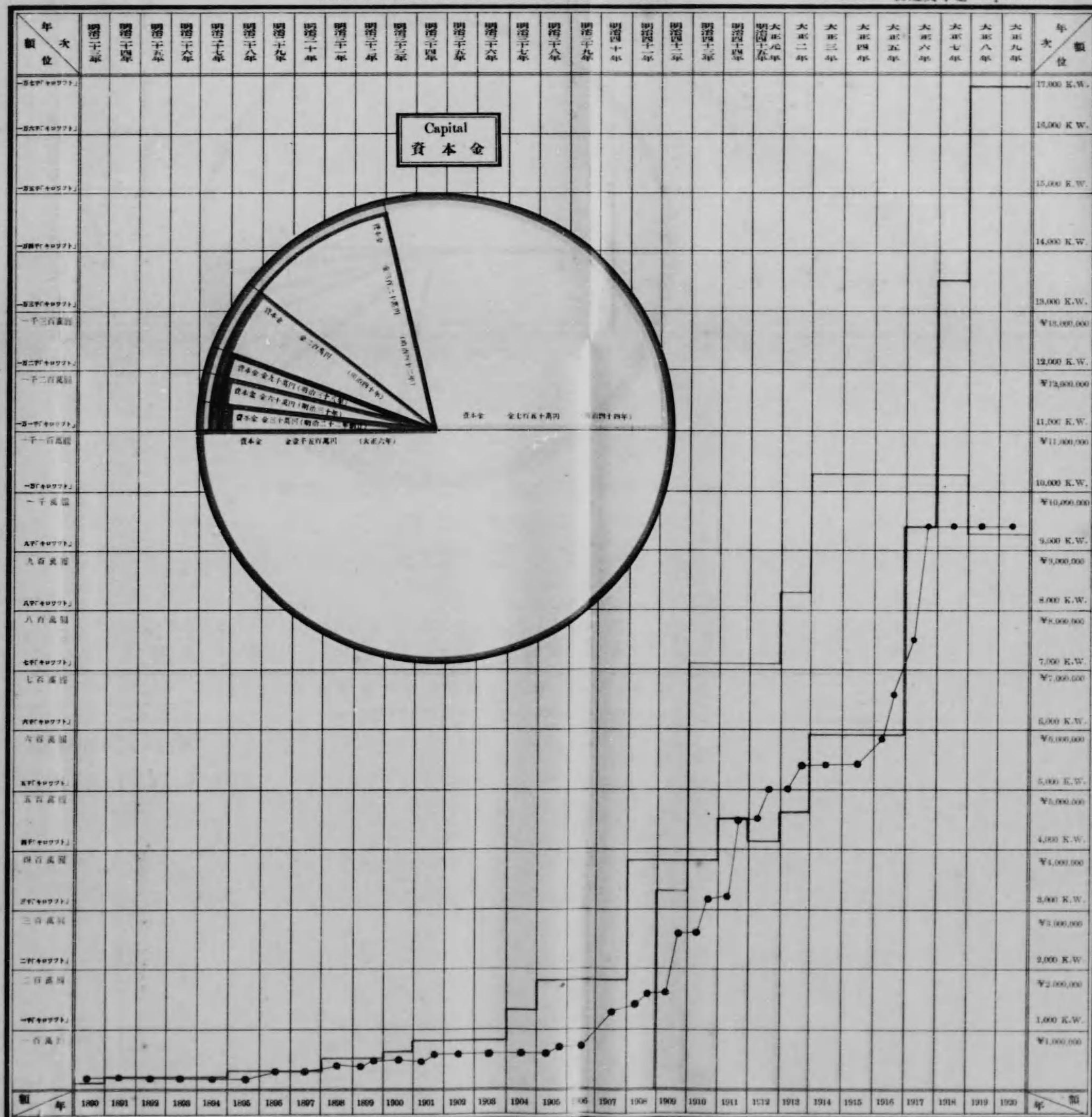
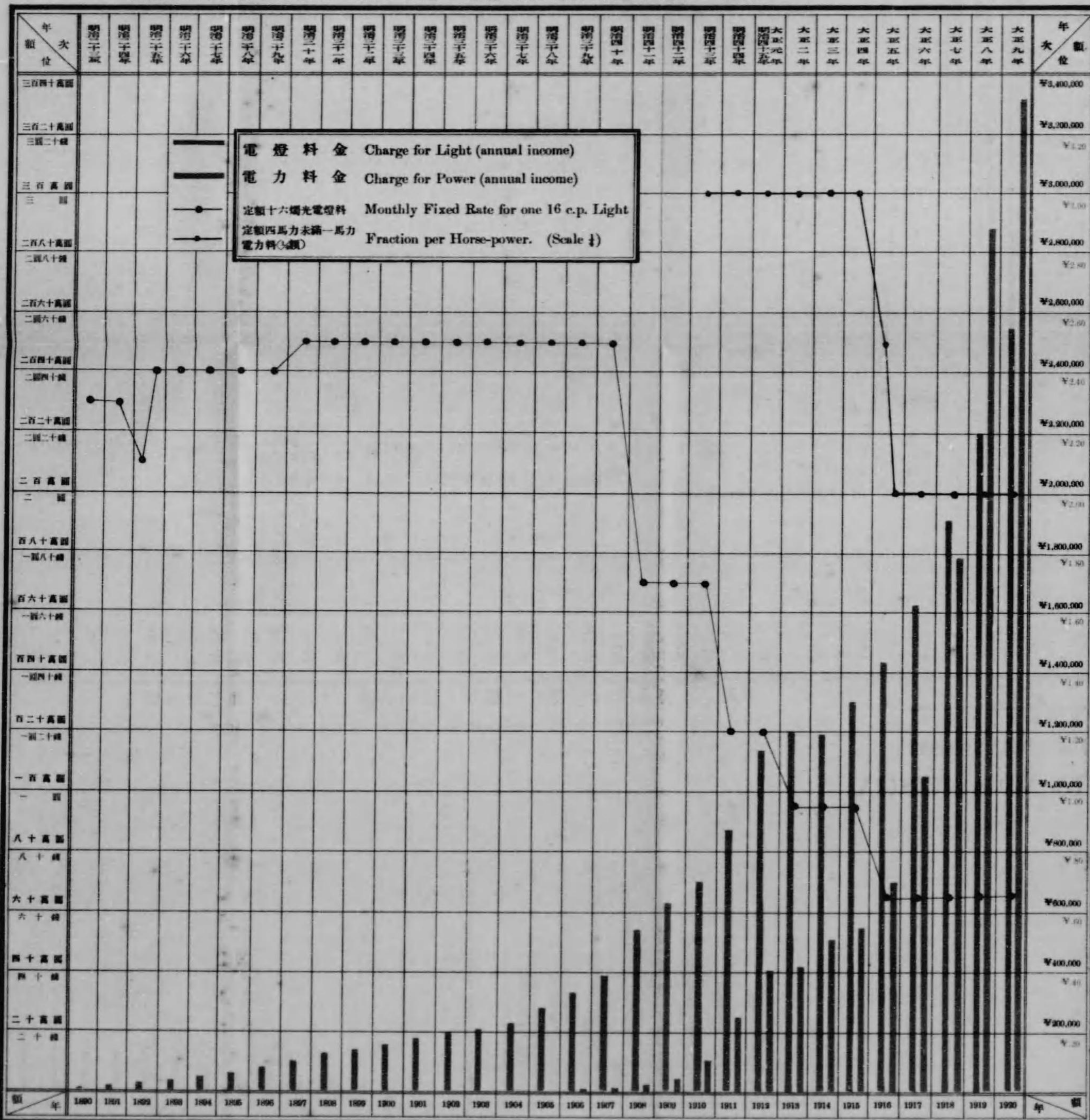
Annual Increase in Light and Power Incomes against Decrease in Charge

電燈料金及電力料金收入累年増進ト電燈料及電力料逐年低下ノ趨勢

Parallel Increase in Capital with Output Suppliable

供給電氣出力並資本金累年増加ノ趨勢

火力出力 Steam Output
 水力出力 Hydraulic Output
 拂込資本金 Capital Paid



横濱電氣株式會社年譜

年 次 月 事 歴

明治二十二年 七月 横濱共同電燈會社創立出願

十一月 創立許可

同 株式募集、重役選舉、技師長支配人就職

同 二十三年 一月 點燈規則、當社申合規則、電工規則制定

二月 常盤町發電所竣工

四月 電燈料金「メートル」使用規則制定

九月 諸設備完成發電力百「キロワット」

十月 開業

十二月 横濱電燈會社營業權讓受、發電力六十「キロワット」増加

同 二十四年 十月 加藤理事長、岩田技師長辭職

同 震災被害

横濱電氣株式會社年譜

- 同 二十五年 一月 高島社長引退
- 三月 工學士小堀十龜技師長就職
- 四月 小澤副社長辭職、田沼副社長就任
- 五月 電燈料値下ゲ
- 七月 重役總辭職
- 八月 重役改選、木村社長就任
- 同 上野支配人就職
- 十一月 會社財産整理
- 十二月 電燈料金値上ゲ
- 同 二十六年 七月 初メテ利益配當ヲ行フ
- 十一月 發電力五十[キロワット]増加
- 同 二十八年 七月 發電力六十[キロワット]増加
- 十二月 眞金町火災電燈器具線路損害
- 同 二十九年 五月 [コツキング]氏ノ營業權讓受

- 十一月 小堀技師長米國出張
- 同 三十年 九月 資本金六十萬圓ニ増加ス、定款改正
- 十月 電燈料値上ゲ
- 十一月 發電力六十[キロワット]増加
- 同 三十一年 三月 發電機破裂
- 五月 石炭價格ノ暴騰
- 九月 裏高島町發電所落成發電力二百十六[キロワット]増加
- 同 三十二年 七月 定款改正
- 八月 伊勢佐木町大火、貸付電燈器具及需要家所有電燈器具ノ燒失スルモノ合計七百八十餘燈
- 同 三十三年 九月 常盤町發電所出火
- 十月 裏高島町發電所第二回機械増設發電力二百四十[キロワット]増加

十二月 [ハイネ]水管汽罐二基高田商會ト受渡ヲ完了ス

同 三十四年 三月 高田商會ニ注文シタル機械ノ延着ニ關スル仲裁判斷ヲ

東京商業會議所へ請求ス

四月 右仲裁判斷ノ宣告

十二月 裏高島町發電所第三回機械増設發電力三百[キロワット]
増加

同 三十五年 二月 電燈盜用ニ關スル上申書提出

四月 横濱市域ノ擴張、岡野町供給區域ニ入ル

五月 常盤町發電所ノ使用休止

同 三十六年 七月 社債十五萬圓募集

十月 晝夜電氣供給開始

十一月 豫備監査役ノ監査役就任登記申請却下

同 三十七年 三月 裏高島町發電所出火

四月 電氣工作物改修着手

九月 裏高島町發電所第四回機械増設發電力五百[キロワット]

同 三十八年 三月 火災保險契約

増加[カーチス、スチーム、タービン]採用

八月 資本金ヲ九十萬圓ニ増加ス、定款ノ改正

十月 裏高島町發電所第五回増設工事成ル發電力五百[キロワット]増加

十二月 重役並社員ノ功勞表彰

同 三十九年 一月 「メートル」電力料金制定

三月 電力料値下ゲ

五月 横濱市ト土地交換

九月 保土ヶ谷町へ電燈供給ヲ始ム

十一月 電力供給ノ命令書下附サル

十二月 技師長工學士小堀十龜解職

同 四十年 一月 工學士高橋享二技師長ニ就職ス

四月 工學士五十嵐源太郎汽罐汽機取扱主任者ニ就職ス

- 五月 神奈川電燈株式會社ノ合併
- 同 資本金ヲ二百萬圓ニ増加ス定款ノ改正
- 七月 市條例ノ改正ニヨリ電柱税賦課セララル
- 十月 子安村ニ電氣ノ供給ヲ開始ス
- 同 四十年 三月 裏高島町發電所第二期擴張設備成ル發電力一千[キロワット]増加
- 四月 電燈料及メートル電力料値下ゲ
- 十一月 裏高島町發電所第二期擴張工事完成發電力一千[キロワット]増加
- 同 四十二年 九月 定款大改正
- 箱根水力電氣株式會社合併
- 資本金ヲ三百二十萬圓ニ増加ス
- 水力發電力三千三百[キロワット]保有
- 同 社名ヲ横濱電氣株式會社ト改稱ス

同 重役改選、上野吉二郎、駒井宇一郎ノ兩氏常務取締役ニ就任

- 同 四十三年 一月 月極電力料改正
- 四月 社債一百萬圓ヲ募集ス
- 七月 峯變電所及送電線路落成、富士瓦斯紡績株式會社峯發電所ヨリ電力ヲ受入ル此容量三千七百五十[キロワット]
- 八月 箱根早川大洪水
- 同 電燈料第一期値下ゲ
- 九月 横須賀附近本社電力供給區域ニ入ル
- 十一月 會社例規制定
- 十二月 東京市及附近數町ヘノ電力供給工事施行認可申請
- 同 四十四年 三月 電燈料第二期値下ゲ
- 四月 横濱電氣鐵道株式會社、横須賀海軍工廠ニ電力供給ヲ開始ス

四月 逓信大臣ニ陳情書ヲ提出ス
 六月 横濱市ト報償契約ノ締結
 七月 資本金ヲ六百五十萬圓ニ増加ス
 八月 横須賀電燈瓦斯株式會社ヲ合併シ資本金ヲ七百萬圓ニ増加ス
 横須賀支店ヲ置ク
 同 定款改正横須賀市ニ於テ瓦斯製造工場設置ノ許可ヲ受ク
 九月 第三期電燈料金値下グ[メートル]電燈料改正
 十月 江之島電氣鐵道株式會社合併
 資本金ヲ七百五十萬圓ニ増加ス
 江之島電氣鐵道部ヲ置ク
 十一月 横濱市ニ對スル報償契約ノ改訂
 同 四十五年 三月 裏高島町發電所ヲ神奈川ニ移轉ニ付同所敷地ノ一部ヲ

同 鐵道院及武藏電氣鐵道株式會社ト交換スルコトヲ協定
 同 四月 富士瓦斯紡績株式會社電力一千[キロワット]購入契約成立
 同 五月 元江之島電氣鐵道株式會社社債ヲ兩會社合併ニ付繼承登記
 大正元 年 九月 屏風浦線落成電氣供給開始
 同 年 十月 神奈川發電所竣工、火力發電力三千[キロワット]増加
 同 年 五月 富士瓦斯紡績會社ヨリ電力一千[キロワット]購入契約ヲ締結ス
 七月 神奈川發電所ニ裏高島町發電所機械ノ一部ヲ移ス
 十一月 電燈料第四期値下ゲ
 十二月 鎌倉瓦斯株式會社事業ノ讓受
 同 年 七月 横須賀支店ニ裏高島町發電所機械ノ一部ヲ移轉ス
 同 年 八月 裏高島町發電所ノ撤去

同 四 年 四 月 二十五年勤績社員表彰

十 月 都筑郡西谷村、都岡村、足柄上郡川村、松田町、谷ヶ村、吉田島村供給區域ニ入ル

同 五 年 一 月 月極電力料改正

五 月 同再改正

同 鎌倉郡深澤村、足柄上郡酒田村、橋樹郡日吉村供給區域ニ入ル

十一月 タングステン電球制採用第五期電燈料金値下ゲ

同 六 年 三 月 資本金ヲ一千五百萬圓ニ増加ス定款改正

八 月 神奈川發電所第二回機械増設發電力三千五百キロワット増加

六 月 二十五年在任取締役功勞表彰

同 七 年 十一月 電力料ノ收入電燈料ノ收入ヲ突破ス

同 神奈川發電所第三回増設設備一部成リ發電力四千キロワット増加

同 八 年 四 月 木村社長ノ辭任、上野常務取締役ノ社長就任

同 神奈川發電所ノ第三回増設設備完成發電力三千五百キロワット増加

同 埋地大火、本社ノ損害約六萬圓

五 月 木村前社長ノ功勞表彰

同 九 年 二 月 定款改正營業目的追加

同 京濱電力株式會社ノ創立ニ參加シ株式引受、電力購入豫約

四 月 石炭價格暴騰

七 月 江之島電車賃金値上ゲ

八 月 東京電燈株式會社ノ供給電力ヲ受入ル此供給量不定時六千キロワット

十 月 社債三百萬圓ノ募集

十二月 東京電燈株式會社ト合併ノ假契約締結

同 十一月 電燈料並ニ月極電力料及メートル電力料改正實施

同 臨時株主總會ニ於テ東京電燈株式會社トノ合併契約ヲ承認ス

三月 本社東京電燈株式會社合併披露會

四月 二十年以上勤續社員ノ表彰

同 解散式

五月 解散登記

大正十一年六月十五日印刷
大正十一年六月二十日發行

〔非賣品〕

編纂兼
發行者

横濱市西戸部町字境谷千六百九十六番地
小 松 吉 次 郎

印刷者

横濱市相生町六丁目九十番地
山 縣 平 司

印刷所

横濱市相生町六丁目九十番地
山 縣 印 刷 所
電話本局三四〇二番

99

380
210

終

